
第3次いちかわハートフルプラン

【市川市障害者計画・

第5期市川市障害福祉計画・

第1期市川市障害児福祉計画】

平成30～32年度

(2018～2020年度)

『誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち』を目指して

平成30年2月

市川市

【計画全体の構成】

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって

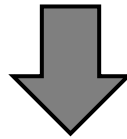
（計画とはどういうものか、背景と趣旨、法的位置づけや計画期間など）

第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題

（現状と課題の集約・分析、国内外の動向、障害者手帳所持者数、現行計画の総括、意識調査やアンケート調査、ヒアリング、自立支援協議会からの意見などを踏まえて課題を集約）

第3章 計画の基本的な考え方

（この計画の理念や目標、施策に共通する考え方、施策体系）



〔第2部：各論〕

第4章 重点施策

（計画期間において横断的・重点的に取り組む施策）

第5章 市川市障害者計画

（各施策及び具体的事業に関する計画）

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

（障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業と児童福祉法に定める障害児通所等に関する計画）

第7章 計画推進のために

（計画を着実に進めるための方策）

目次

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	4
4. 成果目標と活動指標.....	5
第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題.....	6
1. 障害者施策をめぐる内外の動き	6
2. 本市における障害のある人の現況.....	9
3. 第2次いちかわハートフルプランの総括.....	15
4. 障害者施策に対する市民の意識とニーズ.....	29
5. 障害児通所支援サービス利用のアンケート調査.....	35
6. 障害者団体へのヒアリング.....	37
7. 自立支援協議会等からの意見.....	41
8. 課題のまとめ	45
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1. 計画の理念.....	47
2. 計画の将来像	48
3. 計画の基本目標と施策推進の方向.....	49
4. 各施策に共通する横断的視点.....	50
5. 施策体系.....	52


〔第2部：各論〕

第4章 重点施策.....	53
1. 重点施策とは	53
2. 重点施策.....	54
第5章 市川市障害者計画.....	60
第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～.....	61
1. 子育て支援.....	61

2. 学校教育.....	64
第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～	67
1. 生涯学習.....	67
2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動	69
3. 就労支援・雇用促進.....	71
第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～	74
1. 福祉サービス.....	74
2. コミュニケーション・移動サービス	78
第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	80
1. 相談・情報提供	80
2. 権利擁護.....	82
第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～	85
1. 健康づくり・予防.....	85
2. 医療・リハビリテーション	87
第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	90
1. 福祉のまちづくり.....	90
2. 居住環境の整備	92
3. 災害対策・防犯	94
第7節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	97
1. 理解促進.....	97
2. 交流の機会・場づくり	99
3. 人材確保・育成	101
4. ネットワーク形成.....	103
事業体系.....	105
第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画.....	107
1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性.....	107
2. 成果目標.....	109
3. 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	114
障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	114
4. 障害福祉サービスの整備	116
5. 相談支援の整備.....	124
6. 地域生活支援事業の整備	127
7. 障害児通所支援等の整備	141
第7章 計画推進のために.....	144

〔第3部：資料編〕

I	資料	145
1	策定に関する体制と経過	145
2	市川市社会福祉審議会条例	147
3	市川市社会福祉審議会委員名簿	149
II	参考資料	151
1	「障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査」について	151
2	「障害児通所支援等に関するアンケート」について	152
3	障害者計画策定プロジェクトチームについて	153
III	用語解説	155



第1部
総論

【計画全体の構成】

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって

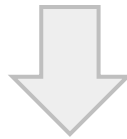
（計画とはどういうものか、背景と趣旨、法的位置づけや計画期間など）

第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題

（現状と課題の集約・分析、国内外の動向、障害者手帳所持者数、現行計画の総括、意識調査やアンケート調査、ヒアリング、自立支援協議会からの意見などを踏まえて課題を集約）

第3章 計画の基本的な考え方

（この計画の理念や目標、施策に共通する考え方、施策体系）



〔第2部：各論〕

第4章 重点施策

（計画期間において横断的・重点的に取り組む施策）

第5章 市川市障害者計画

（各施策及び具体的事業に関する計画）

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

（障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業と児童福祉法に定める障害児通所等に関する計画）

第7章 計画推進のために

（計画を着実に進めるための方策）

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、すべての市民の人権が尊重され、地域社会でいきいきと暮らしていけるよう、「自立・参加・共生」を理念とした「市川市障害者施策長期計画」（平成10～19年度）を改定し、平成20年3月に「市川市障害者計画（基本計画）」（平成20～29年度）を策定しました。

この計画では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取り組みを進めるために、これまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標のもと、6つの施策推進の方向に沿って、施策を計画的に推進してきました。

一方、障害者自立支援法（平成25年度からは「障害者総合支援法」）に基づき、平成18年度より3年間ごとに策定される市川市障害福祉計画は、「市川市障害者計画（基本計画）」における様々な分野の中でも、特に生活支援分野における実施計画という位置づけから、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を定めた計画となっています。

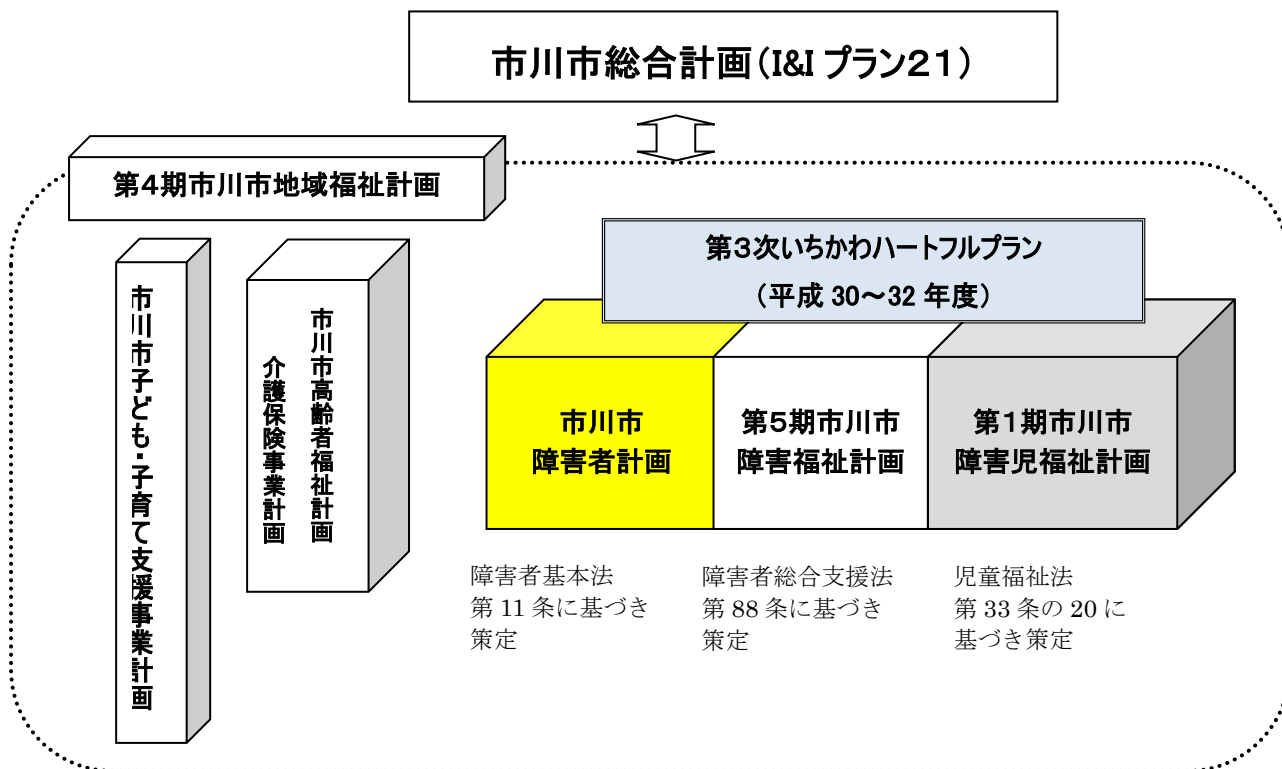
その後、本市では、障害者計画（基本計画）に定めた6つの施策の方向性のもとに、実施計画と障害福祉計画を策定し、これを「いちかわハートフルプラン」（平成24～26年度）、「第2次いちかわハートフルプラン」（平成27～29年度）として推進してきました。

その間の、障害者総合支援法の施行、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定、国における「第3次障害者基本計画」の策定、さらには平成27年度より施行の「生活困窮者自立支援法」や平成30年度に予定されている「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、関連する法改正等の動向を踏まえ、これまでの「市川市障害者計画（基本計画）」及び「第2次いちかわハートフルプラン」の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しました。さらに、サービス基盤整備への更なる取り組みを着実に推進するため、平成32年度を目標としてこれまでの「市川市障害者計画（基本計画）」及び「第2次いちかわハートフルプラン」を統合するかたちで「第3次いちかわハートフルプラン」の策定を行うこととしました。

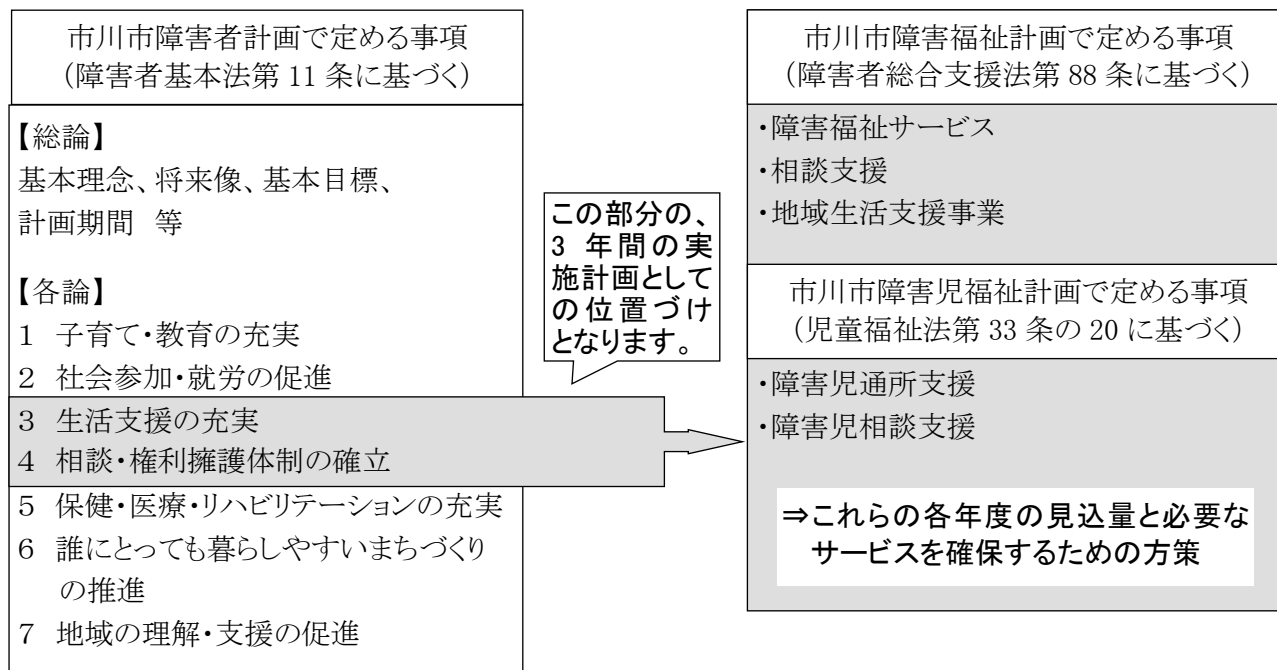
2. 計画の位置づけ

第3次いちかわハートフルプランの位置づけは、次のとおりです。

- 本計画は「市川市障害者計画」「第5期市川市障害福祉計画」「第1期市川市障害児福祉計画」から構成されます。
- 「市川市障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づき策定を義務付けられた法定計画であり、障害のある人のための施策に関する基本的な計画となります。
- 「第5期市川市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。
- 「第1期市川市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。
- この計画は、「市川市総合計画（I&Iプラン21）」に基づく部門別計画に位置づけられるものです。
- この計画は、「第4期市川市地域福祉計画」との整合性と調和を図るほか、子ども・子育て支援施策、保健医療施策、高齢者福祉等に関連する、他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。

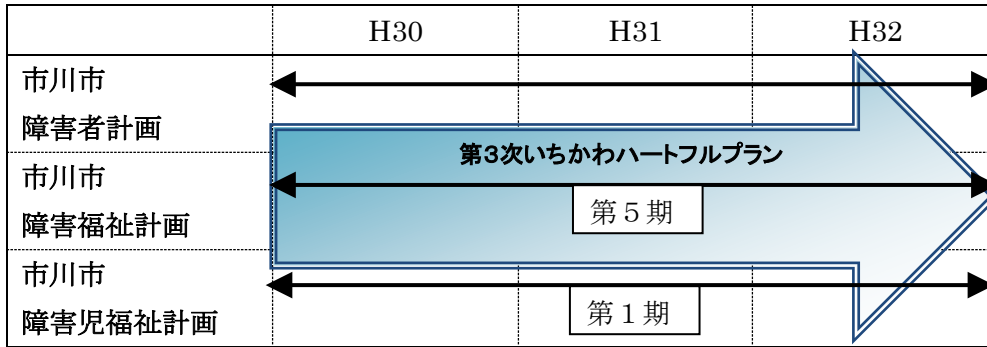


■障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

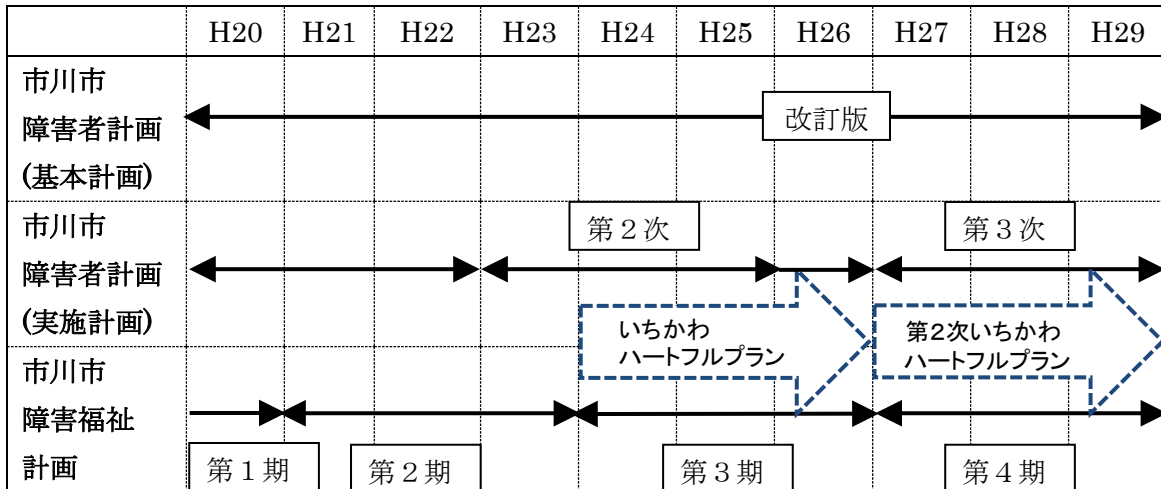


3. 計画の期間

- この計画は、平成30年度から32年度までの3年間で計画期間として策定します。
- なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



■これまでの計画



4. 成果目標と活動指標

本計画における「成果目標」及び「活動指標」に関する考え方は以下のとおりです。

【成果目標】

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定。都道府県及び市町村は、基本指針の規定に沿ってそれぞれの成果目標を設定し、少なくとも年に1回はその進捗状況を分析・評価した上で必要な対応を行う。

【活動指標】

国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込み（活動指標）を定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価する。

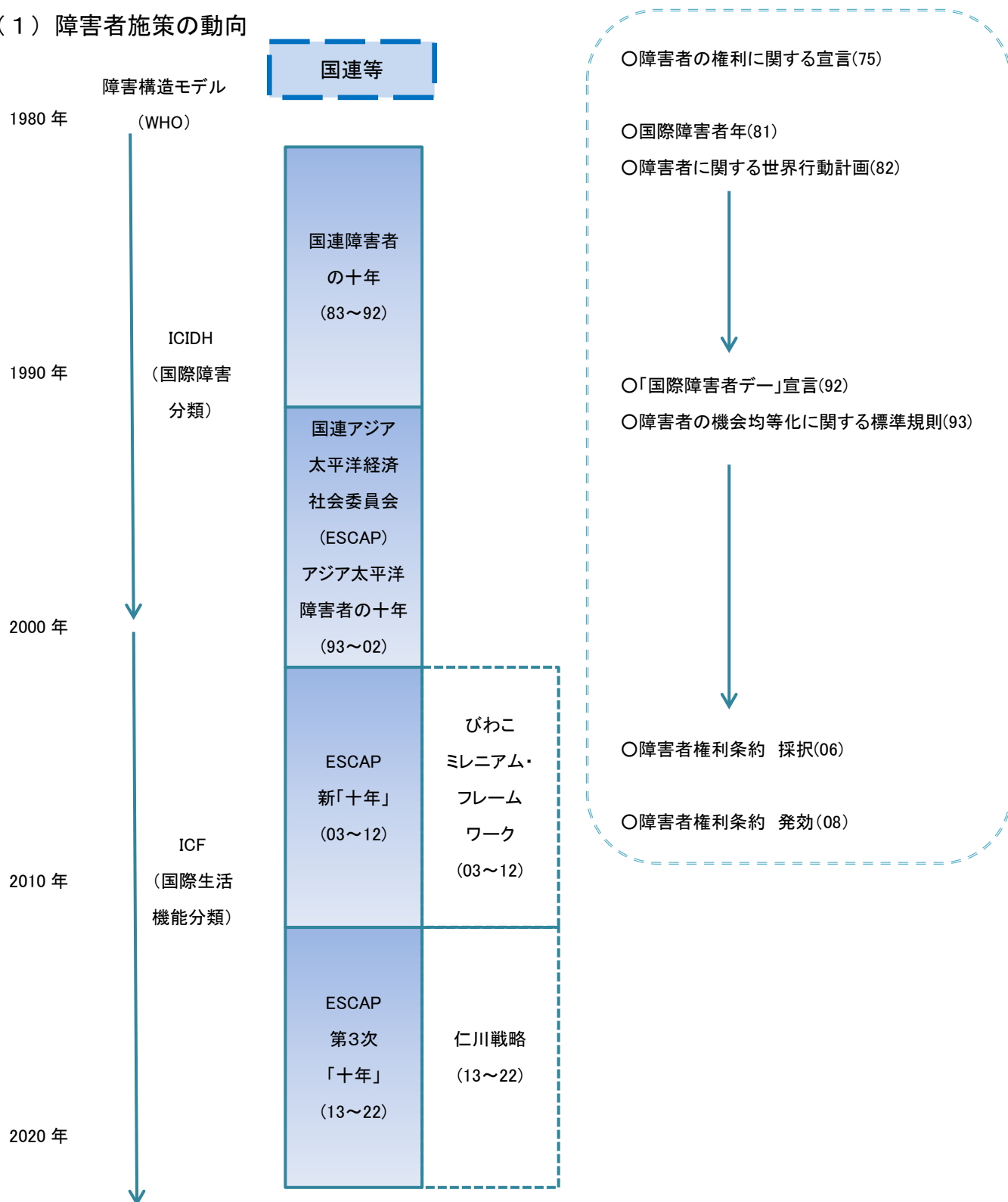
なお、上記の考え方は、平成29年3月31日付けで国から示された、都道府県や市町村が第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めた「基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」に基づくものです。

計画の作成（Plan）、実施（Do）、点検評価（Check）、改善（Act）の一連の流れにこのような指標等を位置づけることにより計画の推進を図る仕組みは、本市でも以前より導入しているところですが、上記の「成果目標」「活動指標」についての考え方を踏まえて、本計画においても「成果目標」及び「活動指標」を設定することとします。

第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題

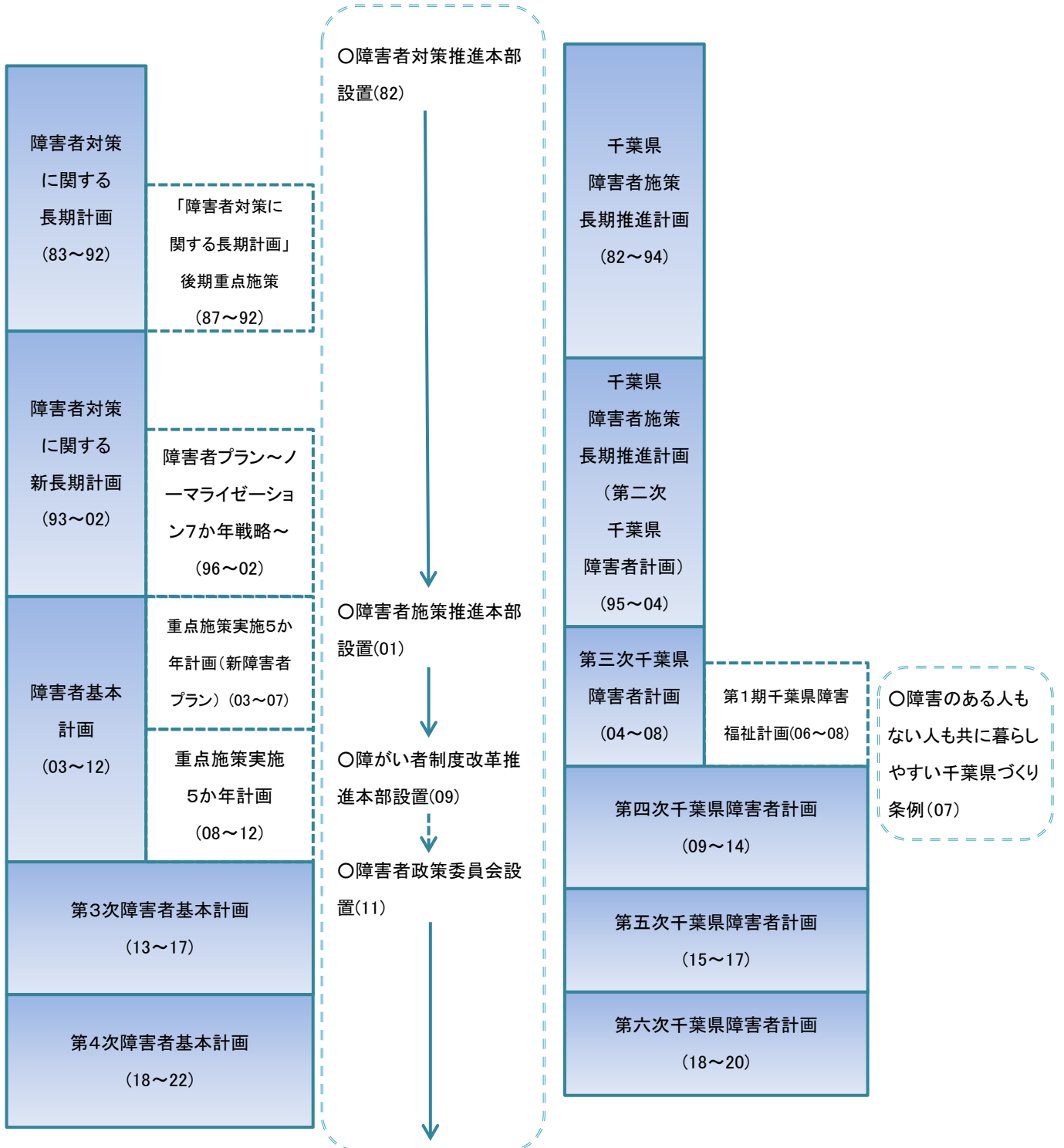
1. 障害者施策をめぐる内外の動き

(1) 障害者施策の動向

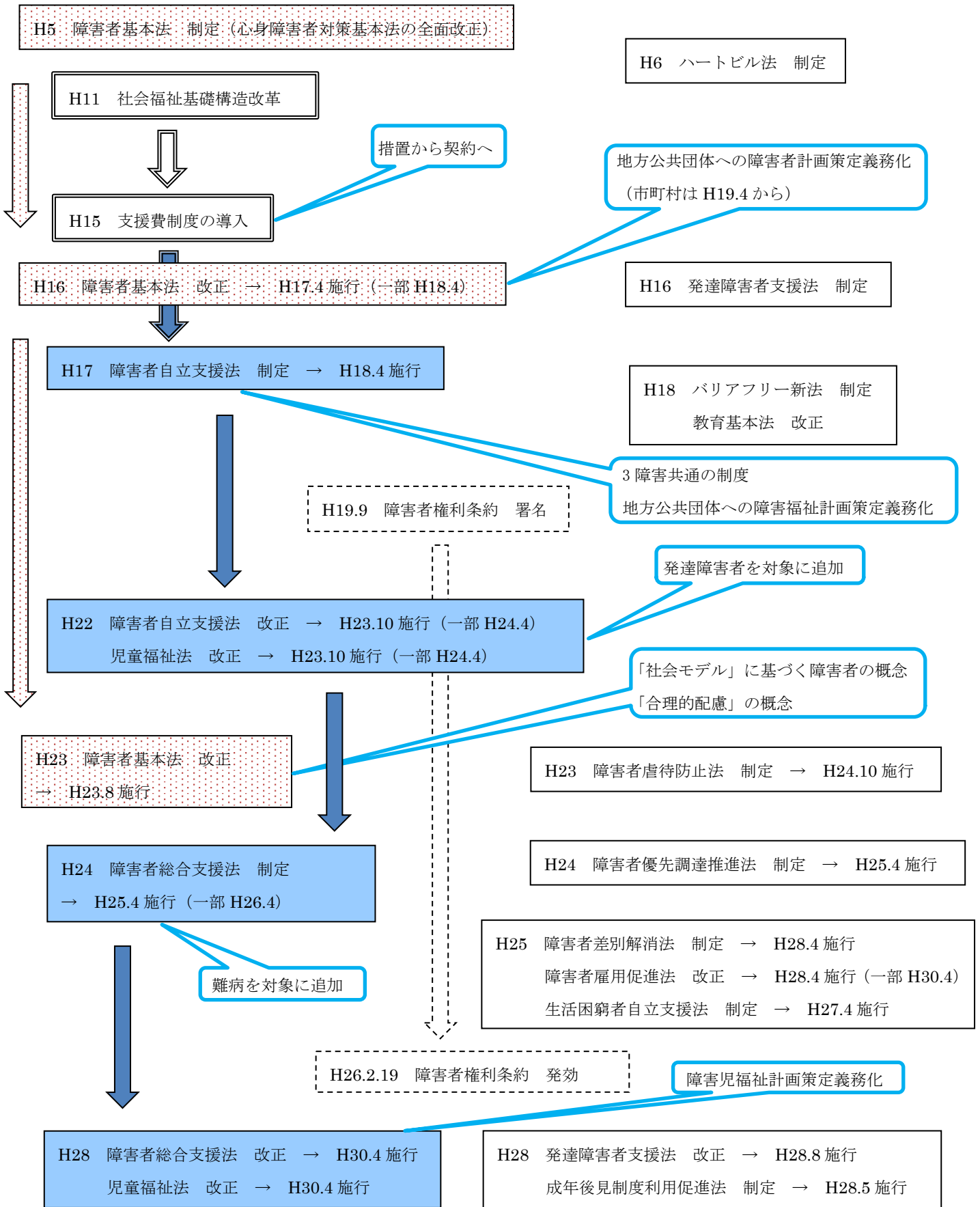


国の計画等

県の計画等



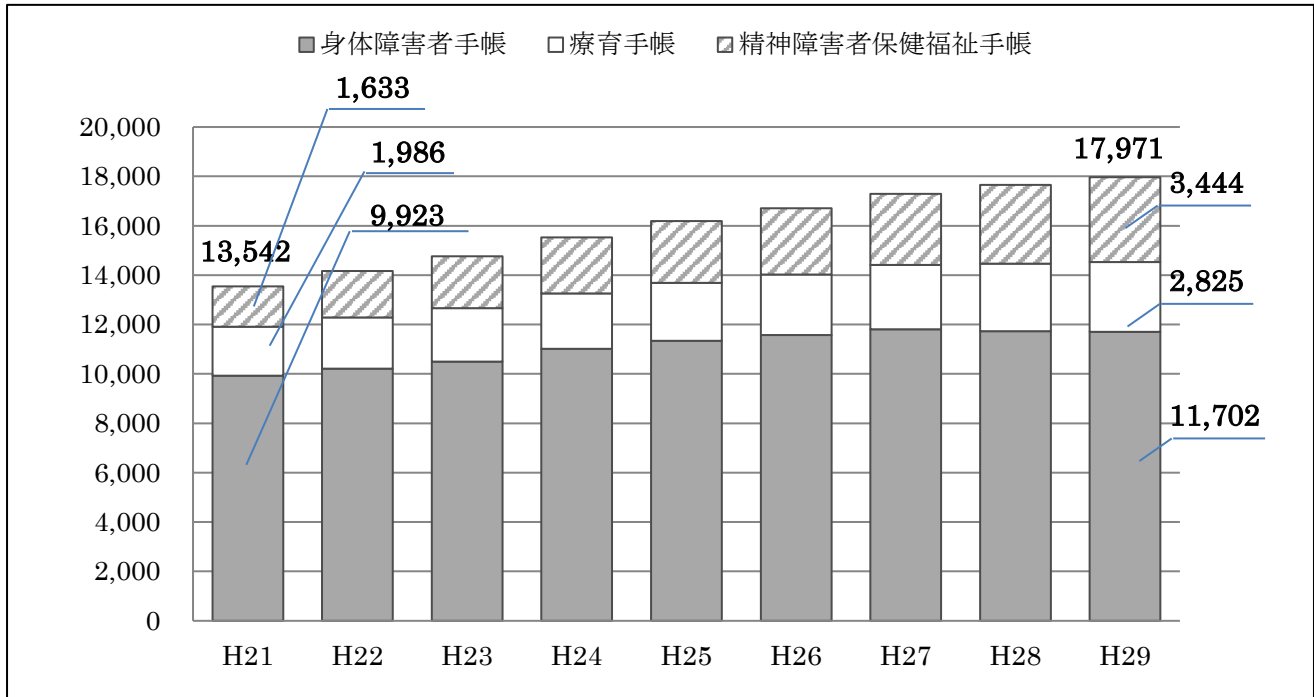
(2) 障害者施策に関する国内法等の変遷



2. 本市における障害のある人の現況

(1) 手帳所持者数等の推移

手帳所持者数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体障害者手帳	9,923 (245)	10,212 (289)	10,497 (292)	11,018 (300)	11,348 (285)	11,575 (268)	11,807 (265)	11,736 (266)	11,702 (267)
療育手帳	1,986 (642)	2,077 (673)	2,164 (694)	2,243 (694)	2,343 (711)	2,454 (741)	2,604 (805)	2,725 (852)	2,825 (846)
精神障害者保健福祉手帳	1,633 (5)	1,874 (7)	2,100 (8)	2,268 (9)	2,502 (15)	2,686 (20)	2,888 (29)	3,196 (52)	3,444 (52)
合計	13,542 (892)	14,163 (969)	14,761 (994)	15,529 (1,003)	16,193 (1,011)	16,715 (1,029)	17,299 (1,099)	17,657 (1,170)	17,971 (1,165)

注1) 3障害ともに障害者の実数ではなく、手帳所持者数

資料：障害者支援課

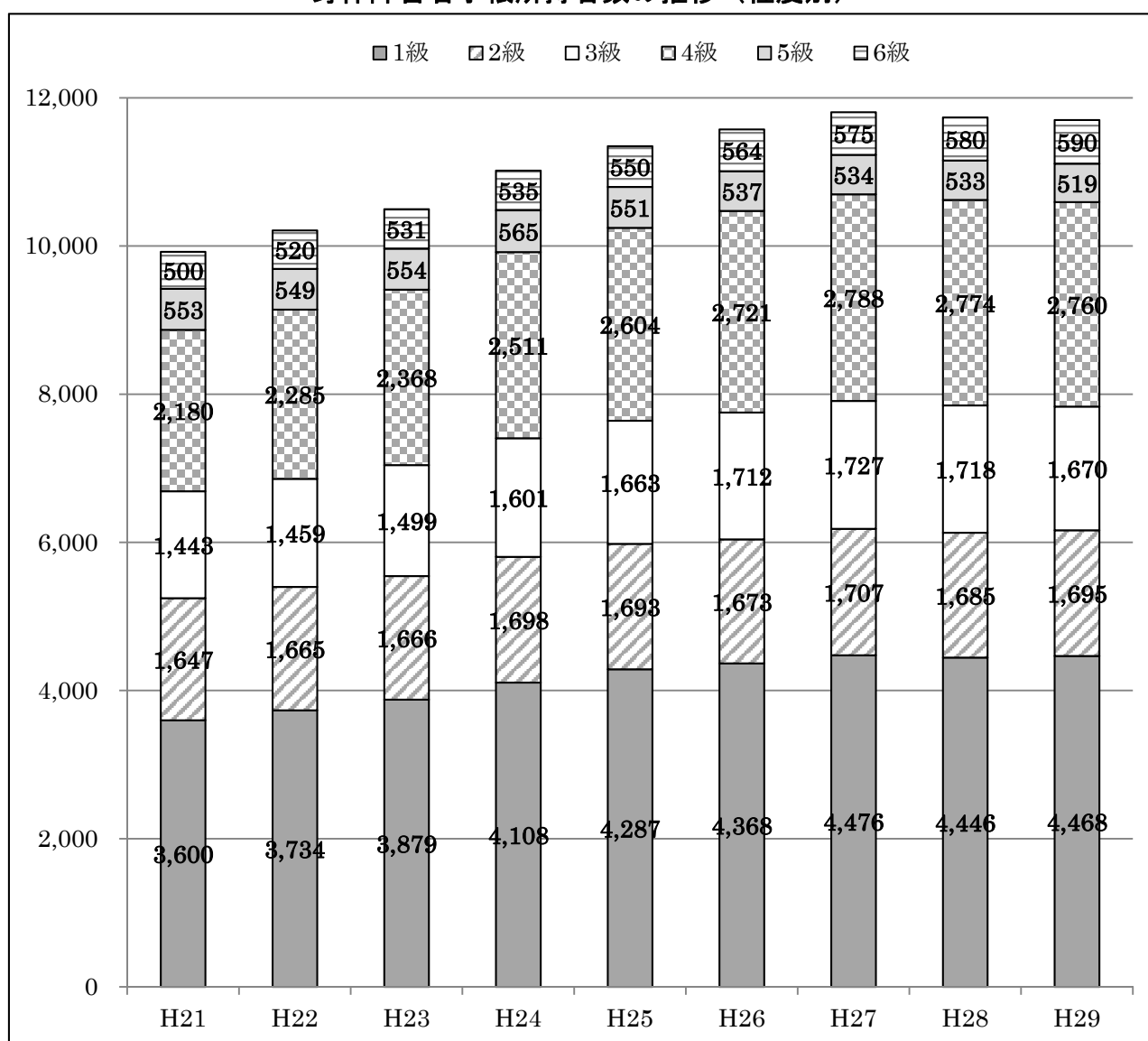
注2) ()内は18歳未満の数

手帳所持者が人口に占める割合（各年4月1日現在）

		H21	H25	H29
身体障害者手帳		2.0%	2.4%	2.4%
療育手帳		0.4%	0.5%	0.6%
精神障害者保健福祉手帳		0.3%	0.5%	0.7%
合計		2.7%	3.3%	3.7%
参考	市総人口	474,313 人	468,367 人	482,544 人
	市総世帯数	218,000 世帯	223,269 世帯	237,847 世帯
	平均世帯人員	2.18 人	2.10 人	2.03 人

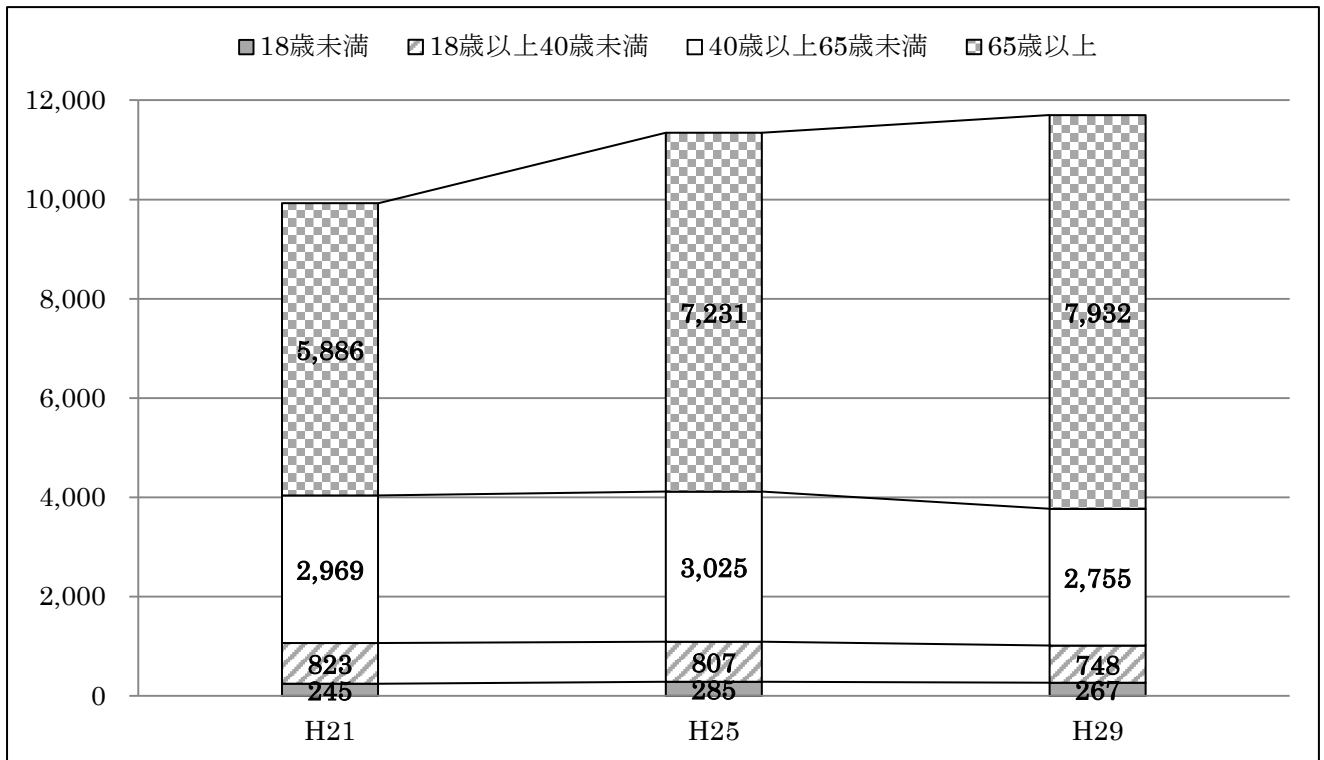
資料：障害者支援課・総務課

身体障害者手帳所持者数の推移（程度別）



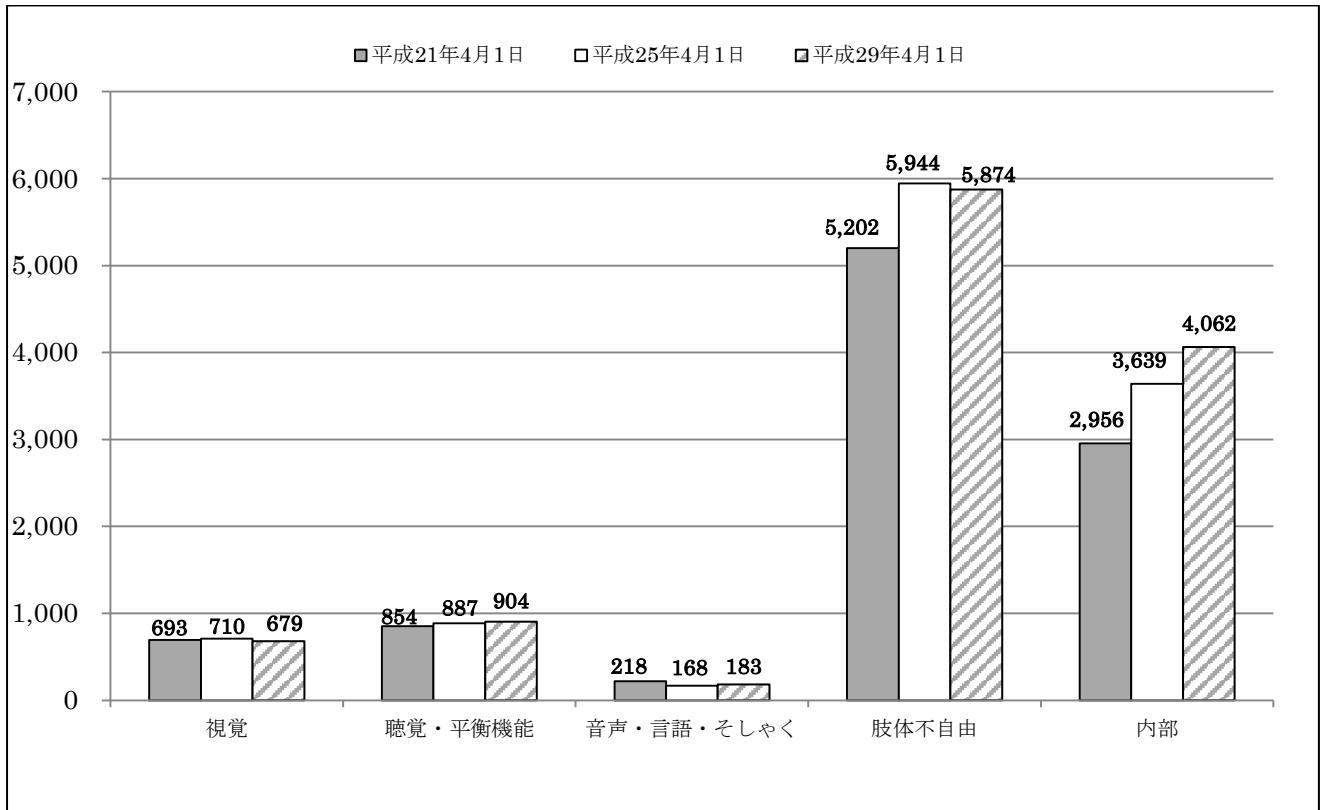
資料：障害者支援課

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢層別）



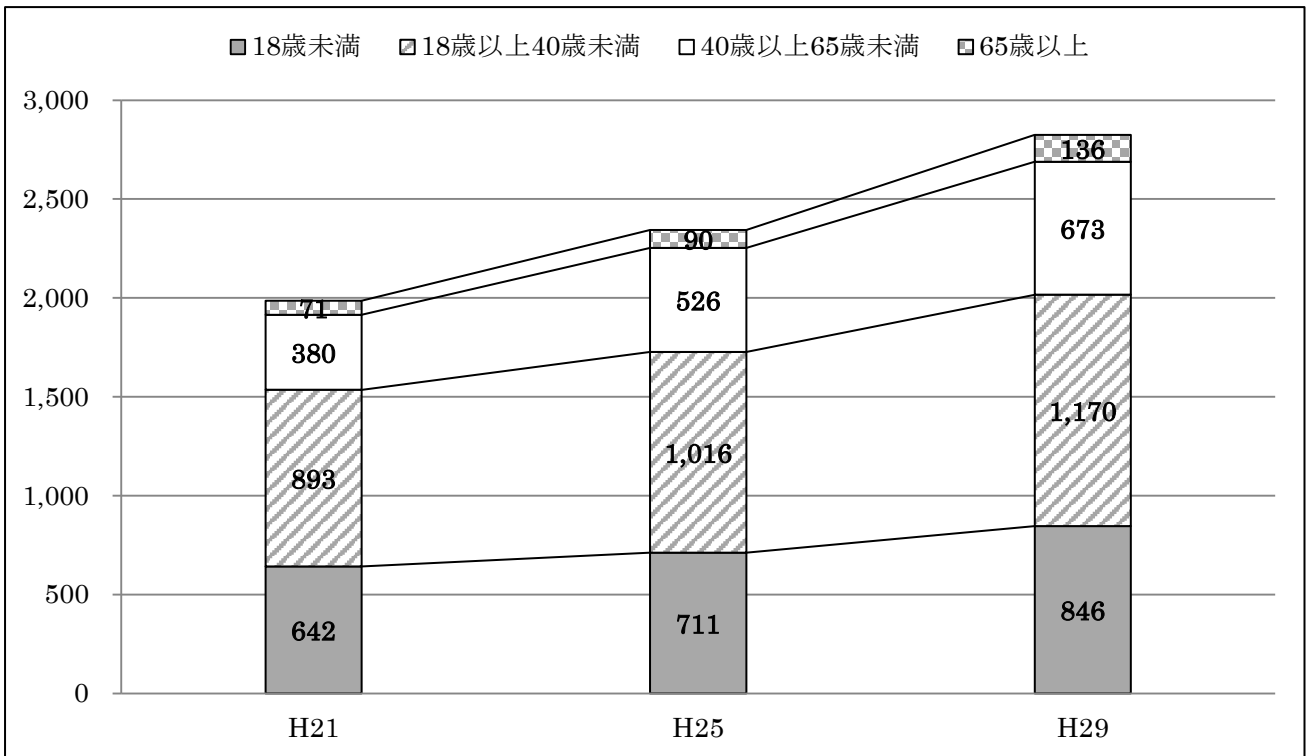
資料：障害者支援課

身体障害者手帳所持者における障害部位別人数



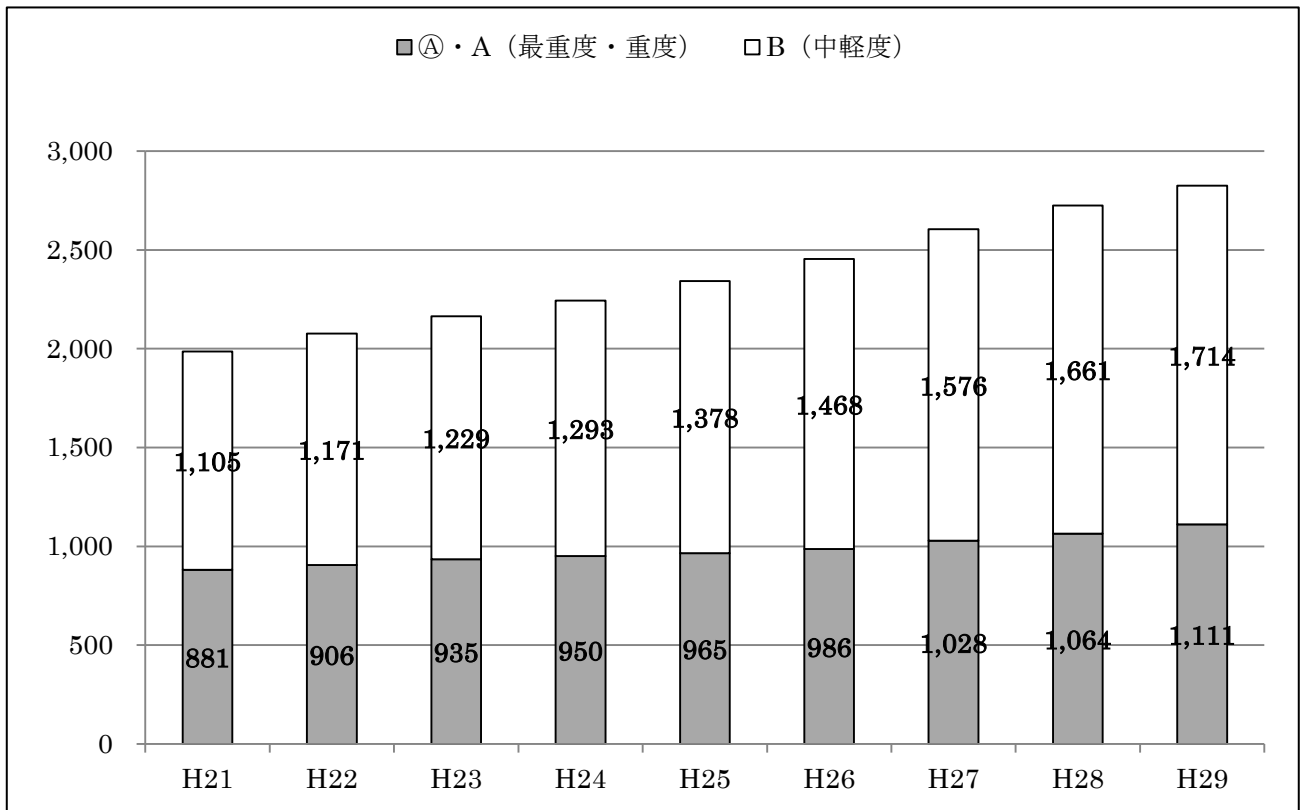
資料：障害者支援課

療育手帳所持者数の推移（年齢層別）



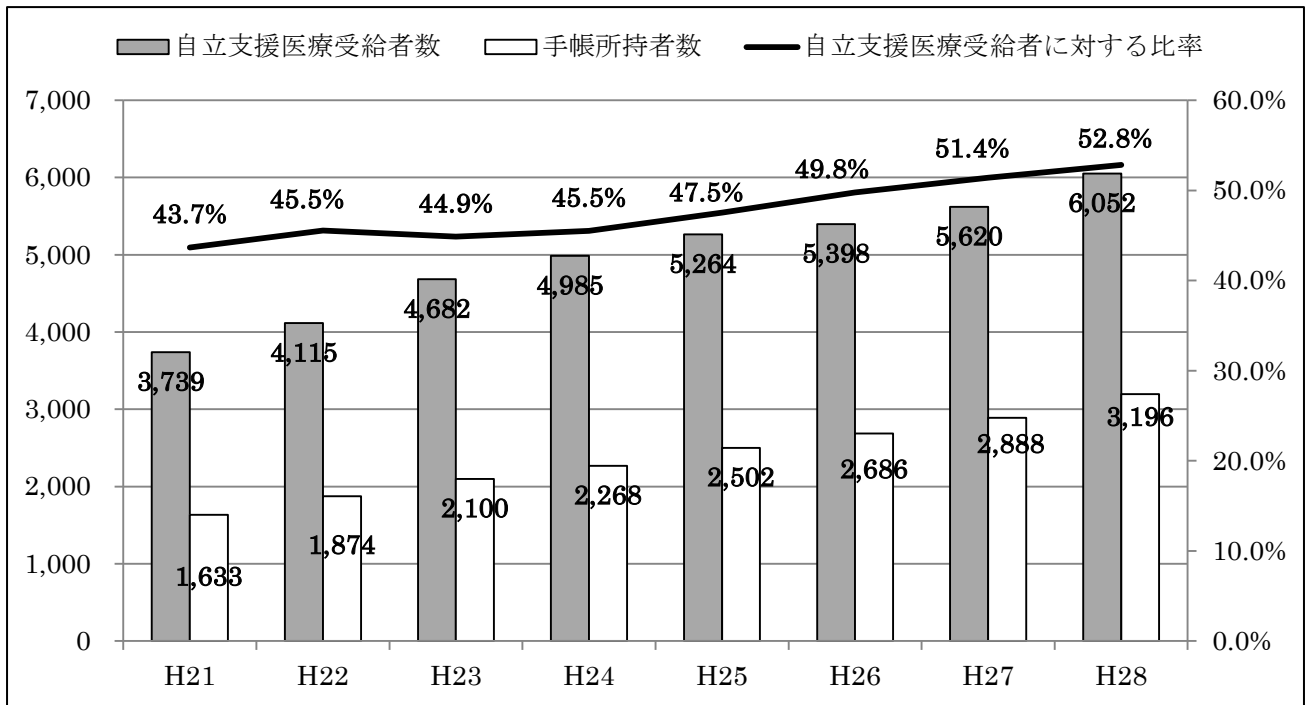
資料：障害者支援課

療育手帳所持者数の推移（程度別）



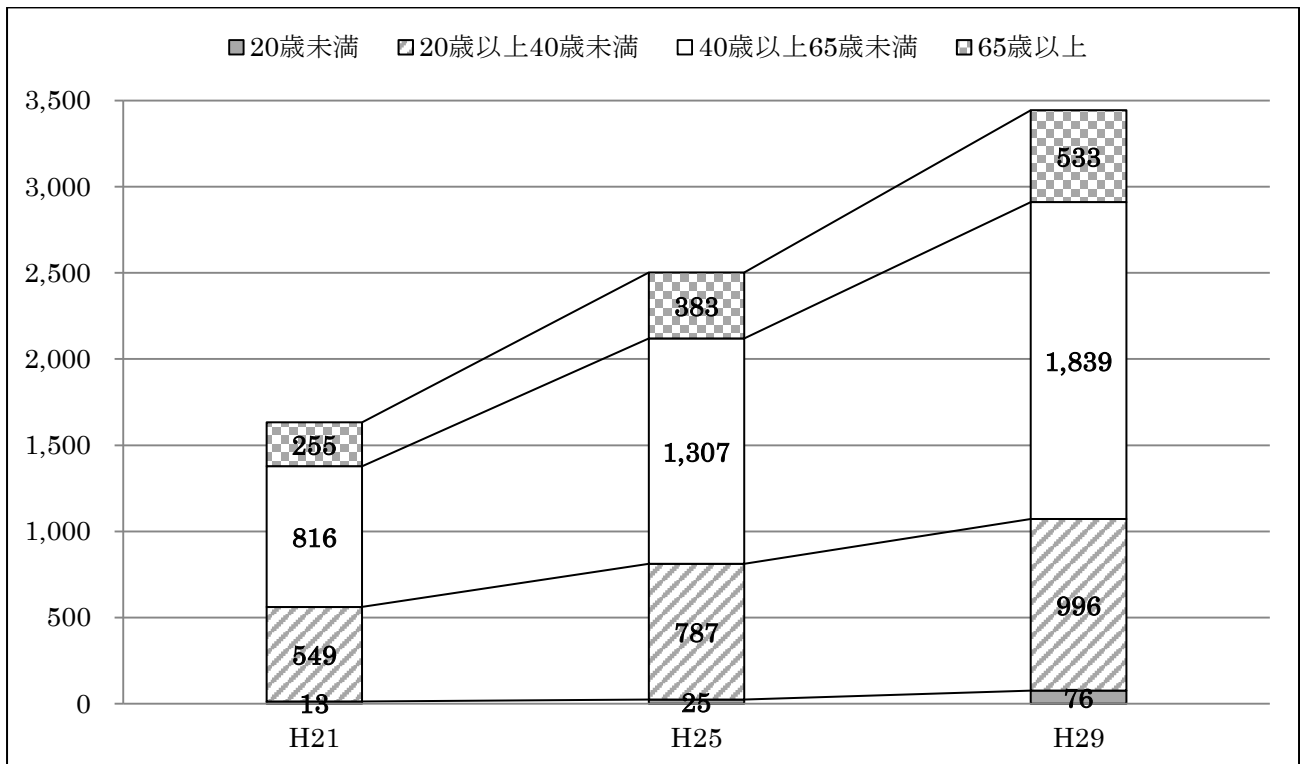
資料：障害者支援課

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移



資料：障害者支援課

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢層別）



資料：障害者支援課

(2) 手帳所持者数の推計

	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
身体	9,923	11,348	11,575	11,807	11,736	11,702	11,894	11,981	12,068
療育	1,986	2,343	2,454	2,604	2,725	2,825	2,900	3,004	3,107
精神	1,633	2,502	2,686	2,888	3,196	3,444	3,567	3,775	3,984
合計	13,542	16,193	16,715	17,299	17,657	17,971	18,361	18,760	19,159
総人口	474,313	468,367	470,285	474,340	478,542	482,544	483,078	481,907	480,736

注) 総人口の推計値は「第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」から引用

資料：障害者支援課・福祉政策課

3. 第2次いちかわハートフルプランの総括

(1) 重点施策

第2次いちかわハートフルプランにおける重点施策の数値目標の達成状況(平成28年度)は以下のとおりです。

①相談支援・権利擁護体制の充実

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
指定特定相談支援事業所箇所数	32箇所	33箇所	40箇所
成年後見報酬助成延べ件数	7件	12件	7件
障害者虐待通報件数	22件	21件	20件

- ・指定特定相談支援事業所の新規参入への取組みが課題となっています。
- ・成年後見報酬助成については、件数を伸ばしています。

②就労支援の推進

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
一般就労への移行者数	66人	83人	80人
就職者の定着率	57.5%	56.9%	60%以上を維持
就労移行支援事業の利用者数 (アセスメント※による利用者数) 〈H19年度からの累計〉	722人 (28人)	885人 (53人)	703人
市からの業務発注の件数	9件	7件	8件

※特別支援学校高等部3年生による、卒業後に就労継続支援B型事業所の利用を希望する際のアセスメント
・市からの業務発注の総額は、平成27年度は約572万円、平成28年度は約575万円となりました。

③地域生活の充実

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
指定一般相談支援事業所箇所数	7箇所	7箇所	14箇所
入所施設からの地域生活移行者数 〈H26年度からの累計〉	7人	8人	26人

精神科病院長期在院者数	223 人	239 人	250 人
地域生活支援拠点等整備数	検討中	検討中	1 つ

- ・病院や施設からの地域移行に関しては、受け皿となるグループホームの人材確保、育成が重要な課題となっています。また、整備も必要不可欠となっています。
- ・地域生活支援拠点等整備については、検討中となっており、平成 32 年度中の設置を目指し、自立支援協議会を中心に議論を重ねています。

④災害対策の推進

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
自治会等への啓発事業回数	3 回	4 回	4 回
総合防災訓練への 障害者団体連絡会からの参加	1 回	1 回	1 回
避難行動要支援者名簿の取扱いに 関する覚書取り交し自治会・町会数	127 自治(町)会	127 自治(町)会	225 自治(町)会

- ・避難行動要支援者名簿の新規の取り交しはありませんでした。庁内で作業部会を立ち上げ、制度設計に係る協議を行いました。

⑤障害児支援の推進

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
児童発達支援センターの拠点数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
保育所等訪問支援の年間延べ人数	31 人	54 人	120 人
指定障害児相談支援事業所箇所数	20 箇所	22 箇所	30 箇所

- ・児童発達支援センターでは、地域機能を充実させるために、4 つセンターによる会議を定期的で開催しています。
- ・保育所等訪問支援の年間延べ人数は、利用人数が増えるように、関係機関や保護者への周知を図っています。

⑥人材の確保と育成

指標等	実績(H27)	実績(H28)	見込数値(H29)
障害児者相談支援ガイドライン研修 平均受講者数	69.7 人	85 人	80 人

相談支援グループスーパービジョン 参加事業所数	24 箇所	26 箇所	30 箇所
発達障害の理解と支援のための 研修参加者数	199 人	340 人	300 人

・障害児者相談支援ガイドライン研修の受講者数、発達障害の理解と支援のための研修参加者数は伸びていますが、相談支援グループスーパービジョンへの参加の促進が課題となっています。

(2) 市川市障害者計画（第3次実施計画）

第3次実施計画に位置づけられた重点事業の実績（平成28年度）と課題は以下のとおりです。

第1節 子育て・教育の充実

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度 目標
				27年度実績	28年度実績	
1	子育て支援	児童発達支援 センター事業	児童発達支援 センターの拠点数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
				4 箇所	4 箇所	
2	学校教育	特別支援教育 推進事業	巡回要請に対する 実施率	100%	100%	100%
				100%	100%	

- ・4箇所の児童発達支援センターが連携し、就学説明会の開催方法を工夫したことにより、多くの年長児の保護者が情報を得ることができました。
- ・小中学校への巡回指導により、配慮を要する児童生徒のために教職員の支援を行いました。

第2節 社会参加・就労の促進

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度 目標
				27年度実績	28年度実績	
3	生涯学習	図書館の障害者 資料製作・収集事業	製作・収集点数	200 点	200 点	200 点
				354 点	286 点	
4	スポーツ・ レクリエーシ ョン	障害者スポーツ 事業	障害者軽スポーツ 教室への参加人数	90 人	90 人	90 人
				27 人	45 人	
5	就労支援・ 雇用促進	チャレンジド オフィスいちかわ	非常勤職員として 常時5名採用	常時採用 5名	常時採用 5名	常時採用 5名
				常時採用 5名	常時採用 5名	

- ・図書館において資料変換奉仕者との連携により障害者資料の作成を進めました。

・チャレンジドオフィスでは常時5名が雇用され、一般就労への移行も毎年度進んでいます。

第3節 生活支援の充実

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度目標
				27年度実績	28年度実績	
6	福祉サービス	講演会・研修会の開催	講演会・研修会への参加延べ人数	120人	120人	120人
				270人	160人	
7	コミュニケーション・移動サービス	失語症会話パートナー派遣事業	会話パートナー派遣人数	100人	100人	100人
				129人	108人	
8	相談・情報提供	相談支援グループスーパービジョン	(活動指標)実施回数 (成果目標)延べ事例 提出事業所数	12回	12回	12回 30箇所
				30箇所	30箇所	
				12回	12回	
				22箇所	26箇所	
9	権利擁護	成年後見制度利用支援事業	相談件数(委託)・ 啓発事業回数	94件	102件	103件 7回
				7回	7回	
				38件	30件	
				10回	7回	

- ・医療的ケアを要する重症心身障害児者の研修会や勉強会を実施しました。
- ・失語症会話パートナーを派遣し、失語症のある方々の社会参加を促進しました。
- ・相談支援グループスーパービジョンを実施し、支援の質の向上を図ることができました。
- ・成年後見制度については、積極的に周知を行いました。が、相談件数が目標に満たなかったため、引き続き後見制度についての周知や理解の促進に努めることが課題となっています。

第4節 保健・医療の充実

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度目標
				27年度実績	28年度実績	
10	医療・リハビリテーション	身体障害者地域 リハビリテーション 体制整備事業	巡回施設数	15施設	15施設	15施設
				22施設	20施設	

- ・肢体不自由のある方の身体機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、外来や施設への巡回、戸別訪問などにより訓練・指導を行いました。

第5節 安全なまちづくりの推進

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度 目標
				27年度実績	28年度実績	
11	福祉のまちづくり	人にやさしい道づくり事業	歩道整備延長	500m	500m	500m
				994m	700m	
12	快適な居住環境	あんしん住宅助成事業	助成件数	160件	160件	160件
				207件	220件	
13	防犯・災害対策	避難行動要支援者名簿登録制度 避難行動要支援者対策事業	自治会・町会との避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の取り交し	80% 180自治会・町会 自治(町)会	90% 202自治会・町会 自治(町)会	100% 225自治会・町会 自治(町)会
			自治(町)会との避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の取り交し	56% 127自治(町)会	56% 127自治(町)会	

- ・ 障害者に配慮した道路の整備を進めました。
- ・ バリアフリー化に伴う住宅改修工事費用の一部を助成しました。

第6節 地域の理解・支援の促進

No	施策の展開	事業名	指標	27年度目標	28年度目標	29年度 目標
				27年度実績	28年度実績	
14	理解促進	障害に関する理解啓発事業	(活動指標)開催回数	1回	1回	1回
			(成果目標)参加人数	200人	200人	
				1回 426人	1回 250人	
15	交流の機会・場づくり	福祉の店運営支援事業	出店数	60回	60回	60回
				198回	215回	
16	人材育成	障害児者相談支援ガイドライン研修	平均受講者数	80人	80人	80人
				69.7人	85人	

- ・ 障害者週間のイベントをショッピングセンターで開催し、ボッチャの体験やアイドルグループとのコラボレーションなど新たな取り組みを行いました。
- ・ 福祉の店について、市役所本庁舎での販売を中心に目標を大きく上回る215回出店しました。
- ・ 障害児者相談支援ガイドライン研修を、介護保険事業者や医療関係者も含む幅広い事業者に対して行うことができました。

(3) 第4期市川市障害福祉計画

第4期計画における数値目標の達成状況（平成28年度）は以下のとおりです。

○入所施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数(A)	215人	
目標年度入所者数(B)	206人	平成29年度末時点の入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	9人 (4%)	
【目標値】 地域生活移行者数	26人 (12%)	上記の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行する方の数（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
平成26～28年度の 地域生活移行者数	8人	H26:2人 H27:5人 H28:1人

○精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	備考
精神科病院長期在院者数	270人	本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数(平成25年6月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	250人	平成29年6月時点
平成28年6月時点の 精神科病院長期在院者数	239人	H26:278人 H27:223人

○地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1つ	平成29年度末までに
平成28年時点の 地域生活支援拠点等の整備数	検討中	

○一般就労への移行

項目	数値	備考
平成 24 年度の年間一般就労移行者数 (C)	40 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	80 人 (C の 2 倍)	平成 29 年度において 施設を退所し、一般就労する方の数
平成 28 年度の施設からの 年間一般就労移行者数	83 人	H25:55 人 H26:52 人 H27:66 人
平成 25 年度末までの 就労移行支援事業利用者数(累計)(D)	439 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する方の数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	703 人 (D の 60%増)	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する方の数
平成 28 年度末までの 就労移行支援事業利用者数(累計)	累計 885 人 (※53 人)	H26:累計 582 人(※15 人) H27:累計 722 人(※28 人)
就労移行率 30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	40%	平成 25 年度実績
【目標値】 就労移行率 30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	50%以上	
平成 28 年度に就労移行率 30%以上を 達成した就労移行支援事業所の割合	66.7%	H26:36.4% H27:72.7%

※特別支援学校高等部 3 年生による、卒業後に就労継続支援 B 型事業所の利用を希望する際のアセスメントでの利用者数

また、障害福祉サービス等の利用状況（見込量と実績量）は以下に示すとおりです。

○障害福祉サービスの実績と課題

事業名	27 年度見込量	28 年度見込量	29 年度見込量	単位
	27 年度実績量	28 年度実績量		
訪問系サービス	13,444	14,768	16,091	時間/月
	10,638	10,998		
	538	591	644	実人/月
	446	485		
重度訪問介護	5,080	5,588	6,146	時間/月
	4,033	3,597		
	22	24	26	実人/月
	18	18		

訪問系サービス	同行援護	1,415	1,489	1,562	時間/月
		1,531	1,575		
		69	76	83	実人/月
		55	57		
	行動援護	221	244	268	時間/月
		249	203		
		12	13	15	実人/月
		11	10		
	重度障害者等包括支援	0	0	0	時間/月
		0	0		
		0	0	0	実人/月
		0	0		
日中活動系サービス	生活介護	13,724	14,115	14,506	延人日/月
		13,511	13,916		
		702	731	760	実人/月
		681	711		
	自立訓練 (機能訓練)	16	16	16	延人日/月
		0	52		
		1	1	1	実人/月
		0	3		
	自立訓練 (生活訓練)	1,049	1,154	1,269	延人日/月
		795	959		
		94	104	114	実人/月
		65	77		
	就労移行支援	1,983	2,069	2,155	延人日/月
		2,004	2,264		
		153	165	177	実人/月
		124	139		
	就労継続支援A型 (雇用型)	779	857	943	延人日/月
		1,667	2,145		
		41	45	50	実人/月
		89	110		
	就労継続支援B型 (非雇用型)	5,973	6,276	6,579	延人日/月
		6,245	6,781		
		430	468	506	実人/月
		352	397		

日中活動系サービス	療養介護	338	338	338	延人日/月
		402	402		
		11	11	11	実人/月
		13	13		
	短期入所 (福祉型・医療型)	福祉型:793 医療型:12	福祉型:858 医療型:12	福祉型:922 医療型:14	延人日/月
		579	871		
福祉型:55 医療型:2		福祉型:57 医療型:2	福祉型:59 医療型:2	実人/月	
50		141			
居住系サービス	施設入所支援	209	207	205	実人/月
		211	210		
	共同生活援助	218	238	258	実人/月
		183	206		
相談支援	計画相談支援	550	600	650	実人/月
		425	465		
	地域移行支援	10	11	12	実人/月
		6	5		
	地域定着支援	50	55	60	実人/月
		36	34		

- ・訪問系サービスの利用実績は、居宅介護と同行援護を中心に緩やかな増加傾向にあり、今後の需要の拡大に向けてヘルパー等の人材育成・確保が必要となっています。
- ・日中活動系サービスについては、サービス内容が浸透し、利用者が自身の状況や目的に即して事業所を選ぶようになり、事業所側も質の高いサービスを求められています。
- ・日中活動系サービスに一旦つながりながら、利用を中断する方に対してフォローが行き届いていない状況に対して、法改正による相談支援の枠組みの見直しを踏まえ、自立支援協議会の相談支援部会において検討を進めました。
- ・施設入所支援について、地域への移行が進められる一方で、施設入所を必要としている人もおり、行き場がない状況があります。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、需要が増大傾向にあり、世話人の確保と人材育成が喫緊の課題となっています。また、施設開設にあたっては、建築基準法や消防法等における基準を満たすことが求められることなどから、既存建物の活用が難しく、なかなか開設が進んでいない現状があります。
- ・全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成しなければならないため、セルフプランも活用しつつ、計画相談支援事業の拡充を図るため、介護保険事業所等にも指定特定相談支援への新規参入を呼びかけました。

- ・相談支援の裾野の広がりに対応して、質と量の担保が課題となっています。
- ・困難事例を検討し、地域の課題を集約して必要な資源の検討につなげるとともに、指定相談支援事業所へのバックアップを行う仕組みとして、自立支援協議会の相談支援部会において「グループスーパービジョン」を実施しています。
- ・指定一般相談支援については、地域移行・定着支援を行う中で、障害福祉サービスにつながらない方への対応を検討する必要があります。
- ・不足する相談支援専門員の担い手を確保するために、相談支援部会を中心に「障害児・者相談支援ガイドライン」を作成し、同ガイドラインに基づく研修を実施しました。
- ・相談支援の質の担保、事業者間の相互のネットワークづくりを目的として立ち上げられた「市川障害児者相談支援事業所連絡協議会（通称：is-net）」は、相談支援専門員向けの研修会などを開催しています。

○地域生活支援事業

事業名		27年度見込量	28年度見込量	29年度見込量	単位
		27年度実績量	28年度実績量		
理解促進・研修啓発事業		実施	実施	実施	実施の有無
		実施	実施		
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施の有無
		実施	実施		
相談支援事業	障害者相談支援事業	4	4	4	箇所
		4	4		
	基幹相談支援センター	-	-	1	箇所
		-	-		
	市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	箇所
		1	1		
住宅入居等支援事業	1	1	1	箇所	
	1	1			
成年後見制度利用支援事業		5	6	7	箇所
		7	12		
成年後見制度法人後見支援事業		検討	検討	実施	実施の有無
		検討	実施		
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	825	849	873	延利用人/年
		735	859		
	要約筆記者派遣事業	122	127	131	実利用人/年
		112	99		
	手話通訳者設置事業	2	2	2	設置人数
		4	4		

日常生活 用具給付 等事業	介護訓練 支援用具	23	23	23	延給付件/年
	自立生活 支援用具	81	82	83	延給付件/年
	在宅療養等 支援用具	43	43	43	延給付件/年
	情報・意思疎通 支援用具	87	90	92	延給付件/年
	排泄管理 支援用具	6,308	6,353	6,420	延給付件/年
	住宅改修費	8	8	8	延給付件/年
手話奉仕員養成研修事業		15	15	15	実養成講習修了見込み者数
移動支援事業		79	83	88	箇所
		73	76		
		594	616	637	実人/年
		574	572		
		50,000	52,000	53,000	延利用時間/年
		54,949	53,624		
地域活動 支援センター 事業	①Ⅰ型	1	1	1	箇所
		1	1		
		24	24	25	平均実利用人/日
		18	13		
	②Ⅱ型	1	1	1	箇所
		1	1		
		10	11	12	平均実利用人/日
		8	7		
	③Ⅲ型	10	10	10	箇所
		8	8		
		77	77	77	平均実利用人/日
		75	59		

理解促進研修・啓発事業

- ・障害者週間イベント（I♥あいフェスタ）を、ショッピングセンターで開催しました。250人を超える市民の来場があり、啓発に効果が得られました。

自発的活動支援事業

- ・障害者団体連絡会の活動として、対外的な啓発活動に力を入れ、パンフレットを作成し県内に配布したほか、学校からの要望を受けて講演やインタビューなどに応じました。
- ・市は、会議の際に必要な情報保障（手話通訳者・要約筆記者）をしています。

相談支援事業

- ・市の相談支援体制の見直しを行い、平成 29 年度より基幹相談支援センター（2 拠点）を整備すると共に直営の拠点を市役所本庁に集約することとしました。
- ・障害者虐待防止法の施行に伴い、平成 24 年 10 月より「市川市障害者虐待防止センター」を障害者支援課に設置していますが、上記の相談支援体制の見直しにより、受付窓口を基幹相談支援センターに位置付けることとなりました。

成年後見制度法人後見支援事業

- ・市民後見人養成講座を実施し、平成 28 年度時点で 19 名の受講者が 1 年目の研修課程を修了しました。

意思疎通支援事業

- ・手話通訳派遣については依頼が集中すると市の手話通訳者では対応しきれず、県に派遣を依頼している状況です。人員を確保するため、県の手話通訳者の合格者の登録を呼びかけていく必要があります。
- ・要約筆記については、周知が十分でなく利用者が伸びていません。情報保障に関する合理的配慮の周知をはかり、利用を促進していく必要があります。

日常生活用具給付等事業

- ・介護保険の優先が徹底され、若干の減少が見られました。
- ・給付品目の見直しを定期的に行い、利用者の日常生活の便宜を図っていきます。

手話奉仕員養成研修事業

- ・受講希望者に高齢の方が多く、実際に手話通訳として働ける人が少ないため、若い人が参加しやすいような環境設定を検討する必要があります。

移動支援事業

- ・手帳所持者数が増加していることから潜在的なニーズが拡大している可能性があります。

地域活動支援センター事業

- ・Ⅱ型の利用者の大半が、介護保険サービスを併用している高齢者となっていて、若年層の人が利用しづらくなっているため、高齢障害者の日中活動のあり方を整理していく中で、地域活動支援センターの利用のあり方についても検討していきます。

○障害児支援事業の実績と課題

事業名	27年度見込量	28年度見込量	29年度見込量	単位
	27年度実績量	28年度実績量		
障害児相談支援	12	23	35	実人/月
	36	66		
児童発達支援	2,228	3,097	4,305	延人日/月
	2,308	2,886		
	171	238	331	実人/月
	238	279		
医療型児童発達支援	239	268	300	延人日/月
	173	249		
	35	43	53	実人/月
	28	25		
放課後等デイサービス	3,374	4,454	5,879	延人日/月
	4,001	5,059		
	328	387	457	実人/月
	476	608		
保育所等訪問支援	10	10	10	延人日/月
	2	3		
	5	5	5	実人/月
	1	2		

- ・児童発達支援と放課後等デイサービスについては、事業所、利用者のいずれも増加傾向にあります。職員への研修を行うことで、事業所による支援の質の向上を目指しています。
- ・障害児相談支援については、現在児童発達支援センターが中心となり、相談支援専門員による計画作成を行っていますが、依然としてセルフプランでの作成率が高いため、他の事業所にもお願いしながら相談支援専門員での作成率を上げていくことができるように努めています。
- ・保育所等訪問支援については、こどもたちが集団生活を送る施設に、専門の職員が出向き、それぞれのこどもに合った支援方法を施設の職員と一緒に考えていくことにより、その地域で健やかに育つことを目指しています。保護者、受け入れ施設両者への周知をしていくことで、理解が浸透していくよう努めています。

- ・平成 27 年度に作成した「ライフサポートファイル」については、引き続き周知を続け、ライフステージを通じた一貫した支援が行えるように体制づくりを進めています。

(4) 第 2 次いちかわハートフルプランの総括

平成 28 年度までの第 2 次いちかわハートフルプランの進捗状況を踏まえ、以下のとおり総括します。

- ・重点施策、重点事業については概ね一定の進捗が得られましたが、地域生活支援拠点等の整備については、目標としていた平成 29 年度までの整備から延期し、平成 32 年度中の設置を目指します。
- ・障害福祉計画の課題としては、以下のようなものが挙げられます。
 - 人材の確保・育成
 - サービスの質の担保
 - 泊まれる場（一時宿泊、医療的ケア等）の充実
 - 相談支援体制の整備
 - 住まう場の整備
 - サービス資源の偏在
 - 計画相談支援に基づく適切なサービスの利用
 - サービスの支給決定基準の見直し
- ・上記の課題に対応するため、自立支援協議会を活用して試行的事業、調査、研修、ネットワークの形成などの手法により地域資源の創設や体制整備を進めていきます。また、自己選択・自己決定の観点から、市民への情報提供を通じて、利用者や家族、関係者の情報活用力の向上に努めます。

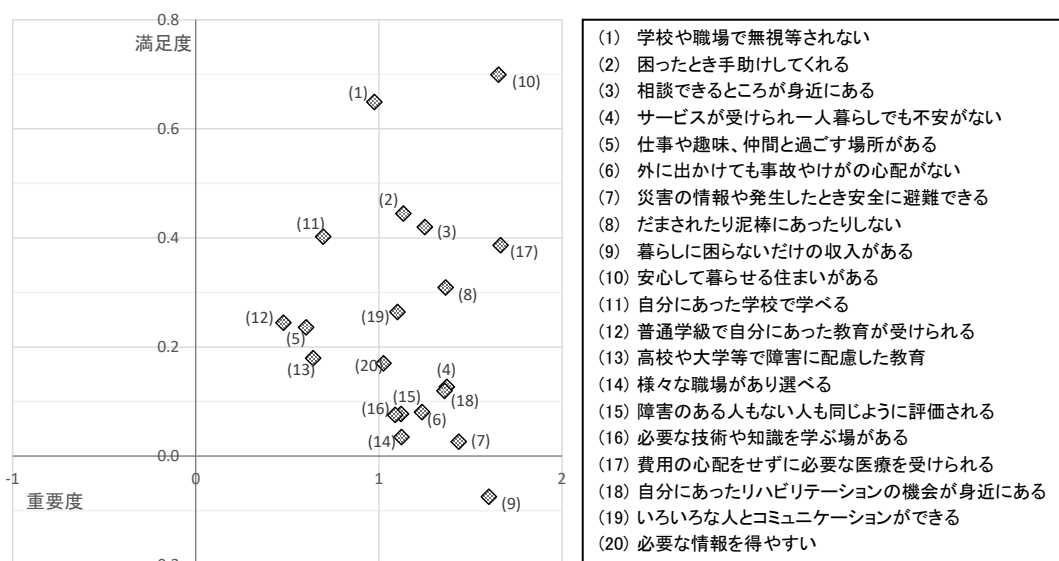
4. 障害者施策に対する市民の意識とニーズ

平成 28 年度に実施した「障害のある方々の暮らしと福祉の意識調査」（以下、「意識調査」とする・151 ページ参照）にみられた障害のある人や市民の障害者施策に対する意識、ニーズを質問の項目に沿って、以下のとおり整理しました。

(1) 生活環境について

① 経済の安定と医療、情報が確保され災害時も安心なまちづくりが求められている

障害のある市民¹に対する調査では、様々な生活環境の要素のなかで、“暮らしに困らないだけの収入があること”、“災害の情報が確保され安全に避難できること”、“費用の心配をせずに必要な医療を受けられること”について、主な障害の種類や年齢などの属性を問わず、ニーズが高くなっています。また、情報については災害にとどまらず、日常生活のなかで自分に必要な情報が確保できることも、高次脳機能障害、聴覚・平衡機能障害、難病のある市民でニーズが高くなっています。



注) 上記は各要素に対する 5 段階評価の結果を加重平均して交わった点を示します

② 就労機会の充実と定着への支援が求められている

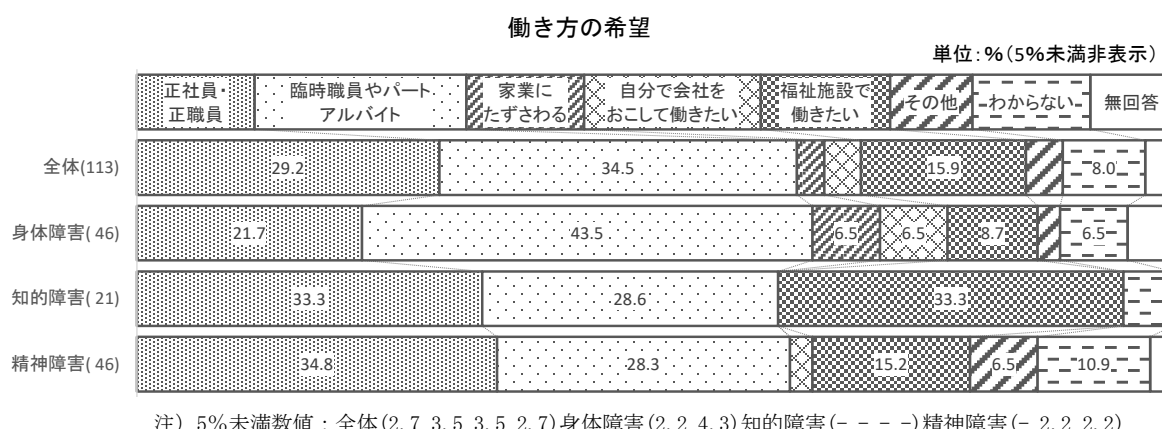
職場や学びの場は生活を支え、実りあるものとするために欠かせませんが、特に知的障害、精神障害のある市民では、“様々な職場が選べること”、“障害のある人もない人も同じように評価されること”、“必要な技術や知識を学ぶ場があること”など、職場・職業能力に関する事柄へのニーズが高くなっています。

障害のある市民の就労状況は、就労者の比較的多い身体障害のある市民でも、20～

¹ 身体障害者手帳所持者 1500 人、療育手帳所持者 500 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 500 人

59歳の層でおよそ半数程度にとどまっています。知的障害のある市民では、20～49歳までの層で福祉施設で働く割合が4割程度、一般就労は2～3割であり、精神障害のある市民では、20～39歳までの層で福祉施設で働く割合が1割程度、一般就労で3～4割となり、10年前と比較すると1～2割向上しているものの、低い水準となっています。今後の意向として、全体的に正社員・臨時社員など一般就労の形で働けることが望まれています。

一方、知的障害のある市民では、生活環境の要素として、仕事や趣味、仲間と過ごす時間があることへのニーズが高く、就労機会においても、仲間と一緒に働ける福祉施設が多く希望されています。



(2) 福祉サービスについて

① 生活支援、日中活動の場に対する利用意向が高い

現在、提供されている具体的なサービスについては、利用者の満足度は比較的高くなっていますが、今後の利用意向には障害の特性に応じた一定の傾向があります。

身体障害のある市民では、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付・貸し出しなどのほか、自立訓練や居宅介護の利用が高くなっています。知的障害のある市民では、レスパイトサービスや移動支援などの介護者の負担軽減につながるサービス、福祉施設における自立や職業技術の訓練などの本人の日中活動サービスが現在よく利用されており、今後の利用希望も高くなっています。また、グループホーム、ショートステイは今後の利用希望が高く、住まいの確保と介護者支援のサービスの充実が求められています。また、精神障害のある市民では、相談窓口・ケースワーカーが現在よく利用されているとともに、今後の利用意向も高く、一層の充実が求められています。

サービス利用の現況と今後の希望

(%)

		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		現在	今後	現在	今後	現在	今後
訪問	(1)居宅介護(身体介護)	6.5	2.2	2.2	2.6	5.8	1.3
	(2)居宅介護(家事援助)	6.6	3.3	1.5	3.0	8.8	4.6
	(3)居宅介護(移動介護)	3.8	1.3	3.3	3.3	2.9	1.3
	(4)重度訪問介護	1.8	0.2	0.4	0.4	1.7	0.4
	(5)同行援護	3.0	1.5	1.5	2.6	3.3	1.3
	(6)行動援護	2.2	0.7	2.2	3.3	2.5	2.1
日中活動	(7)生活介護	5.3	1.3	14.1	5.9	5.8	1.3
	(8)自立訓練(機能訓練)	7.1	3.2	7.1	3.0	5.8	0.8
	(9)自立訓練(生活訓練)	3.6	1.0	7.8	4.1	7.5	2.9
	(10)就労移行支援	1.5	0.2	3.0	3.3	7.9	5.4
	(11)就労継続支援A型	1.6	0.3	2.2	2.2	4.6	5.0
	(12)就労継続支援B型	1.7	0.2	13.8	6.7	7.9	3.3
	(13)療養介護	1.6	1.3	1.5	0.7	1.7	0.8
	(14)短期入所(ショートステイ)	3.9	2.4	12.6	16.0	3.3	2.1
	(15)地域活動支援センター	3.8	1.4	6.7	5.6	11.3	7.1
居住	(16)共同生活援助(グループホーム等)	2.3	1.0	7.4	14.5	3.8	3.3
	(17)入所施設	5.2	4.1	5.9	8.6	3.3	2.9
支相談	(18)計画相談支援・障害児相談支援	3.7	2.1	22.3	12.3	10.8	4.2
	(19)地域移行支援	2.9	1.6	5.9	5.6	4.2	1.7
生活支援	(20)相談窓口・ケースワーカー	6.0	3.5	4.1	7.1	16.3	7.1
	(21)手話通訳者や要約筆記者の派遣サービス	2.4	0.6	-	-	1.3	0.4
	(22)日常生活用具の給付や貸し出し	6.5	2.4	1.9	2.2	2.5	1.3
	(23)補装具の交付・修理	10.0	3.3	6.3	3.7	1.3	0.8
	(24)自動車免許の取得等にかかる費用の助成	2.0	0.9	0.4	1.1	1.7	1.7
	(25)リフト付きワゴン車の貸し出し	0.8	1.2	0.7	-	0.8	0.8
	(26)緊急通報システム	2.4	2.9	0.4	1.1	2.1	2.5
	(27)レスパイトサービス	1.4	0.7	14.9	6.7	2.5	0.8
	(28)移動支援	3.7	2.4	22.3	14.9	3.8	2.9
障害児	(29)日中一時支援	2.5	1.5	16.0	10.4	2.1	2.1
	(30)児童発達支援	1.6	0.5	9.7	3.3	0.8	-
	(31)放課後等デイサービス	1.4	0.5	17.5	7.4	1.7	-
	(32)保育所等訪問支援	0.7	0.1	-	0.7	0.8	-

(3) 権利、社会の理解について

① いじめや差別などの問題解決には、相談の充実、社会の理解が重要とされている

障害のある市民の2割は、障害のために仕事や就職をあきらめたり、がまんしたりしたことがあり、異性との付き合いや結婚についても、障害のある市民の1割が妥協の経験があるとしています。権利が奪われたと感じることとして、障害を理由にしたいじめや差別、入学や入社拒否、施設への入所・入院の強制などが挙げられています。

こうした問題の解決のために、障害のある市民の6割が、助言してくれる相談窓口や法的な相談などの充実を求めているほか、必要に応じて調査や指導を行う制度の充

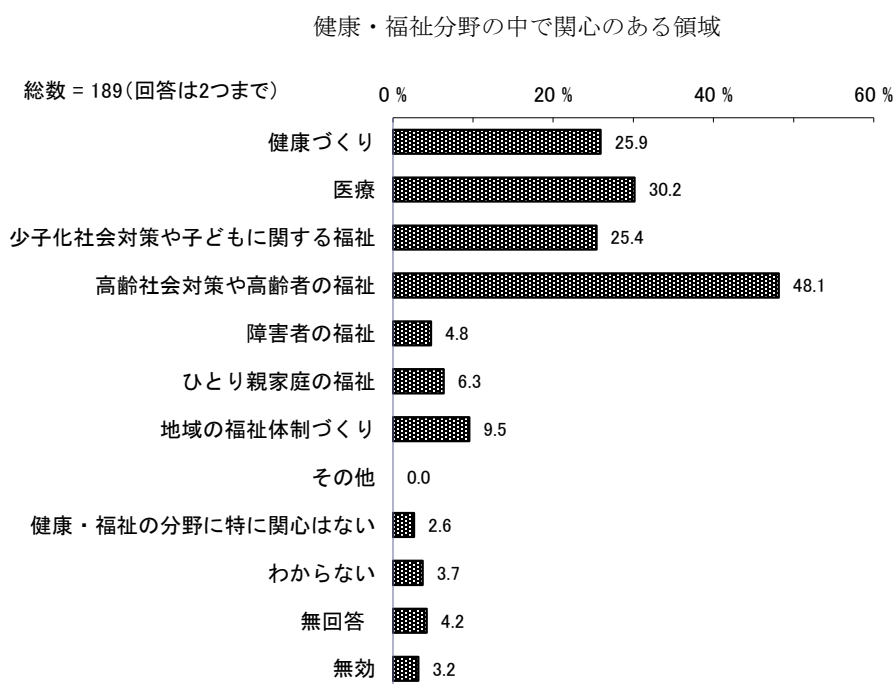
実などを必要としています。また、障害のある市民の 2 割が、障害者の権利についての社会意識を高めることが必要としています。

(4) 市民の関心について

① 手帳を所持しない市民の障害者福祉に対する関心は相対的に低く、障害者支援の活動に参加したことがある割合は 3 割程度

手帳を所持しない市民²を対象にした意識調査の結果によれば、健康・福祉の分野において関心のある領域として、障害者の福祉を挙げる割合は少なく、また、近所づきあいや学校、職場などで障害者となんらかのかかわりのある市民の割合も低くなっています。障害者を支援する活動経験のある市民の割合は 3 割程度ですが、その多くは募金への協力であって、直接のコミュニケーションが必要となる活動（福祉施設の催しへの協力、交流活動への参加、介助などの活動）については 5%前後となっています。

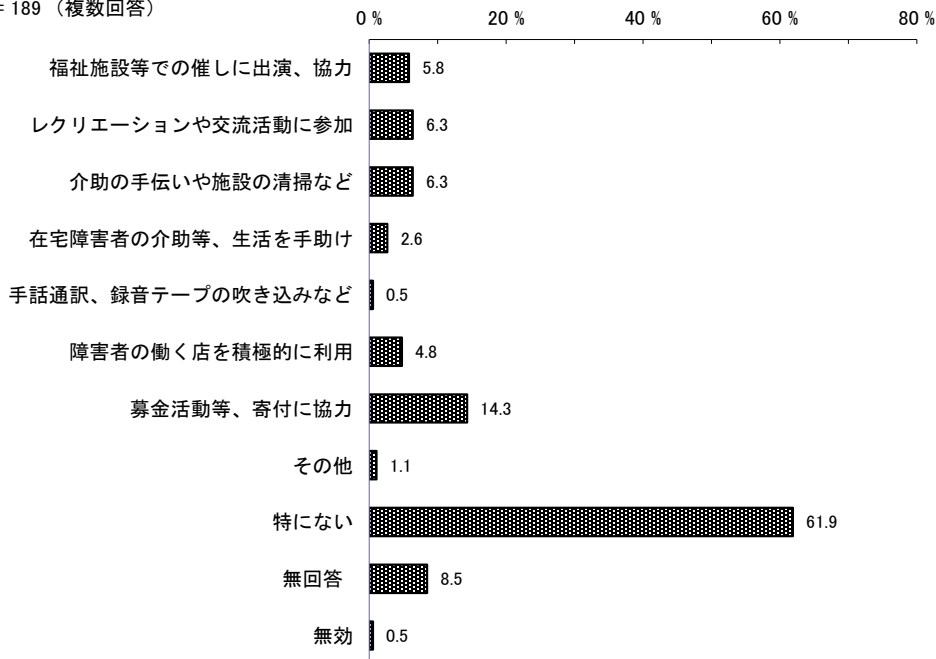
また、困っている障害者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている市民は全体の 2 割程度であり、市民の多くは、これまでにそうした機会はない、または、求められれば手助けするとしています。ただし、障害者支援活動の経験のある市民は、困っている障害者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている割合が高く、実際にふれ合う場や機会があることが理解や助け合いの充実に有効であることが示されています。



² 16 歳以上の障害者手帳を所持しない市民 500 人

参加したことがある障害者支援活動

総数 = 189 (複数回答)



(5) ノーマライゼーションの実現について

① 働く場、社会の理解についての必要性は、障害の有無に関わらず重視されている

障害のある人もない人も自立して共に社会に参加し、自分らしく生きることのできる社会を実現するために必要なこととして、障害のある市民からは、就業や教育の場から医療、住まい、社会の理解や交流、手当にいたるまで、多岐にわたる取り組みがまんべんなく行われることが重要とされています。なかでも、“働く場を増やすこと”、“安心して相談できるところを増やす”、“障害者を手助けする人材を育成すること”、“障害者に対する市民の理解を深める”などが上位に挙げられています。

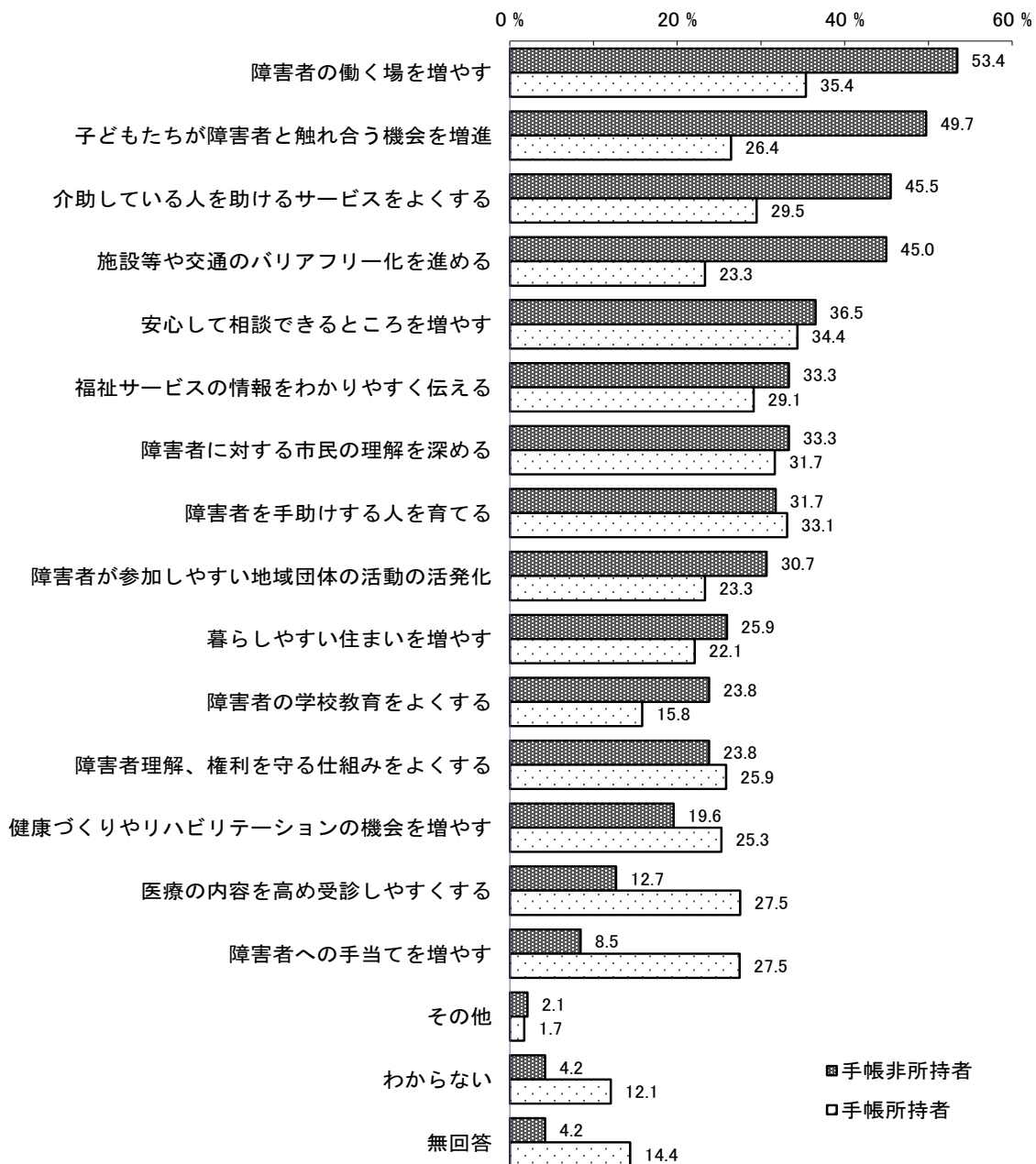
一方、障害者手帳を所持しない市民では、“働く場を増やすこと”、“こどもたちが障害者について学んだりする機会を増やすこと”、“介助している人を助けるサービス”、“まちのバリアフリー化”などが重視されています。特にバリアフリー化の問題点としては、物理的な面では歩道や公共交通機関の使いにくさ、社会的な面では障害者の雇用に関わる企業や役所の取り組みの不足、障害のある児童のための学校や指導者の不足、心理的な面では無関心、心ない言葉や態度が挙げられています。

障害の種類別にみると、別の設問では知的障害者と精神障害者で“近所付き合い”にやや消極的な傾向がありました。この設問などとも合わせてみると、回答者の多くが介助者の知的障害者では、「親としては自立を望んでおり、そのためには社会の理解が不可欠だと思っているが、現実がそうになっていない」といった意識がうかがえます。また、本人が多い精神障害者は、「自立したいが、健康状態(病状)や対人関係に自信がなく、社会との付き合いにも積極的になりにくい」といった意識が見えます。

一方、手帳を所持しない市民は、全般的に障害者福祉に対する関心はまだ高くなく、この設問でも“働く場”や“こどもの教育”、“バリアフリー化”などが上位にあり、やや実感の薄い“他人事”としての意識がうかがえます。

障害のある人を特別視せず、社会の一員として自然に受け入れられる地域づくりが重要であり、障害への理解を醸成するため、こどもの頃からの福祉教育や体験などの市民意識づくり、日常的な近所付き合いの醸成など、施設やサービス面以外で取り組むべき課題は多いと言えます。

ノーマライゼーションの実現のために重要なこと

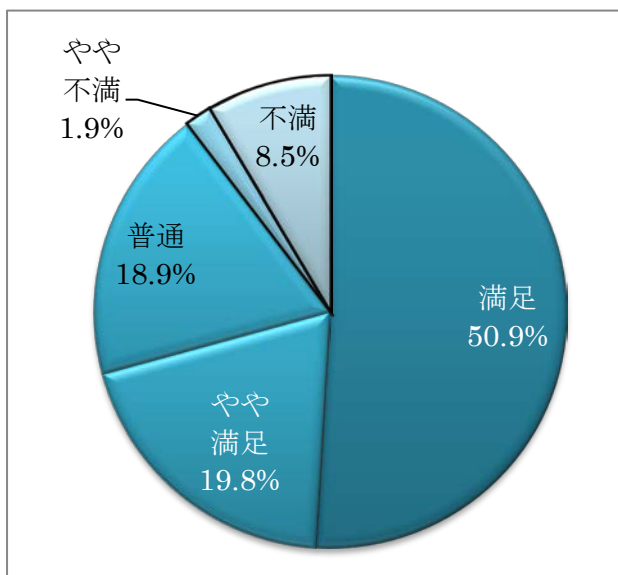


5. 障害児通所支援サービス利用のアンケート調査

平成 29 年 7 月から 8 月に行った「障害児通所支援サービス利用のアンケート調査」(以下、「アンケート調査」とする・一部抜粋・152 ページ参照) から、各サービスについての満足度について、以下のように整理しました。

(1) 児童発達支援

【児童発達支援の満足度】 n=106

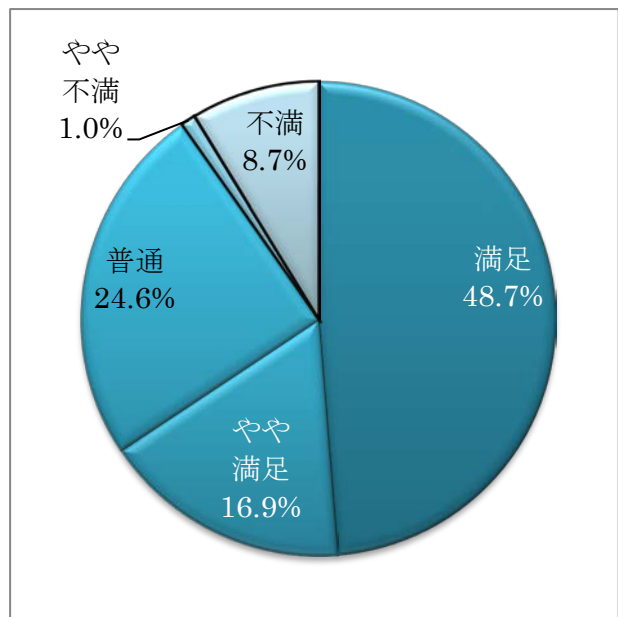


○不満の理由が多かった「支援時間が短い」には、主に次の二つの理由が考えられます。

- ・個別での支援中心の事業所では、1～2 時間程度のサービス提供を行っている。
- ・多くの事業所が日中 4～5 時間程度のサービス提供を行っているが、発達支援に加えて両親共働きなどの保育ニーズがある家族にとっては、利用時間が短い。

(2) 放課後等デイサービス

【放課後等デイサービスの満足度】 n=195



○不満の理由で一番多かったのが、「専門の職員がいない」というものでした。放課後等デイサービスを提供する事業所が増加している一方で、職員の専門性について、利用者は厳しい目を向けているようです。

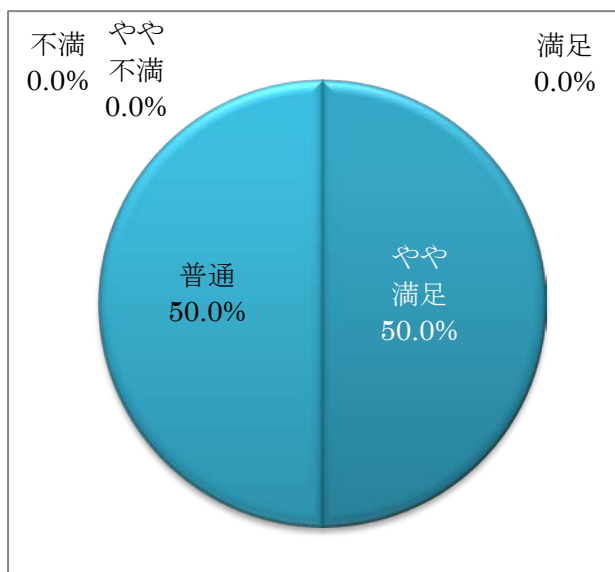
○事業所の多くは、放課後から 18 時までの時間帯をサービス提供時間としていますが、「支援時間が短い」という不満は、共働き家庭の増加に伴いもっと遅い時間まで見て欲しいというニーズが主だと思われます。

○「希望する事業所を利用できない」という不満は、放課後等デイサービスで行われている支援内容が多種多様であるために、一部の事業所に利用希望が集中してしまうことが理由のひとつだと思われます。

また、希望する事業所が自宅から遠かったり、送迎サービスの範囲外だったりする場合もあると思われます。

(3) 保育所等訪問支援

【保育所等訪問支援の満足度】 n=2



○平成 28 年度の保育所等訪問支援の受給者証発行数は 11 件と少ない状況にある中で、今回の回答者数も少ない結果となりました。

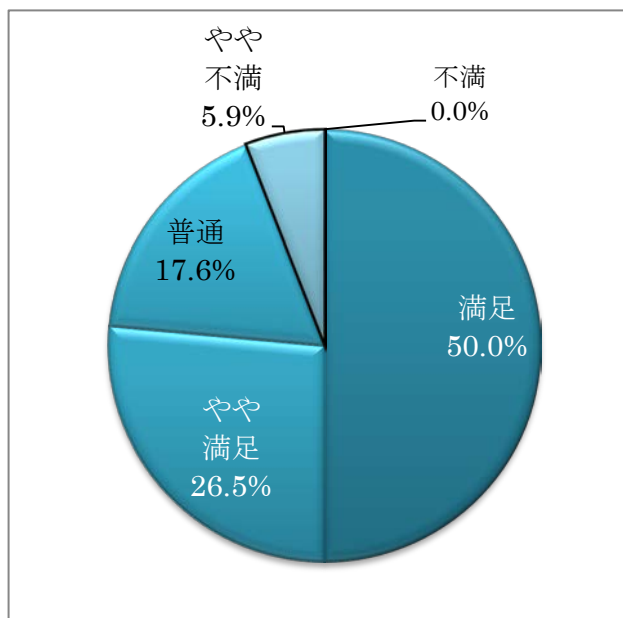
○保育所等訪問支援は、障害の有無に関わらず、こども達が地域でその子らしく成長していくことを支援する上で重要な事業ですが、利用が進まない現状があります。理由としては次の 3 つが考えられます。

- ・市内には事業所が 3 箇所しかない、新規参入がない（採算性の確保）
- ・事業の難しさ（人材の確保）
- ・利用者や関係機関への周知不足

※この事業については、実績数が少ないことから回答数が少なくなっております。参考として掲載しております。

(4) 障害児相談支援

【障害児相談支援の満足度】 n=34



○やや不満の理由からは、相談支援の周知不足を感じます。

○保護者の心配事や悩みを専門職員である相談支援専門員と共有し、解決方法を一緒に考えながら、こどもの成長を考えた利用計画を作成することは大きなメリットのひとつだと考えます。本市で障害児相談支援を広めるためには、「受給者証の発行までに時間がかかるが代わりに得られるメリットがある」ということをアピールする必要があります。今後も障害児相談支援の目的等について正しく理解していただけるよう努めていきたいと思っております。

6. 障害者団体へのヒアリング

平成 29 年 4 月から 5 月にかけて障害者団体に対し、次期障害者計画策定に向けたヒアリングを行いました。その結果について、以下のとおり整理しました。

(1) 災害対策・緊急時の対応

- ・避難場所のわかりやすい周知
- ・福祉避難室の設置
- ・避難所での目で見える情報の充実
- ・福祉用具の備蓄
- ・カメラを通して手話通訳者が支援する遠隔手話通訳システムの導入
- ・総合防災訓練実施に対する当事者の意見の反映
- ・事業所での避難訓練の充実

(2) 情報提供・情報保障

- ・千葉県手話言語等普及の促進に関する条例、千葉県の障害のある人に対する情報保障ガイドライン（改定版）、意思疎通支援事業実施モデル要綱の計画への明記とその内容の記述
- ・行政における相談先の明確化
- ・文字情報を提供する電子標識の設置
- ・点字資料での資料の提供
- ・ICT（情報通信技術）の普及
- ・各施設における磁気ループや OHC の整備

(3) 高齢化・親亡き後

- ・計画策定にあたっての知的障害者数の年代ごとの把握
- ・成年後見人への報酬が負担
- ・成年後見制度におけるトラブルへの対応の遅さ
- ・福祉サービス未利用の方の高齢化に伴い、丁寧な相談支援が必要
- ・障害福祉サービスと介護保険サービスの併用について計画に明記
- ・親亡き後のサービスとしてのグループホームと就労支援が必要
- ・親亡き後への早期からの対策（引きこもりの掘り起こしなど）が必要

(4) 本市の環境

- ・道路や歩道の狭さ、段差、歩行を妨げる電信柱等に対応した整備が必要
- ・点字ブロックの補修や整備や点字ブロック上の自転車などの放置への対応
- ・音声案内信号の増設
- ・オストメイト機能に特化したトイレの増設と設置場所がわかるマップの作成

(5) 施設・サービス

- ・ 中途障害者の専門施設が必要
- ・ 公的なセーフティネットとして、緊急時の病院での受け入れの確保
- ・ 医療的ケアに対応する日中活動の場の充実
- ・ 教育分野と障害分野が一体となって支援できる療育センターが必要
- ・ 基幹相談支援センターの増設
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 総合的な支援機関の充実
- ・ グループホーム、泊まる場の整備
- ・ 市南部における短期入所の新設
- ・ 同行援護、移動支援、日中一時支援、レスパイト、通院同行の充実

(6) 計画相談

- ・ 相談支援専門員の数の確保
- ・ 手話や重症心身障害児者にも対応できる相談支援専門員の養成
- ・ 就労系のサービスのみの利用者や障害児相談支援における、セルフプラン率の高さ

(7) 交流・外出

- ・ 障害者が集まれる場・居場所が必要
- ・ 高齢障害者の外出を促すイベントの開催
- ・ スポーツのイベントなどに参加することでの一般の人との交流の促進
- ・ うつ病やギャンブル依存、アルコール依存の自助グループの構築

(8) 医療

- ・ 医療機関の少なさにより必要な診断などが受けられない現状
- ・ 医療機関を選択するための客観的な判断材料の少なさ
- ・ 医療機関との連携の促進
- ・ 視覚の分野における研究の促進

(9) 虐待防止

- ・ 虐待の解決方法の計画への記載
- ・ 虐待防止について研修の実施

(10) 人材

- ・ 人材不足が慢性化
- ・ 人材確保と育成を行政が行うことを計画に明記

(1 1) 就労

- ・ジョブコーチによる就労支援と定着支援の充実
- ・就労支援機関による定期的な連絡や職場への巡回が必要
- ・チャレンジドオフィスや福祉的就労の拡大
- ・スキルアップに伴う賃金のベースアップを企業に対して指導
- ・有期労働契約を5年以上更新すると無期契約となることから、契約打ち切りになる、非正規雇用の不安定さ

(1 2) 理解・啓発

- ・失語症などの認知度が低い障害の啓発
- ・小学校における障害理解を深める授業の実施
- ・街なかにおける心のバリアフリー
- ・精神障害に対する偏見の解消
- ・障害に対する理解は偏見を持つ人と理解のある人の両極端である現状
- ・理解を得るには当事者からの発信も必要
- ・盲導犬の入店を断られることが多い現状

(1 3) 児童・教育

- ・スマイルプランの普及・活用が不十分
- ・知的障害児、重症心身障害児に対応できる専門性を有した教員の不足
- ・福祉と教育の連携が不十分
- ・親にも障害がある場合の親への支援の充実
- ・市川市特別支援教育推進計画を具体的に障害者計画に記載
- ・特別支援教育連携協議会における議論の活性化や計画への意見の反映
- ・放課後等デイサービスの専門性の向上
- ・発達障害者について、手帳所持者と非所持者が混在すること、対応の遅れ

(1 4) 精神障害者への支援

- ・初期対応を大切にしたい
- ・精神科の受診をしやすくする工夫が必要
- ・当事者だけでなく、家族に対する支援も必要
- ・医療と連携して住居支援を行う必要

(1 5) 制度・要綱の整備

- ・現行の意思疎通支援事業実施規則は対象と範囲が曖昧
- ・市川市地域生活支援事業実施規則と手話通訳派遣事業は切り離して整備が必要
- ・手話通訳派遣事業のルールの見直しや柔軟化
- ・緊急時の送迎での利用など移動支援の利用方法の柔軟化

- ・日常生活用具の給付品目の見直し
- ・重症心身障害児者における制度外の宿泊の予算化を希望

(16) その他

- ・本人の意思に沿った支援の実施
- ・アウトリーチ・同行・訪問による支援の実施
- ・施設使用料の減免の強化と手続の簡素化
- ・ピアカウンセリングの積極的な開催
- ・「心のバリアフリー」、「幸せを実感できる社会」、「多様性を認め合う」、「誰もが社会を創る」、「市民を守る」といった文言を計画の基本理念に追加
- ・グループホーム入居希望リストがあることと活用方法を計画に明記

7. 自立支援協議会等からの意見

平成 29 年 9 月 20 日の市川市社会福祉審議会 第 3 回障害者福祉専門分科会において、市川市自立支援協議会との意見交換が行われ、市川市自立支援協議会としての課題認識が示されました。その概要は以下のとおりです。

(1) 相談支援部会

課題	提案
<p><u>①市の相談支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこにいったら相談できるかわかりにくい現状がある。 ・基幹相談支援センター「えくる」や中核地域生活支援センター「がじゅまる」における相談終了にならない方の滞留の多い。 ・サービスに繋がりにくい人への支援のあり方をどのようにするか。 ・基幹相談支援センターの評価機能をどう位置づけるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付の窓口の障害者支援課への一本化 ・基幹相談支援センターの拡大・拡充
<p><u>②計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援の認知度や定着度が低い。 ・計画相談支援を受ける際のトリアージの仕方に難しさがある。 ・相談支援事業所数と相談支援専門員の絶対数が足りない。また、専従職員が少ない。 ・計画相談支援事業所間で受けている件数等にラツキがある。 ・計画相談支援に係る報酬単価が低い。 ・セルフプラン率が高い。 ・計画相談支援事業所とその他の相談機関の役割分担を明確化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談の周知・普及や連携の必要性 ・当事者、事業者、行政の三者が満足できる仕組みの構築の必要性
<p><u>③就労に関連した相談</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の確立と就労支援の促進がリンクしていない現状がある。 ・就労している人の生活支援をどこが行うのか。 ・就労の定着支援の定義の見直す必要性がある。 ・雇用率に算定されない（週 1～2 回程度で短時間での労働）人への対応をする必要がある。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズはあっても支援にあてはまらない人が障害者就労支援センター「アクセス」や障害者就業・生活支援センター「いちされん」に滞留している。 	
<p><u>④権利擁護</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後見センターの創設
<p><u>⑤サービスや社会資源について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス（居宅介護・グループホーム・短期入所・移動支援）の受け皿が少ない。 ・重度心身障害児者や医療的ケア児・者への対応ができる事業所が少ない。 ・地域生活支援事業の利用に柔軟性が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援の利用の柔軟性・対象者の拡大 ・地域で暮らしていくためのサービスなどの社会資源の充実 ・市レベルにない社会資源との連携の必要性
<p><u>⑥住まい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人がいない人の住居確保が難しい。 ・住み続けるための支援の必要である。 	
<p><u>⑦連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察との連携や自殺未遂者への夜間・休日対応をどのように行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政における所管間（障害と教育や高齢）の連携ができる仕組みづくり ・学校や関係機関との協議の場の設置 ・障害と高齢の連携の必要性や役割分担の明確化 ・介護保険分野との連携強化（ショートステイや通所でのハードの共有） ・介護保険分野に対する大人の発達障害の理解促進や普及啓発 ・地域住民との連携や協働
<p><u>⑧高齢化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老老介護、老障介護などの本人や家族の高齢化が問題となっている。 ・地域生活支援拠点と絡めて、地域で暮らしていくための具体的な方策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用に上手く繋がらない人への支援、手帳所持者や介護者の年齢層での人数把握
<p><u>⑨その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報アクセシビリティが弱い。 ・災害発生時や発生後の支援の仕組みを構築する必要がある。 ・研修開催の際の会場の確保を支援してもらいたい。 ・中途障害による、失職のリスクが高い。 ・経済的に問題を抱えている人へのフォローの必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのリハビリテーションの推進、 ・福祉教育の推進 ・引きこもりや虐待の掘り起こしに繋がるコミュニティーナースの取組を補助金や委託により事業化

<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉計画と障害福祉計画の連動性の確保する必要がある。 ・障害者の概念を再定義する必要性（手帳所持者→支援が必要な人） 	
---	--

（２）生活支援部会

課題	提案
<ul style="list-style-type: none"> ・送迎体制の確立 ・南部地域の事業所の計画的開設 ・車椅子・ベッド等そのまま利用できる日中の場の整備 ・本人の高齢化対策（共生型サービス（介護保険事業の併設）、バリアフリー化、スタッフ養成） ・日中事業所の継続運営、新規立ち上げの推進の為の家賃補助制度の継続 ・医療との連携・協働の推進（とりわけ医療的ケア・精神障害分野） ・外泊体験の場、一定期間集中して体験・訓練できる場、宿泊型自立訓練などの地域移行を支える資源作り ・緊急で避難できる場、寂しさから逃れる場、夜間から早朝独りにならない居場所作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの充実（当初目標としていた3ヶ所の設置） ○人材確保・定着・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・「研修」等を事業化し予算の裏付けをはかること ・市内・県内の大学や福祉系の養成機関との連携を充実させる取り組みを明記すること ・人材に関する中長期にわたる具体的な計画を立て、実施すること ・人材を支える仕組の構築をすること ・ピアスタッフ（ピアサポーター）の育成、定着支援、研修の仕組み作りに取り組むこと ・権利擁護者（アドボケート）の育成に取り組むこと ○啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・市川の福祉を伝えるポップな総合パンフレット作り ・義務教育との連携

地域生活支援拠点についての提言

<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度末までに地域生活支援拠点をスタートすること <p>①相談機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点と基幹相談支援センターが有機的な連携を取れる体制とすること <p>②体験の場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊体験の場の重要性を認識すること ・地域生活支援事業の安心生活支援事業等の事業を活用すること <p>③緊急時の宿泊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定のない場合も想定し、短期入所以外の資源の活用がはかれるよう、空床確保の経費・待機人員の人件費の保証をすること <p>④人材の確保育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談」「コーディネート」「宿泊」に対応できる人材を、分野の偏りなく確保・育成できるよう、市全体の取り組みとして位置付けること

<ul style="list-style-type: none"> ・法人等が協働し、継続的・計画的に拠点に携わる人を出せる仕組みを構築すること ・人材が定着するよう、従事者を支える仕組みを構築すること <p>⑤地域の体制作りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点には専従のコーディネーターを置くこと ・地域生活支援拠点の宿泊を担うところについては、夜間体制を取れるようにすること ・グループホームの開設を計画的に行い、運営について手厚い支援を行うこと ・高齢化・重度化に対応できるよう、移動支援の時間数を増やす、利用条件の緩和など柔軟な運用をはかること ・地域包括ケアシステムを見据え、他制度等との連携を意識した体制作りを目指すこと

(3) 就労支援部会

課題	提案
<p>○就職後の定着支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者のマンパワーの限界のため、ケースへのフォローが低下している。 ・仕事以外の相談等、これまで想定していなかった定着支援の負担が増加している。 ・一般就労により、利用していた福祉サービスが途切れてしまう。 <p>○就労以外の相談の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事以外（家族の高齢化に伴う介護問題等）の相談が増加している。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労により福祉サービスが途切れることとなり、就労支援機関と相談支援機関との連携の在り方・役割分担の明確化が必要である。 	<p>○場の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事後に立ち寄れる場所やニーズをすくい上げる場所が必要 ・職場内・職場外での当事者同士の支え合いのための場所が必要

(4) 障害者団体連絡会

課題	提案
	<p>○防災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の設置場所や運営方法の確立 ・平成32年度までの避難行動要支援者名簿に関する覚書の自治会との取り交わしの推進 ・防災に関する周知の充実 <p>○精神保健福祉について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引きこもりや自殺願望者に対する特別な支援体制の実施

8. 課題のまとめ

第2章の「1 障害者施策をめぐる内外の動き」から「7 自立支援協議会等からの意見」を踏まえ、本市として、第3次いちかわハートフルプラン策定にあたっての課題を以下のように整理しました。

(1) 相談支援・権利擁護体制の充実

- ・相談窓口のわかりづらさ
- ・セルフプラン率の高さ
- ・サービスにつながりにくい人や制度の狭間にいる人への支援
- ・相談支援に対応できる人材の確保
- ・相談支援の質の確保・向上
- ・後見センター創設や成年後見制度利用促進法における市町村計画策定などの体制整備
- ・障害者虐待防止や障害者差別解消に関する周知・啓発

(2) 就労支援の推進

- ・一般就労の促進
- ・一般就労への移行に伴う、福祉サービス（計画相談支援）の利用中断
- ・就職後の働き続けるための定着支援
- ・就労している人の生活支援のあり方
- ・福祉的就労の充実

(3) 地域生活の充実

- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・グループホームなどの暮らしの場の充実
- ・市南部における社会資源の新設
- ・地域移行支援や地域定着支援の推進
- ・本人や家族の高齢化や親亡き後への対応
- ・移動支援の利用方法の柔軟な運用
- ・道路や公共施設等のバリアフリー
- ・情報アクセシビリティの向上
- ・地域におけるリハビリテーション体制の整備

(4) 災害対策の推進

- ・福祉避難室や福祉避難所の体制整備
- ・福祉用具の備蓄
- ・市民に対する障害の理解促進や普及啓発
- ・避難行動要支援者名簿の取り交わしと避難行動要支援者への対応

(5) 障害児支援の推進

- ・子育て、教育、福祉の連携
- ・医療的ケアを要する児童への支援
- ・障害児相談支援の推進
- ・スマイルプランの普及・活用

(6) 人材の確保と育成

- ・障害者福祉の担い手となる人材の確保と育成
- ・障害福祉に関する国の報酬単価の低さ
- ・人材の確保・育成に関する研修などにおける補助制度
- ・専門的な知識や技術の普及

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念

【理念】

「このまちで共に生きる」

—多様性を認め合う、自ら選択・決定する—

私たちは、障害のある人³もない人も、こどもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障害のある人もない人も、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に、尊厳を持って生活を営む権利があります。

すべての場面における障害のある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりを推進するために、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障害のある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を以上のように「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

³本計画における“障害のある人”の範囲は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、手帳を所持しない発達障害、高次脳機能障害、難病の方なども含め、日常生活や社会生活を送る上で何らかの障害を有するすべての市民を対象とします。

2. 計画の将来像

本市の基本構想では、まちづくりの基本理念として、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」などの理念を基本に、まちづくりの将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げ、この将来像に向かって様々な施策を推進しています。

こうした基本構想に掲げる理念や将来像を踏まえ、本計画では、計画の基本的な理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域社会をつくる上で、以下のような“将来像”を掲げます。

【将来像】

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

3. 計画の基本目標と施策推進の方向

(1) 基本目標

市民の意識やニーズ、現状における諸課題を踏まえた中で、将来像の実現に向けた基本目標を以下のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

すべての障害のある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの総合化とともに、障害の特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応をも踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障害のある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、すべての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、わかりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障害に対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として、相互に支え合う社会の実現を目指します。

(2) 施策推進の方向

基本目標の実現に向けて、以下のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

4. 各施策に共通する横断的視点

(1) 障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援

障害のある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障害者施策の策定・実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障害のある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 障害のある人を中心とした総合的な支援

障害のある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障害の特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めると共に企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

(5) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別は、障害のある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づき、障害者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

【理 念】

「このまちで共に生きる」

—多様性を認め合う、自ら選択・決定する—

【将来像】

**「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」**

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

【基本目標】

**① ライフステージを
通じたその人らしい
暮らしの実現**

**② 誰にとっても
安心なまちの
実現**

**③ 地域の理解と
相互の支え合い
の実現**

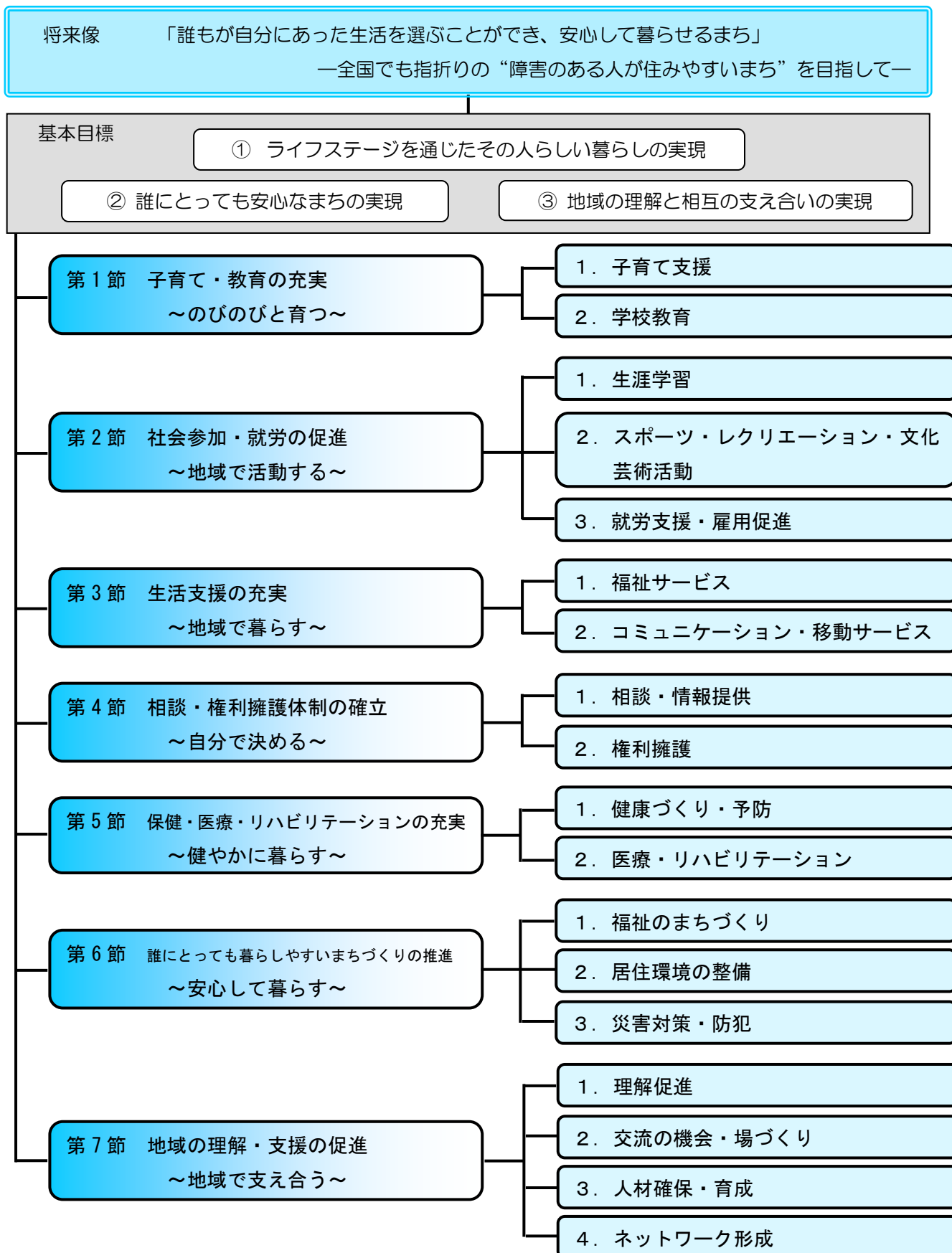
【各施策に共通する横断的視点】


- ① 障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援
- ② 障害のある人を中心とした総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 障害を理由とする差別の解消

【施策推進の方向】

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

5. 施策体系





第2部
各論

【計画全体の構成】

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって

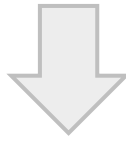
（計画とはどういうものか、背景と趣旨、法的位置づけや計画期間など）

第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題

（現状と課題の集約・分析、国内外の動向、障害者手帳所持者数、現行計画の総括、意識調査やアンケート調査、ヒアリング、自立支援協議会からの意見などを踏まえて課題を集約）

第3章 計画の基本的な考え方

（この計画の理念や目標、施策に共通する考え方、施策体系）



〔第2部：各論〕

第4章 重点施策

（計画期間において横断的・重点的に取り組む施策）

第5章 市川市障害者計画

（各施策及び具体的事業に関する計画）

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

（障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業と児童福祉法に定める障害児通所等に関する計画）

第7章 計画推進のために

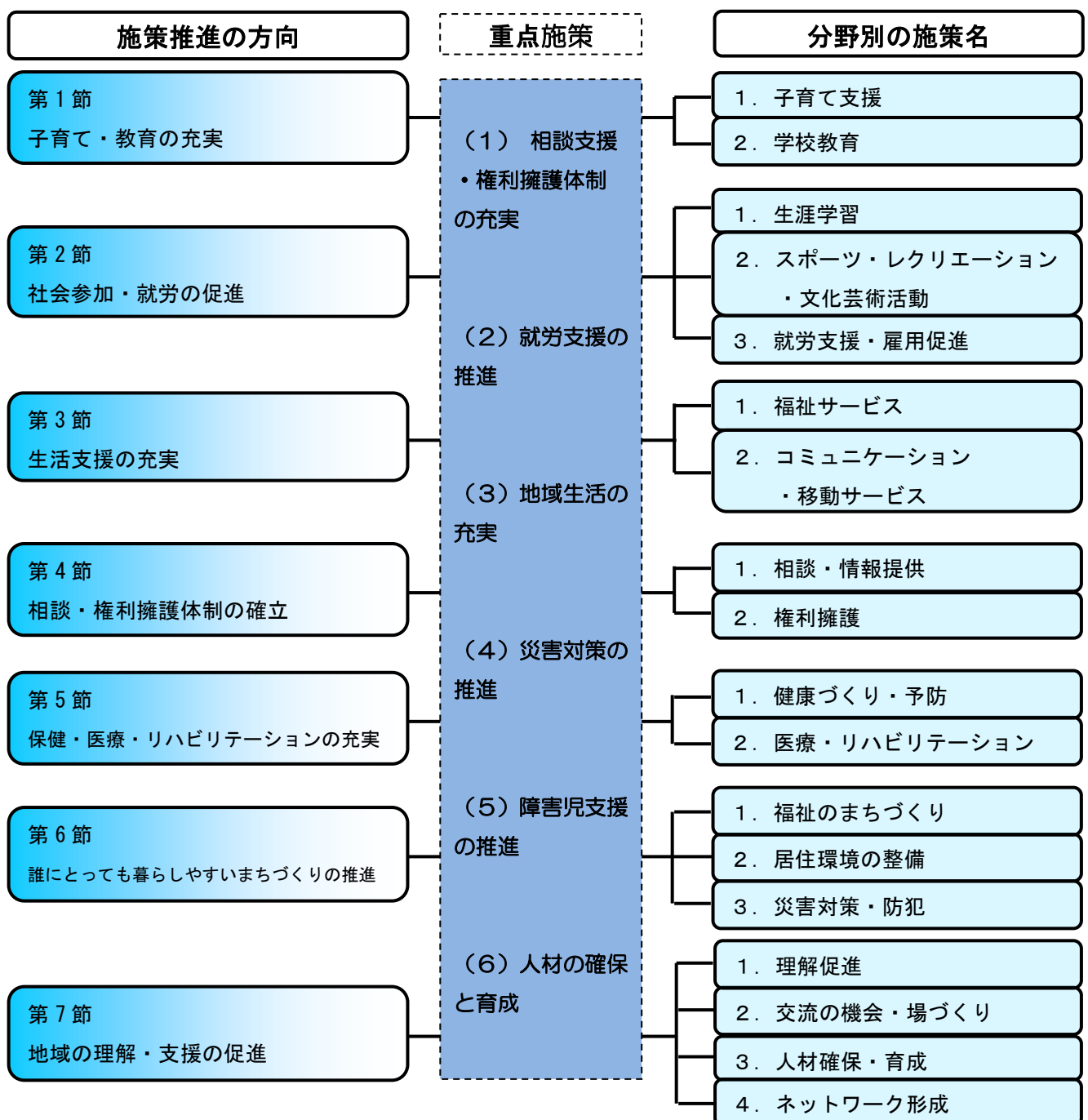
（計画を着実に進めるための方策）

第4章 重点施策

1. 重点施策とは

第3次いちかわハートフルプランの計画年度（平成30～32年度）において、市が重点的に取り組むべき施策を、「重点施策」として位置づけます。

重点施策は、「第3次いちかわハートフルプラン」全体として、施策横断的な取り組みとし、そのもとに具体的な事業を位置づけます。



2. 重点施策

(1) 相談支援・権利擁護体制の充実

【施策の方向性】

- 市民にとって分かりやすく、適切な支援やサービスに結びつく相談支援体制の構築をはかります。
- 基幹相談支援センターについては、地域における相談の中核的な役割として、総合的な相談対応、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなどの業務を行います。
- 相談支援の現場から地域の課題を集約し、サービスの開発につなげていくため、自立支援協議会を核とした取り組みを進めます。
- 成年後見制度の周知及び制度を必要とする方への適切な支援を推進するとともに、担い手となる市民後見人の養成を行います。
- 障害者虐待や障害者差別について、広く市民への周知・啓発を行うとともに、その相談に適切に対応することで、障害者虐待を未然に防止し、また、障害者差別の解消に努めます。

【具体的な事業】

- ・相談支援事業（指定相談支援事業・障害者相談支援事業）（124・141 ページ）
- ・基幹相談支援センター（129 ページ）
- ・成年後見制度利用支援事業（131 ページ）
- ・障害者虐待防止センター（84 ページ）
- ・障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議（84 ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成 28 年度）	見込数値（平成 32 年度）
指定特定相談支援事業所箇所数	33 箇所	40 箇所
基幹相談支援センター職員による 関係会議への出席種類数・回数 (ネットワーク構築)	27 種類 128 回	35 種類 171 回

「障害者虐待防止法」の認知度	10.1% (※1)	30.0% (※2)
「障害者差別解消法」の認知度	19.0% (※1)	40.0% (※2)
成年後見報酬助成延べ件数	12件	18件

※1 平成28年に行った「障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査」の結果から

※2 e-モニターによる結果

(2) 就労支援の推進

【施策の方向性】

○一般就労への移行を促進するとともに、就職後のアフターケアを強化し、職場への定着をはかります。

○福祉的就労の場への業務発注などを拡充するとともに、生きがいや社会的役割を獲得するなど、工賃向上だけではない多様な働き方の充実をはかります。

【具体的な事業】

- ・就労移行支援事業 (118 ページ)
- ・就労定着支援事業 (118 ページ)
- ・チャレンジドオフィスいちかわ (73 ページ)
- ・雇用促進事業 (73 ページ)
- ・優先調達推進事業 (73 ページ)
- ・就労継続支援事業 (118 ページ)

【指標等】

指標等	現状 (平成28年度)	見込数値 (平成32年度)
一般就労への移行者数	83人	125人
年間一般就労移行率 (※)	36.7%	46.5%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	—	80%以上
就労移行支援事業の利用者数	885人	1,062人
市からの業務発注の件数	7件	12件

※市内の就労移行支援事業所の利用者及び障害者就労支援センター「アクセス」の就職活動支援登録者のうち一般就労に移行した人の割合

(3) 地域生活の充実

【施策の方向性】

- 地域生活支援拠点等の整備に向けて、本市にふさわしいあり方について、自立支援協議会における協議内容を踏まえ、検討を進めます。
- 市内における一時預かり・短期入所のニーズに応える方策を、実現に向けて検討します。
- 入所施設・精神科病院からの地域生活への移行だけでなく、親元からの自立などに伴うグループホームやアパートなどへの生活拠点の移行や、地域生活の定着への支援の充実をはかります。
- 理解や周知の進んでいない障害について、講演会や研修会を行い、普及啓発に努めます。
- 技術の進歩に応じたコミュニケーション支援の充実をはかります。
- 重症心身障害児者や中途障害者等に対し、身近な地域においてリハビリテーションを受けることができるよう、環境整備を進めます。
- 道路や公共施設等のバリアフリー化を進めます。

【具体的な事業】

- ・地域生活支援拠点等（111 ページ）
- ・短期入所事業（119 ページ）
- ・共同生活援助事業（121 ページ）
- ・指定一般相談支援事業（124 ページ）
- ・自立生活援助事業（121 ページ）
- ・精神障害等に関する講演会・研修会の開催（76 ページ）
- ・意思疎通支援事業（133 ページ）
- ・身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業（88 ページ）
- ・新第1庁舎整備事業（91 ページ）
- ・人にやさしい道づくり事業（91 ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成 28 年度）	見込数値（平成 32 年度）
地域生活支援拠点等整備数	検討中	1 つ

指定一般相談支援事業所箇所数	7箇所	10箇所
入所施設からの地域生活移行者数	8人	19人
精神科病院長期在院者数（※）	239人	215人
市内グループホームの定員数	161人	195人

※本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数

（４）災害対策の推進

【施策の方向性】

○避難行動要支援者対策事業については、「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援等を実施するための基礎とする名簿を作成します。また、前述の名簿の作成とともに、平成30年度に制度改正を実施し、支援を必要とする方が掲載された名簿が、活用したいと考える避難支援等関係者へ提供される体制を整えることにより、平時における地域のつながりを促進します。

○民生委員や自治会等への理解を進めるため、障害者団体連絡会と連携して啓発をはかります。

○災害時に必要とされる福祉用具について協定を結び、速やかに必要な物資を供給できる体制づくりを進めます。

【具体的な事業】

- ・避難行動要支援者対策事業（95ページ）
- ・福祉避難所（96ページ）
- ・自発的活動支援事業（128ページ）
- ・障害者団体連絡会運営支援（104ページ）
- ・災害時における福祉用具等の供給に関する協定（96ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成28年度）	見込数値（平成32年度）
避難行動要支援者名簿の登録者数の増加率（対平成30年度比・障害分）	-	新制度施行後の名簿登録者数（障害分）を5%増
自治会等への啓発事業回数	4回	4回

総合防災訓練への障害者団体連絡会 からの参加	1回	1回
---------------------------	----	----

（５）障害児支援の推進

【施策の方向性】

- 保健、保育、教育等と連携を深めることで、こどもたちが身近な地域で必要な支援を受けて成長していけるように努めていきます。
- 発達に課題のあるこどもたちに対し、民間事業所において障害特性に沿った適切な支援ができるように、支援の質の向上を図っていきます。
- 医療的ケアが必要なこどもたちに対する支援を進めるために関係機関が連携し、協議できる体制づくりを進めます。
- 一人ひとりにあった適切な障害児福祉サービス等を提供するため、相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成を進めていきます。

【具体的な事業】

- ・ 保育所等訪問支援事業（141 ページ）
- ・ 障害児相談支援事業（141 ページ）
- ・ 地域職員への研修事業（63 ページ）
- ・ 医療的ケアが必要なこどもに関する保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置（113 ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成 28 年度）	見込数値（平成 32 年度）
保育所等訪問支援事業延べ訪問回数	54 回	150 回
地域職員への研修参加人数	340 人	400 人
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援センター及び 放課後等デイサービス事業所の数	3 箇所	4 箇所
指定障害児相談支援事業所箇所数	22 箇所	30 箇所

(6) 人材の確保と育成

【施策の方向性】

- 地域におけるボランティアを育成し、障害福祉の担い手を確保します。
- 障害福祉サービス事業所や求職者に対し、雇用の機会を拡大できるよう、支援策を検討します。
- 障害の特性や、支援の専門性に応じた研修を行い、専門的な知識や技術の普及をはかります。
- 障害福祉サービス事業所相互のネットワーク化をはかり、お互いに支え合う関係をつくる中で、事業所や職員の孤立・離職を防ぐ取り組みを促します。

【具体的な事業】

- ・障害児者相談支援ガイドライン研修（102 ページ）
- ・夏休み体験ボランティア実施事業（102 ページ）
- ・就労支援に関わる研修（73 ページ）
- ・相談支援グループスーパービジョン（81 ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成 28 年度）	見込数値（平成 32 年度）
障害児者相談支援ガイドライン 研修平均受講者数	85 人	85 人
相談支援グループスーパービジョン 参加事業所数	26 箇所	36 箇所
市内法人における入職率（※）と 離職率（※）の差	3.1 ポイント	5 ポイント以上

※本市に本部を置く障害福祉サービス等を実施する法人における当該年度の入（離）職者数を在籍職員数で除した割合

第5章 市川市障害者計画

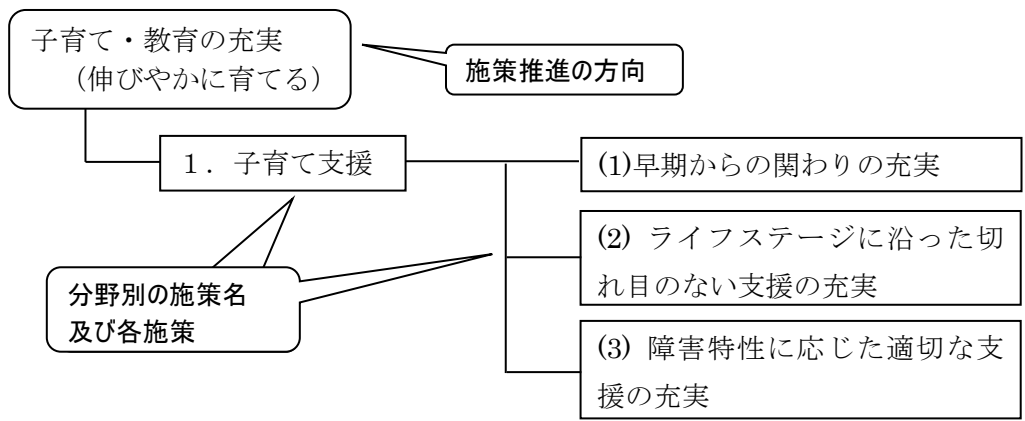
<凡例>

【現況と課題】

主に市内の現在の状況と課題について記述しています。

【施策の基本方針】

基本目標の実現に向けた7つの施策推進の方向に沿って、分野別に施策を進めるための基本となる方針を定めたものです。



【施策の概要】

施策の概要を定めたものです。

市として特に重点的に取り組む事業を「重点事業」として、成果目標または活動指標を定めます。

<重点事業>

事業名 (担当課)	1 ○○事業		○○部 ○○課	
事業概要				
指標等	現況		活動指標	
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度

重点事業以外の、施策を推進するための事業を「その他の事業」としてまとめています。

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
1 ○○事業	○○部 ○○課	

1. 子育て支援

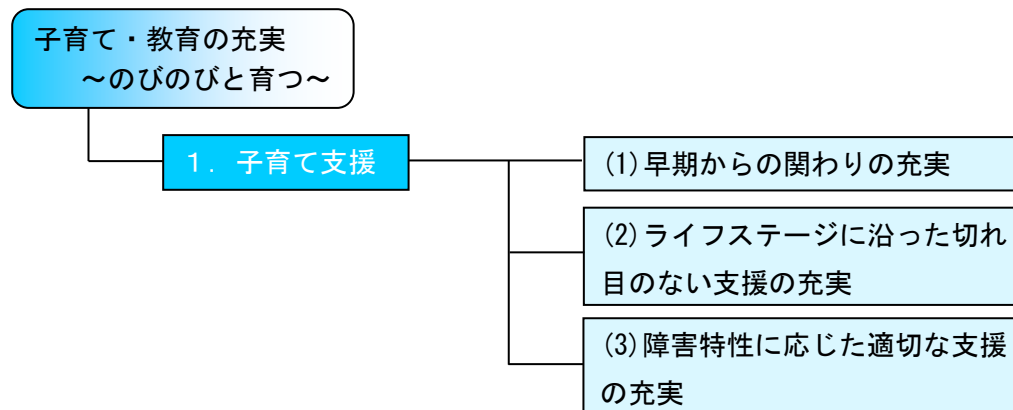
【現況と課題】

- 発達に様々な課題を持つ子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な対応を必要としており、地域での健やかな成長を支援することが大切です。そのためには、早い段階から子どもたちの特性を理解し、一人ひとりに応じた子育てをしていく必要があります。
- 保護者にとっては、こどもの障害を受けとめることが難しいこともありますが、思いに丁寧に寄り添いながら、こどもへの理解を深め、子育て力を高める支援が必要です。
- こども発達相談室では、年間延べ1万人ほどの利用があり、相談、指導を受けています。その数は年々増加しており、特に行動や情緒に心配のあるこどもの相談数が増えてきています。
- 一人ひとりのこどもにあった成長を支援するため、本市には児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などがあります。障害が疑われる段階から身近な地域でこのような専門的な支援を行う必要がありますが、質、量両面での確保が必要となります。
- 幼稚園や保育園に通園しながら、あるいは学齢期においては放課後保育クラブを利用しながら通所支援を利用しているこどもが増加してきています。この現状を踏まえて、今後さらに保育、教育、子育て等関係機関との連携を一層深め、一人ひとりのこどもの特性への共通理解を持って支援していくことが不可欠です。
- 医療的ケアが必要な子どもたちについては支援の体制が整っていないのが現状です。身近な地域で成長していくために、医療、保健、福祉、教育分野の各機関が連携し、重層的な支援を行っていくことが求められます。
- 障害児相談支援については、相談支援専門員による利用計画は客観的専門的な観点から重要な事業ではありますが、依然保護者による計画作成の比率が高いのが現状です。セルフプランを作成する保護者への支援を丁寧に行いながら、相談支援についての理解を深めるための周知啓発活動をどのように進めていくか、相談支援専門員の質、量を今後どのように向上させていくかが課題となります。

【施策の基本方針】

保護者がこどもの発達について心配を抱いた時期から、悩みや思いに寄り添いながら、一人ひとりのこどもに応じた支援ができるように、早期支援の体制作りを行います。

また、成長の過程によって変わっていくこどもの姿を保護者と共有しながら、様々な関係機関と緊密に連携を取って支援をしていきます。



【施策の概要】

(1) 早期からの関わりの充実

疾病や障害の早期発見のため、関係機関の連携を強化し、母子保健相談や乳幼児健康診査の充実に努めます。また、個人に合わせたきめ細かな対応ができるよう、こどもの発達に心配のある保護者に対しての相談体制の充実を図ります。

(2) ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実

こどもたちが成長していく中で、一人ひとりにあった支援が継続されていくように、こども政策部、福祉部、教育委員会等との連携を強化し、ライフサポートファイル等を活用した一貫した支援が行えるように努めていきます。

なかでも学齢期以降のこどもたちへの支援については、様々な関係機関が情報共有し、重層的な支援がしっかり引き継がれるような体制づくりを進めていきます。

(3) 障害の特性に応じた適切な支援体制の構築

発達障害や強度行動障害、重症心身障害児等、それぞれの障害特性を正しく理解し、適切な支援ができるよう、研修等による支援の質の向上に努めます。

特に、現在発達障害に関する相談が増加しています。そのような相談に適切に対応できるよう、発達障害者支援センター（CAS）等の専門機関と連携し、支援体制を構築していきます。

<重点事業>

事業名（担当課）	1 保育園巡回相談事業	こども政策部 発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障害児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	保育園巡回件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	32 回	55 回	70 回	75 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
1 ライフサポートファイル活用事業	こども政策部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとしてライフサポートファイルを活用していきます。
2 地域職員への研修事業	こども政策部 発達支援課	保育園、幼稚園や学校等の職員に向けて、支援の質の向上を図るため、障害児の特性理解についての研修を行います。
3 放課後保育クラブ事業	生涯学習部 青少年育成課	放課後保育クラブに障害児を受け入れるための環境を整備します。また、保育内容の充実をはかることを目的に、職員の研修を実施します。

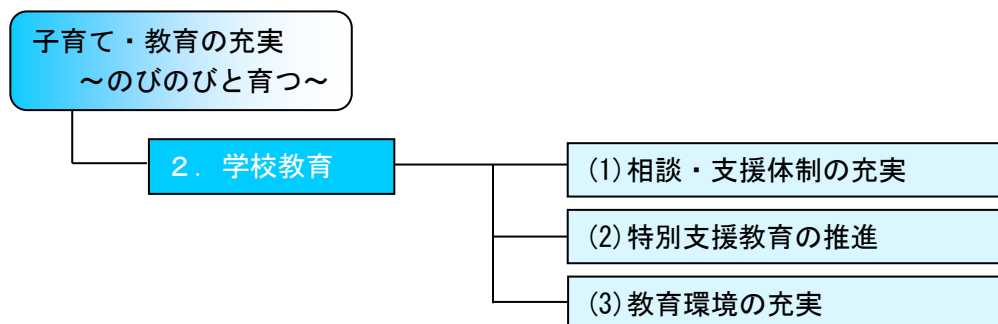
2. 学校教育

【現況と課題】

- これまで本市では、障害のあるこどもが一人ひとりの能力や個性に合わせて学び、障害のないこどもと交流できるような教育を基本として、教育課程や指導体制の充実をはじめ、福祉教育や障害理解教育の推進、教職員を対象とした研修の充実を図るなどの施策を進めてきました。
- 特別支援教育は、障害児一人ひとりを理解し、きめ細かな支援・指導を行うものであり、障害理解教育と併せて、これからの教育において重要な方向性の一つです。また、今後は、こどもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学ぶことを目指す教育理念と実践プロセスであるインクルーシブ教育の推進が望まれています。
- 学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症スペクトラム障害（用語解説参照）などのいわゆる発達障害等を含む特別支援教育を適切かつ効果的に進めるため、障害特性に応じた教育を行うことのできる専門職員の育成・確保が必要となります。
- 本市では、学校教育3ヵ年計画に沿って、研修の充実や専門機関との連携に努め、各校で情報を交換しながら、個別の支援計画づくりを進めていますが、今後は市内にある国立、県立、市立の特別支援学校を中心として、地域との関わりを重視した教育体制の充実が重要です。
- 特別支援学校卒業生の進路は、概ね約60～70%が福祉的就労、残りの約30%程度が一般就労となっていますが、就労や社会生活に対する意識を確立する教育も重要となっています。
- また、意識調査の結果によると、障害特性に応じた学校施設のバリアフリー化などの教育環境の整備充実も求められています。

【施策の基本方針】

多様性と専門性を両立できる総合的で柔軟な受入れ体制による特別支援教育を充実するとともに、障害理解教育の積極的な推進により、障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共に生きる社会を目指す教育を進めます。



【施策の概要】

(1) 相談・支援体制の充実

学齢期の障害児に対する相談・支援体制を充実するとともに、こども発達センターなどの就学前の障害児に対する支援機関と学校の連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた相談・支援に努めます。また、様々なサービスが指定障害児相談支援事業所によるアセスメントのもと、適切に提供されるよう、相談支援の充実をはかります。

(2) 特別支援教育の推進

研修会等を充実し、特別支援教育の実践者の育成を進めながら、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、小中学校との連携協力を積極的に推進して、通常教育において支援を必要とするこどもに対する支援体制の拡充を図ります。

(3) 教育環境の充実

学校施設などのバリアフリー化を進めるとともに、学校生活の中での地域のサポーターの育成や配置により、誰もが楽しく学べる教育環境の充実に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	2 特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第2期）に則り、すべての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある児童生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	市川スマイルプランの作成率			
	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度
	1.7%	2.1%	2.4%	2.7%

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
4 特別支援教育連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、障害のある幼児、児童、生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。
5 義務教育学校整備事業	生涯学習部 教育施設課	塩浜学園の校舎等建替えに伴い、手摺、スロープ、点字ブロック、エレベーター等のバリアフリー設備を取り入れていきます。

第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

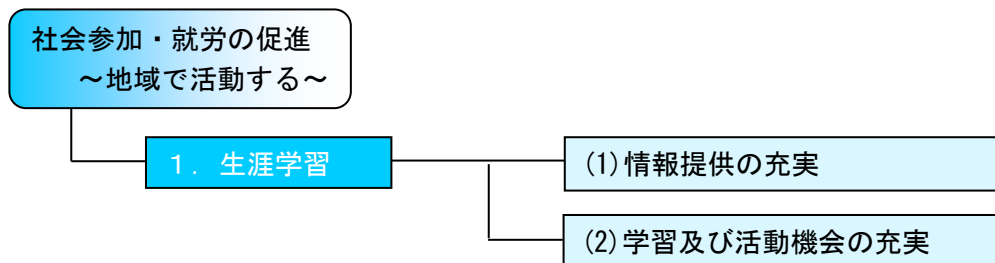
1. 生涯学習

【現況と課題】

- 学校卒業後も学習する意欲や関心を持ち続けることはその人らしい暮らしの実現のために重要です。また、学習活動を通じて、多様な人と交流することは社会参加のきっかけともなります。
- 障害について知り、仲間同士で支え合うという意味合いを持つピア活動や、本人の意思を尊重した自主的な活動を促進していく視点も重要です。
- 公共施設などの利用しやすさを高め、障害特性に応じた合理的配慮を提供することで、身近で気軽に活動に参加できる環境を整備することも必要です。

【施策の基本方針】

多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害者が主体的に学習できる環境の整備充実を図ります。



【施策の概要】

(1) 情報提供の充実

生涯学習の機会について、障害特性に応じた情報提供の充実を図りながら、より多くの機会に障害者が参加できるよう、ニーズと活動内容の整合など、調整機能の充実に努めます。

(2) 学習及び活動機会の充実

より多くの障害者が生涯学習のための機会を得られるよう、仲間同士で支え合うピア活動などをはじめ、多様な活動の選択肢の充実を支援します。また、公共施設のバリアフリー化や図書館における各種資料の充実、市主催の講座等における障害特性に応じた合理的配慮の提供など、学習環境の向上を進めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	3 市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	福祉部 障害者支援課		
事業概要	市が主催する講座や講演会等において、手話通訳や要約筆記、車椅子席などの合理的配慮をはかるよう、庁内に働きかけます。			
指標等	手話通訳・要約筆記の派遣件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	8 件	10 件	11 件	12 件

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
6 図書館の障害者資料製作・収集事業	生涯学習部 中央図書館	資料変換奉仕者との連携・協力体制を引き続き維持し、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障害者資料の充実を図るとともに、市販の障害者資料の収集も検討します。

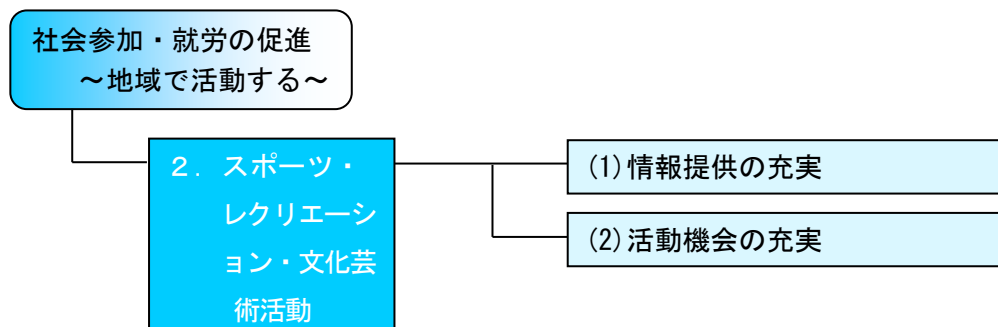
2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

【現況と課題】

- スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動は健康づくりや生きがいつくりの側面のほか、障害者本人の社会性の形成・維持に役立ちます。
- コミュニケーションの機会が増えるとともに、知人・友人が増えることで、生活を支え合う地域体制づくりにもつながり、また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動に取り組み、楽しんでいる姿は結果的に障害者に対する理解向上につながると考えられます。
- 現在、本市では、障害者の健康づくりや生きがいつくりを目指し、県主催の障害者スポーツ大会への参加や、障害者軽スポーツ教室、俳句やコーラスなどの文化講座を開催していますが、参加者数は多いとは言えない現状があります。
- 障害に応じた活動を支援・指導する人材が少ないことも課題であり、今後は情報提供や参加を支援する人材、活動環境などの充実を図る必要があります。

【施策の基本方針】

障害の有無や種類に関わらず、気軽に活動する機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいつくりを促進します。



【施策の概要】

(1) 情報提供の充実

身近な地域でのスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の機会について、障害特性に応じた情報提供の充実を図りながら、より多くの機会に障害者が参加できるよう、ニーズと活動内容の整合など、調整機能の充実に努めます。

(2) 活動機会の充実

より多くの障害者がスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を楽しめるよう、障

害者対象、あるいは障害の有無に関わらない多様なイベントなどを含め、活動の選択肢の充実をはかるとともに、活動を支援する人材を育成し、障害特性に応じた支援の充実を図ります。また、公共スポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化などを進め、活動環境の向上を図ります。

<重点事業>

事業名（担当課）	4 障害者スポーツ事業	文化スポーツ部 スポーツ課		
事業概要	障害のある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進をはかります。			
指標等	障害者軽スポーツ教室への参加人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	45 人	100 人	100 人	100 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
7 障害者文化講座	福祉部 障害者支援課	障害者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

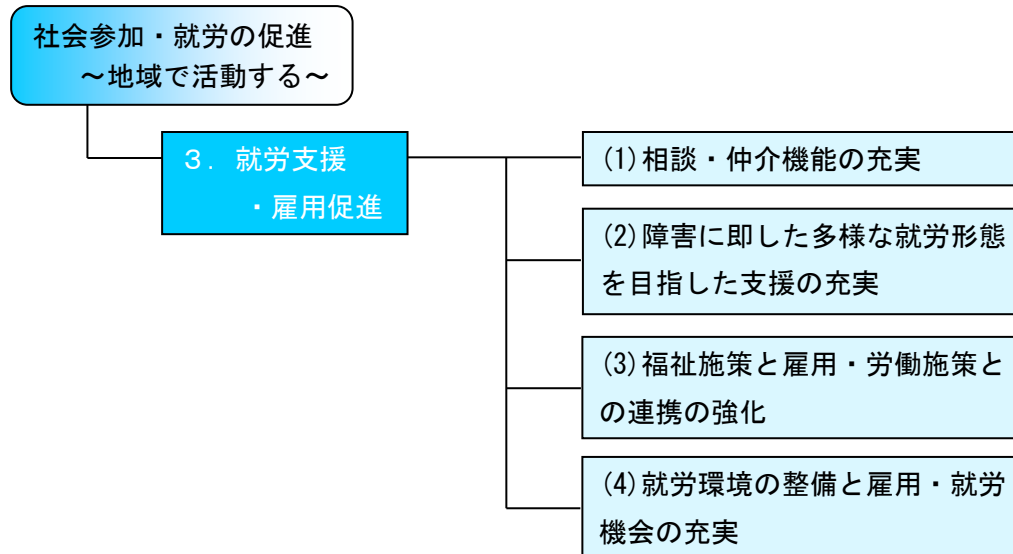
3. 就労支援・雇用促進

【現況と課題】

- これまで本市では、市内の企業や障害福祉サービスなどの事業所に働きかけ、障害者が働ける場の確保に努めるとともに、相談や職場実習、就労後のアフターケアを含め、障害者の就労を総合的に支援することを基本に施策を進めてきました。
- 就労は、地域での生活を実現する上で重要ですが、必ずしも金銭的な収入だけが目的ではなく、働くこと自体や社会の中で役割を果たすことなどにおいても重要です。
- 本市では、障害者就労支援センター「アクセス」を平成 12 年に開設し、障害者の就労に積極的に取り組んできましたが、就労後の定着支援や生活支援のあり方について、多くの課題を抱えています。また、障害について理解している企業はまだまだ少なく、就労先の選択肢が少ないのが現状です。
- 当事者の高齢化により、就労をリタイアした後の暮らし方や居場所などについても、検討を進める必要があります。
- 一方で、就労継続支援 B 型などの工賃は安く（平成 28 年度の千葉県内における就労継続支援 B 型事業所の工賃実績：月額 13,769 円・就労継続支援 A 型事業所の工賃実績：月額 65,955 円）、生活できる収入にならないことや、障害特性によっては体調を一定に保つことができず、継続的に働くことが困難であることなども課題としてあげられます。
- 平成 25 年に障害者優先調達推進法が施行され、障害者就労施設等で就労する障害者の経済面での自立を目的に、本市でも調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達を行っています。しかしながら、調達実績は充分とは言えず、一層の調達を進める必要があります。
- 障害者就業・生活支援センターや労働関係機関との連携の強化を図るとともに、就労支援体制の整備を図る必要があります。

【施策の基本方針】

社会生活への訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に添った就労ができるよう、企業の理解を促進しながら、多様な選択肢のある環境づくりに努めます。



【施策の概要】

(1) 相談・仲介機能の充実

障害者就労支援センター「アクセス」において、障害や個人の特性、地域性や企業のニーズを踏まえ、相談・仲介・調整などの機能の充実を図るとともに、就労後のアフターケアの充実に努めます。

(2) 障害に即した多様な就労形態を目指した支援の充実

社会参加を目指すための基本として、福祉的就労や社会生活訓練の充実を進めるとともに、就労・職業訓練プログラムの作成や職業体験の機会の充実など、障害に即した多様な就労への支援に努めます。

(3) 福祉施策と雇用・労働施策との連携の強化

地域における関係機関相互のネットワークを構築するとともに、国・県が実施する雇用・労働施策との連携などを進め、就労に向けた様々な制度や手法の活用を促進します。

(4) 就労環境の整備と雇用・就労機会の充実

当事者や支援者と企業の交流を促進し、相互理解を深めながら、就労先の開拓や短時間就労やグループ就労などの就労のあり方の検討を進めます。また、企業に対しては、雇用促進制度のPRや助言・支援の充実に努める一方で、障害当事者に対しては、就職準備・技能習得への支援に加え、事業開始や拡充などの起業に向けた情報提供などのほか、就労離脱後の再就労支援などを図ります。さらに、市が率先して雇用・就労機会、障害者就労施設への発注の拡充に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	5 優先調達推進事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害者優先調達法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達をはかります。			
指標等	調達件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	7 件	10 件	11 件	12 件

事業名（担当課）	6 就労支援に関わる研修	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。			
指標等	開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	1 回	1 回	1 回	1 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
8 チャレンジドオフィスいちかわ	総務部 人事課	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障害者を、一定期間、本市の非常勤職員として採用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
9 雇用促進事業 (障害者就労支援)	経済部 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進奨励金 市内に居住する障害者、重度障害者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障害者に係る雇用機会の拡大を図ります。 ・職場実習奨励金 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障害者の雇用機会の拡大を図ります。 ・障害者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障害者の個別面接による「障害者就職面接会」を開催します。

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

1. 福祉サービス

【現況と課題】

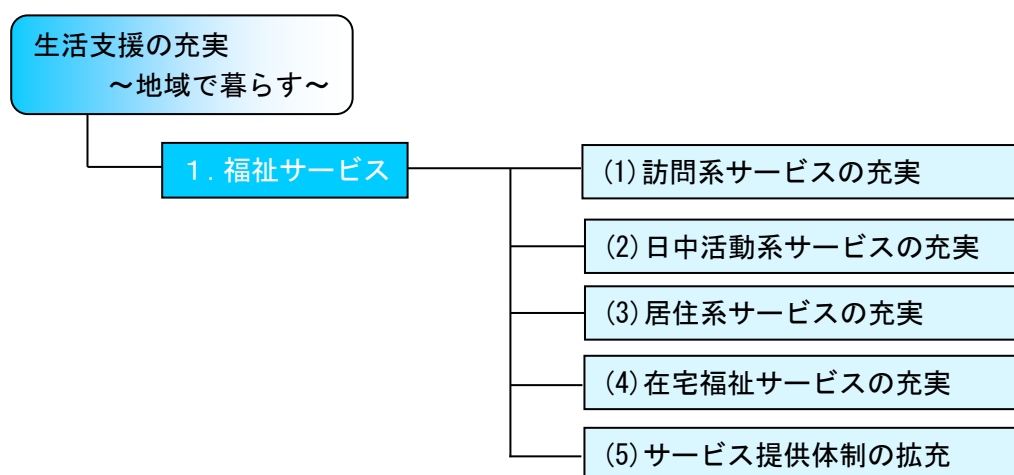
- 障害者の地域での生活を実現するために、生活支援を充実させることが重要となっており、そのためには障害福祉サービスなどの提供体制の確保が必要です。
- 本市ではこれまで、障害者の地域での生活を実現できる体制づくりを目指し、在宅の障害者へのホームヘルプの充実、通所施設などの日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の整備を進めてきました。
- 訪問系サービスの利用は緩やかな増加傾向となっており、意識調査の結果でも、今後は家事援助、知的障害者においては移動支援やレスパイトサービスなどの利用意向が高くなっています。その一方で、現状では事業所数が不足しているため、増加するニーズには必ずしも応じきれていないのが実状です。
- 日中活動系サービスについては、意識調査の結果でも、特別支援学校卒業生の日中活動の場として、今後の利用意向も高く、身近な地域におけるバランスの取れたサービス提供基盤の整備が求められています。また、自立訓練（機能訓練）や短期入所については、市内にサービスを提供できる事業所が少なく、更なる整備が求められています。
- 居住系サービスについては、特に知的障害者でグループホームの利用意向が入所施設を大幅に上回っていますが、開設にあたっては、世話人の確保とともに、消防法や建築基準法等における基準を満たすことが求められることから、なかなか開設が進まない現状があります。一方、精神障害者では一人暮らしや結婚生活への希望が多くなっています。
- 当事者及び家族の高齢化の進行に伴い、家族への負担がより大きくなるため、訪問系サービスやグループホームなどの住まう場の充実を始めとした地域での支援体制の整備は喫緊の課題となっています。
- 日常的に医療行為の必要な障害児者などの地域生活が可能となるよう、専門的な技能を有した支援者の確保やそうした障害に対応できる施設の整備も課題となっています。
- 上記の全てのサービスにおいて、サービスを提供する支援者の質の担保及び向上が課題となっています。

○今後は、家族への支援を含め、障害者が地域で暮らし続けていくための様々な福祉サービスについて、その種類ごとの必要量や確保のための方策を検討し、計画的な基盤の整備を進めることが求められます。

○難病患者等の制度の狭間に置かれた障害者へのサービス利用についても、障害者総合支援法の施行により新たに対象となりましたが、利用の実績は少なく、制度の周知や実状の把握を含め課題となっています。

【施策の基本方針】

今後見込まれる需要量を充足するため、サービスを提供する事業所及び人材の確保及び質の向上に努めるとともに、一緒に暮らす家族への支援など、地域でのライフスタイルに合わせた支援の総合的な実施を図ります。



【施策の概要】

(1) 訪問系サービスの充実

地域での生活を支える訪問系サービスの充実のため、ヘルパー等の人材の育成、確保に努めながら、強度行動障害や重症心身障害児者に対するホームヘルプなどを含め、多様な障害に対応できるよう、関係機関の連携などによるサービス提供体制の全体的な整備を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

日中活動のための場や、家から外に出る機会を増やすため、地域の既存の社会資源を活用するとともに、事業所の拡充を促進します。加えて、身近な地域における短期入所や自立訓練（機能訓練）など、当事者ニーズへの対応の充実を図ります。

(3) 居住系サービスの充実

地域での暮らしの実現に向け、グループホームや生活ホームの整備促進や運営支援を

実施します。また、公営住宅や一般住宅などの活用を促進するとともに、地域で暮らすための夜間・休日等における居住支援など、きめ細かい支援体制の充実に努めます。さらには緊急時対応としての短期入所や、地域での暮らしに向けての体験入居などの充実に図ります。また、計画相談支援やグループホーム等支援ワーカー等によるニーズ把握を踏まえて適正な必要量を把握し、居住の場の確保を図ります。

(4) 在宅福祉サービスの充実

在宅での暮らしの充実のため、各種手当や介護費用の助成、補装具費の支給などの経済的な支援のほか、日常生活用具の給付や訪問入浴サービスなどの充実に図ります。また、障害者を支える家族への支援として、日中一時支援やレスパイトサービスの充実に進めるとともに、障害者総合支援法の施行に伴い、障害者の範囲に含まれた難病患者等に対しては、制度の周知を行い、障害福祉サービス等の提供を進めます。

(5) サービス提供体制の拡充

一人ひとりのニーズに合った適正なサービスの提供のため、適切なアセスメントやニーズ把握に基づいた計画相談支援の普及に努めます。また、必要なサービスが地域で受けられるよう、地域全体として事業所数を増やすための参入を促進するとともに、研修などの機会を通じて支援の質の向上を目指します。また、当事者の高齢化に伴う介護保険サービスへの移行については、一律に介護保険制度を優先させるのではなく、当事者個々の状況に応じて、柔軟なサービス利用ができるよう、検討していきます。

<重点事業>

事業名（担当課）	7 精神障害等に関する講演会・研修会の開催		福祉部 障害者支援課	
事業概要	理解が進まず、普及啓発が望まれる精神障害等について、講演会や研修会を企画・広報して、これを実施します。			
指標等	実施回数 講演会・研修会への参加延べ人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	1 回 50 人	2 回 100 人	3 回 150 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
10 高次脳機能障害者支援会議	福祉部 障害者支援課	千葉県が高次脳機能障害支援普及事業として指定した千葉リハビリテーションセンターの職員（支援コーディネーター）を講師アドバイザーとして招き、高次脳機能障害者の地域生活を支援するため、地域の関係者と困難事例の検討・研究を実施し、効果的な施策について検討します。
11 グループホーム等入居者家賃助成事業	福祉部 障害者支援課	障害者の地域での生活を支援することを目的に、グループホーム、生活ホーム、ふれあいホームに入居している障害者に対して、家賃負担の一部を助成することにより、負担の軽減を図ります。

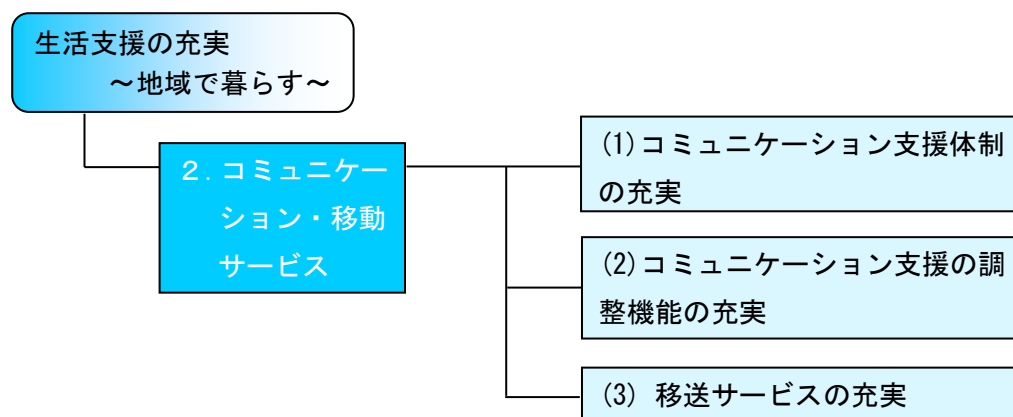
2. コミュニケーション・移動サービス

【現況と課題】

- 手話を使える聴覚障害者の数に対して、市に登録している手話通訳が少ない上、手話通訳派遣の調整やサービスの提供時間がニーズを充足できていない現状があります。
- 手話をコミュニケーション手段にできない聴覚障害者には要約筆記なども必要であり、今後は後期高齢者が一層増えることが予想される中で、こうしたコミュニケーション支援の人材育成は重要となっています。
- 聴覚障害者の行動は広範囲にわたることから、市域を越えた広域的な連携も課題となります。
- 聴覚障害以外にも、失語症などコミュニケーションが難しい障害者もあり、その障害特性から社会参加が制限されるなど、困難を抱えている現状があります。
- 障害者の地域での生活や社会参加活動を支援するためには、鉄道やバスなどの公共交通機関に対し、移動の障壁（バリア）となっているものの除去を促していくとともに、移送サービスの整備充実を図る必要があります。

【施策の基本方針】

コミュニケーションや移動は社会生活の基本であり、障害のない人にとっても障害者との意思疎通や交流・活動に不可欠なものとして認識し、様々な場面を想定しながら、それを支援できる体制づくりに努めます。



【施策の概要】

(1) コミュニケーション支援体制の充実

すべての人の日常生活の基本として、コミュニケーションのためのきめ細かい支援が

得られるよう、手話通訳や要約筆記、失語症会話パートナーなどの人材育成を図るとともに、その派遣体制の充実に努めます。

(2) コミュニケーション支援の調整機能の充実

支援人材の不足や障害者の行動範囲の拡大を踏まえ、人材派遣のコーディネート機能の充実を進めます。

(3) 移送サービスの充実

徒歩以外の移動を支援するため、公共交通機関や福祉有償運送などの充実促進や、福祉タクシーや移送費助成などの移送サービスの充実に努めます。

<重点事業>

事業名(担当課)	8 失語症会話パートナー派遣事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	失語症会話ボランティア養成講座を修了した失語症会話パートナーと失語症のある方々が公共施設に集まり、コミュニケーションを補いながら社会参加を促進します。また、失語症会話パートナーを高齢者施設等に派遣し、会話の場を提供します。			
指標等	会話パートナー派遣人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	108 人	130 人	130 人	130 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
12 福祉タクシー事業	福祉部 障害者支援課	重度障害者が通院または会合等においてタクシーを利用する場合、利用者の経済的負担を軽減するためにタクシー料金の2分の1を助成します(限度額有り)。
13 NET119	消防局 指令課	聴覚や言語に障害のある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」の利用登録を行います。

第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

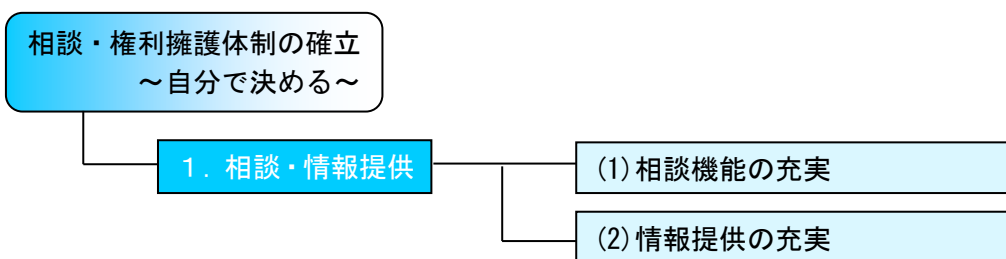
1. 相談・情報提供

【現況と課題】

- 利用者主体で福祉サービスを選び、活用していくためには、制度やサービスなどに関する適切な情報の提供とともに、相談支援専門員を始めとしたケアマネジメントの視点を持って計画相談支援に対応できる人材が必要となります。
- 相談窓口の数は増えてきましたが、誰がどのように利用できるのか、また、利用したい窓口がどこにあるのか分かりづらいとの指摘もあります。
- 専門的な相談対応や障害者同士によるピアカウンセリングについての取り組みも十分とは言えない現状があります。
- 多様な支援者の連携により市全体で重層的かつきめ細かな体制をつくる必要があり、相談をどのように受けてどう調整するか、全体的な考え方を整理することが重要になっています。
- 日常的な情報提供については、広報いちかわやテレビ・インターネットを通じた情報アクセシビリティの向上をはかるとともに、情報活用能力や個人情報の保護に十分に配慮しながら、わかりやすい情報整理や提供方法に努めることなどが必要になっています。

【施策の基本方針】

ケアマネジメントに対応できる人材の育成を進めながら、身近で気軽に相談できる環境を整備します。また、本人の意思による選択・決定を促進するため、日常生活や福祉サービス等に関する情報（選択肢）をできる限り多く提供し、これを容易に入手できるような環境整備に努めます。



【施策の概要】

(1) 相談機能の充実

誰もが身近なところで気軽に相談できるよう、相談窓口に関する情報提供や各種相談員の質の向上を促しながら、指定相談支援事業者も含めた関係機関相互の連携により、市全体としての相談体制の構築を図ります。また、広い意味でのケアマネジメント機能強化の視点から、相談支援専門員を始めとする専門性を備えた相談支援に対応できる人材の育成を行います。さらに、当事者の視点によるピアカウンセリングや家族への研修の機会の充実などの多様な相談機能の拡充を進めます。

(2) 情報提供の充実

情報の入手に様々な制約のある障害者のニーズに対応できるよう、障害者施策や福祉サービス、地域での暮らしなど、多様な情報について、広報いちかわや説明会、市公式Webサイトなどの多様な機会や媒体を通じて提供していきます。

<重点事業>

事業名（担当課）	9 相談支援グループスーパービジョン	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の相談支援部会を受け皿にして、指定相談支援事業所が困難や迷いを感じた事例を提出し、相互に助言を行うことで支援の質の向上をはかるとともに地域の課題を集約します。			
指標等	実施回数			
	延べ事例提出事業所数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	12 回	18 回	18 回	18 回
	26 箇所	36 箇所	36 箇所	36 箇所

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
14 障害児者相談支援ガイドライン研修	福祉部 障害者支援課	自立支援協議会の相談支援部会を中心に、障害者（児）相談支援事業に従事する関係者の申し合わせ事項としてのガイドラインを作成・改訂し、それに沿った研修を実施することにより、相談支援の担い手の確保と育成をはかります。

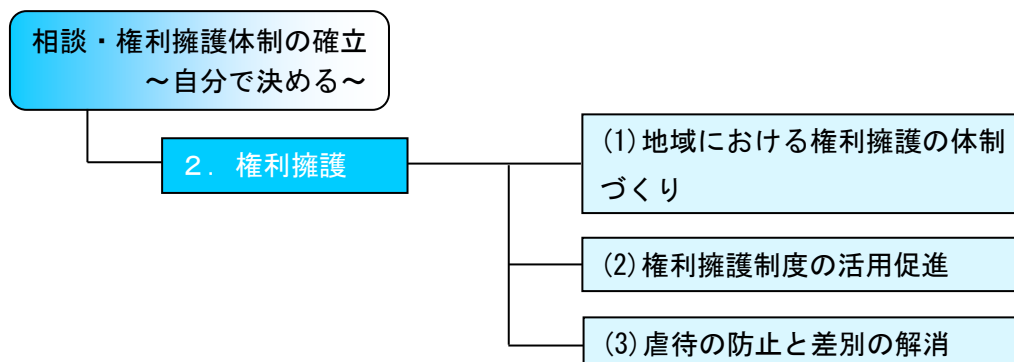
2. 権利擁護

【現況と課題】

- 地域での暮らしのなかで、障害者は多くの権利侵害や差別に出会う可能性があるため、学校や事業者、専門機関などの連携を促し、権利擁護の体制づくりを進める必要があります。
- 平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者支援課内に市川市障害者虐待防止センターを設置しました。現在、相談窓口については、平成 29 年度から開設している基幹相談支援センター「えくる」内に設置されています。
- 平成 25 年 9 月より市川市社会福祉協議会に「後見相談担当室」を設置し、成年後見制度に関する相談業務や周知・啓発を行っています。また、平成 28 年度からは市民後見人養成講座を開講し、市川市社会福祉協議会において法人後見の実施に向けた体制整備を行っています。
- 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴い、障害者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を受け付けています。
- 意識調査の結果では、障害者手帳を持たない市民において、上記の障害者虐待防止法や障害者差別解消法についての認知度は 10～20%程度と低く、法律や制度の認知が進んでいない現状があり、今後の周知が課題となっています。
- 成年後見制度利用促進法が制定され、障害者や家族の高齢化に伴い、財産管理とともに身上監護の視点からも、今後より一層の利用促進がはかられることとなります。その受け皿となる第三者後見人については、その数が不足することが見込まれ、更なる市民後見人の養成とその活用が望まれています。

【施策の基本方針】

障害者が地域のなかで安心して暮らしていけるよう、市民の理解を促すとともに、権利擁護の仕組みを整え、虐待や差別などの問題に迅速に対応できる体制の充実に努めます。



【施策の概要】

(1) 地域における権利擁護の体制づくり

地域生活の中で出会う様々な権利侵害などに対応できるよう、学校や事業所、専門機関などの連携を促進するとともに、地域での権利擁護の体制づくりを図ります。

(2) 権利擁護制度の活用促進

本人が判断を下すことが困難な障害者を対象とした成年後見制度のほか、福祉サービス利用援助事業などの活用を促進するとともに、苦情解決のための仕組みや地域の緊急連絡先についての周知を徹底します。

また、成年後見制度の活用を促進するため、後見センターの設置を目指し、市民後見人の養成を含む第三者後見人の人材確保と、法人後見受任のための体制整備を進めます。さらに、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定について検討していきます。

(3) 虐待の防止と差別の解消

虐待を未然に防止する観点からも、市川市障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報、届け出、支援などの相談を受け付け、被害者や家族などを支援するために関係機関と連携して対応します。また、「市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議」を障害者差別解消法に基づく差別解消支援地域協議会に位置づけ、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	10 成年後見制度利用支援事業	福祉部 障害者支援課 介護福祉課		
事業概要	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して実施します。また、経済的理由により、支援が必要な方へは経費の助成を行います。			
指標等	相談実件数（障害分）			
	啓発回数			
	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度
30件	60件	60件	60件	
7回	10回	10回	10回	

＜その他の事業＞

事業名	担当課	事業概要
15 障害者虐待防止センター	福祉部 障害者支援課	虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理及び初期調査の役割を基幹相談支援センターに委託し、被害者や家族などが必要な支援を受けられるように、関係機関などと連携をして対応します。
16 障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障害者支援課	障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消を目的として、「市川市障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議（実務者会議）」を設置し、地域の関係者を交えて、必要な協議を行います。

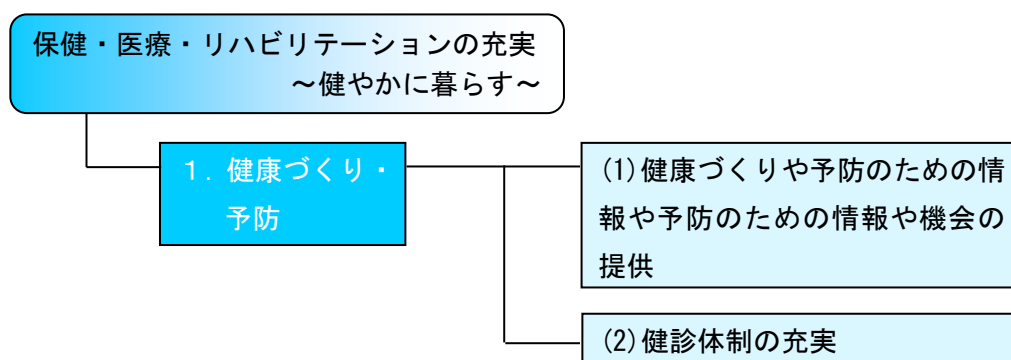
1. 健康づくり・予防

【現況と課題】

- 障害の原因となる疾病などの早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活を送るための取り組みが必要となりますが、その方法はライフステージや障害によって多様です。
- 通所施設や入所施設別の健康診断や検診はありますが、基本的に学校卒業後の健康管理は本人次第となっており、サービスを提供している施設も少ないのが現状です。
- 特に知的障害者や精神障害者などは、その障害特性によりこうした機会を利用しにくいという実態があることから、今後は日常的な健康管理のためのケアや健康診断・検診を利用しやすくする実施方法の工夫が必要となっています。
- また、近年、メンタルヘルスの維持・向上については職場や地域社会で大きな問題となっており、その対策が求められています。

【施策の基本方針】

人生を通じて最も基本的なニーズである健康を維持するため、誰でも気軽に、障害の特性にも配慮された方法で日常的に必要な情報やアドバイスが得られるような環境整備に努めます。



【施策の概要】

(1) 健康づくりや予防のための情報や機会の提供

誰もが最も基本的な健康管理を日常的に行えるよう、食事や運動などのアドバイスや相談を身近できめ細かく受けられる環境を整えるとともに、健康や予防に関する講習や

障害の特性に応じた健康づくりプログラムなどを実施し、健康づくりや予防のための情報や機会の提供に努めます。また、心の健康を維持するために、身近な人の悩みやサインに気づき、適切な対応のできるゲートキーパーを養成します。

(2) 健診体制の充実

疾病などの予防や早期発見のため、障害の特性にも配慮したグループ対応の導入など、利用しやすい方法を工夫しながら、健康相談、健康教育、健康診査、訪問指導などの事業を実施します。また、専門的な人材も活用しながら、より身近な地域でこうした機会が得られるよう、一般の病院への協力も働きかけていきます。

<重点事業>

事業名(担当課)	11 ゲートキーパー養成研修	保健部 保健センター 健康支援課		
事業概要	専門職だけでなく民生委員などの市民を対象に、悩んでいる人に関わるあらゆる分野で、自殺につながるサインや状況を早期に発見し、適切な対応を図ることができる人材を育成するための研修会等を実施します。			
指標等	研修の開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	2 回	2 回	2 回	2 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
17 健康教育事業	保健部 保健センター 健康支援課	ライフステージに応じて、保健・栄養・歯科の事業や情報提供を通して健康づくりや病気予防を図ります。

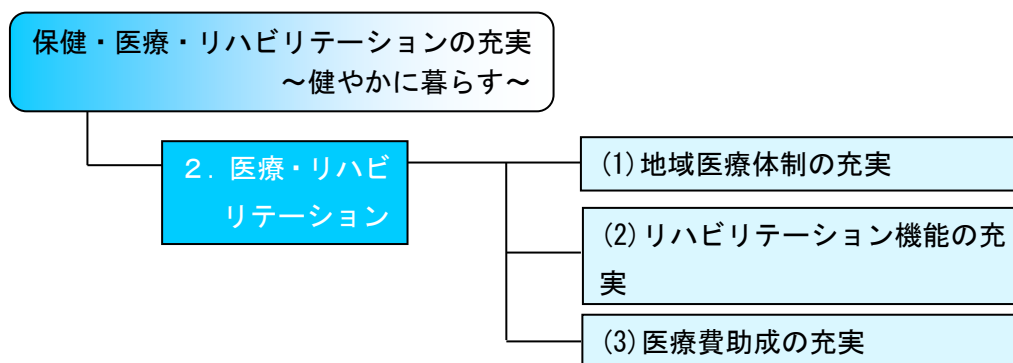
2. 医療・リハビリテーション

【現況と課題】

- 障害者が地域で暮らしていくためには、身近な地域にリハビリテーションを容易に行える体制があり、心身機能を維持・調整していくことが重要です。
- 障害に対する理解や知識、技術のある専門家などの体制が十分に整った医療機関は限られており、受診にあたっては非常に時間を要するなど、障害者が利用しやすいとはいえない現状があります。
- 特に重症心身障害児・者のためのリハビリテーション機能や精神障害者のための救急機能などは身近に対応できる機関が少なく、本人や家族の不安は大きくなっています。
- 医療行為が必要となる障害の場合、乳幼児期の母子保健、学齢期の教育、施設入所中など、本人の置かれた状況やライフステージに応じて医療機関との連携が重要です。
- 途中で障害を受けた場合には、精神面でのリハビリテーションなども必要となり、きめ細かい支援が求められます。
- 医療費助成については、今後も制度の変化に合わせながら、適切な助成を続ける必要があります。

【施策の基本方針】

障害者が心身機能を維持・調整していくためには医療・リハビリテーションが不可欠なことから、できるだけ身近で、そのサービスを利用することができるよう、医療関係者だけでなく家族や支援者など地域で関わる人々の障害への理解促進や専門家の育成・確保、地域生活支援との連携を進めます。



【施策の概要】

(1) 地域医療体制の充実

身近な場所で医療に関する専門的な相談ができるよう、医療機関との連携を深めるとともに、医師や看護師、ヘルパーが障害への理解を深めるための講習や、医療機関における様々な障害特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援について、医療機関への協力の働きかけを行います。

(2) リハビリテーション機能の充実

障害者が日常的に、身近な地域においてもリハビリテーションが行えるよう、地域で関わる人々を主体とした環境整備に努めるとともに、重症心身障害児・者や精神障害者などに対しても、広域的なバランスも考慮した専門的機能の連携・支援や整備の誘導に努めます。また、その中で、中途障害に対する精神的な支援を含むリハビリテーションの実施も促進します。

(3) 医療費助成の充実

法改正などに伴う制度の変化に合わせ、自立支援医療の適切な支給とともに、各種の医療費の助成を行います。

<重点事業>

事業名（担当課）	12 身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害のある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回、戸別訪問などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	情報交換会の開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	2 回	2 回	2 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
18 医療的ケアに関する研修	福祉部 障害者支援課	医療的ケアを要する障害者（児）に対する支援に関する研修を行い、関係者の意識を高め、知識・技術の向上を図ります。

19 ピアカウンセリング事業	福祉部 障害者支援課	障害者がピア（仲間）として障害者の相談を受け、相談者のエンパワメント（自ら生きる力を獲得すること）を引き出す等により、障害者の生活を支援します。
20 重度心身障害者医療費助成事業	福祉部 障害者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④、Aの1を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

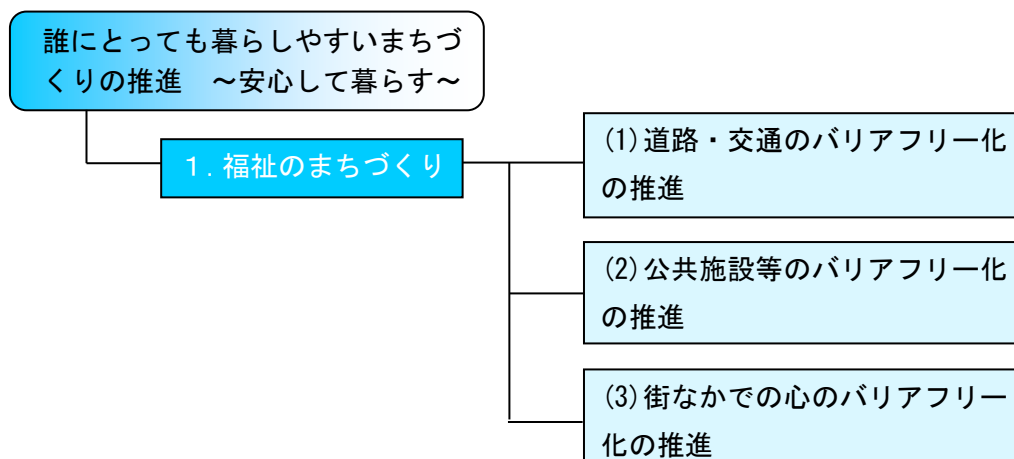
1. 福祉のまちづくり

【現況と課題】

- 環境のあり方が障害の大きさに影響を与えているという考え方（社会モデル）が現在の国際的な標準となっており、これは、社会的な障壁を取り除くこと、すなわちバリアフリー化が障害自体を小さくすることを意味しています。また、バリアフリー化の結果、障害者の社会参加の場が広がることは生活の質の向上にもつながります。
- 今後は、バリアフリー化だけでなく、こどもから高齢者まで、また、障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくり、すなわち、まちのユニバーサル化を考慮することも求められています。
- 市内の歩道整備は段階的な整備の途中であり、車椅子使用者や視覚障害者などだけでなく、高齢者やベビーカーで移動する人、こどもにとっても安全で快適に歩けない状況の箇所も一部にはあるのが現状です。また、違法駐輪やみ出した看板、商品などで歩道がふさがれたり、マナーの良くない自転車などにより安心して歩けない歩道も一部にあります。
- 今後は、道路や建築物などの連続的なバリアフリー化を促進する中で、道路や歩道を利用する人々の意識の向上を促し、心のバリアフリー化を進めていくことも求められています。

【施策の基本方針】

障害者が地域で暮らし、活動するための基本となる道路・交通面を中心とした連続的なバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者の移動を助ける市民の意識を醸成します。



【施策の概要】

(1) 道路・交通のバリアフリー化の推進

誰もが安心して道路を利用できるよう、バリアフリー化重点整備区域（主要駅周辺の半径 500m 以内）において、段差解消や点字ブロックなどの歩道整備を計画的に推進します。また、自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づき、自転車専用通行帯等の整備を行います。さらに、路上障害物等の除去に関して市民への啓発指導を行いながら、看板や自転車などの歩道上の放置物や、違法駐車等の解消に努めます。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

基本的なまちの機能を誰もが利用できるよう、利用客の多い駅のエスカレーター・エレベーター設置を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や、文字表示・音声ガイドなどの規格化と整備を進めます。また、平成 32 年に完成の予定されている市役所新庁舎をはじめ、民間の商業施設や金融機関など、誰もが日常的に利用する施設については、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づいて、バリアフリー化への取り組みを促します。

(3) 街なかでの心のバリアフリー化の推進

地域の理解や交流の促進によって、障害者の地域での生活を支援する意識を醸成し、街なかでの障害者への心遣いや道路や歩道利用時のマナーの向上を促進します。

<重点事業>

事業名（担当課）	13 新第1庁舎整備事業	街づくり部 新庁舎建設課		
事業概要	市川市役所新第1庁舎の新築に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）及び千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、多機能トイレの設置及び点字ブロックや案内設備等の設置を行います。			
指標等	多機能トイレの設置箇所数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	工事中	工事中	7 箇所

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
21 人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径 500m 以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。
22 公園施設バリアフリー事業	水と緑の部 公園緑地課	都市公園の出入り口部分の段差解消とスロープ化や手すりの設置により、誰もが安心して利用できる公園を目指します。

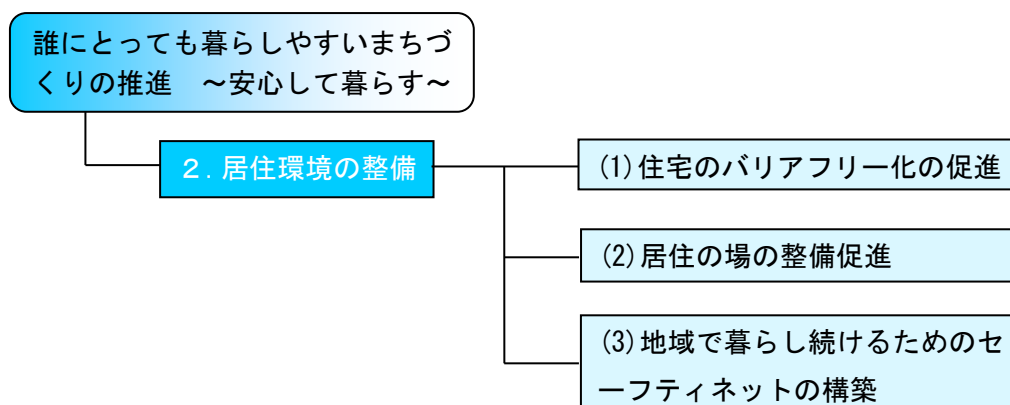
2. 居住環境の整備

【現況と課題】

- 障害者が地域で暮らしていくためには、安心して住み続けることのできる住居が不可欠です。
- 市ではこれまでも、誰もが安心して住み慣れた家に住み続けられるよう、住宅改修などを促してきましたが、今後も引き続き高齢化などへの対応として、住宅内のバリアフリー化を促進する必要があります。
- 住み慣れた地域で暮らし続けたい希望がある一方で、身近な場所に居住の場が不足していることや、家族等の高齢化による介護力の低下を背景にした需要の高まりなどから、グループホームなどの整備の促進や支援付き住宅などの新しい暮らしの場を検討する必要もあります。
- 地域での暮らしを実現するためには、一般住宅や公営住宅の賃貸契約などにおける手続き上の支援や、地域の中で継続して暮らしていくための緊急連絡先の確保や公的保証人制度などのセーフティネットの構築も重要な課題になっています。

【施策の基本方針】

住み慣れた地域で、誰もができる限りその人らしい暮らしを送れるよう、住宅改修を促進するとともに、ニーズに応じた住まいの確保を支援します。また、地域に暮らし続けるためのセーフティネットの構築を関係機関の連携により進めます。



【施策の概要】

(1) 住宅のバリアフリー化の促進

住宅改修に関する改修費に対する助成制度の活用を促進し、生活の最も基本となる住宅の安全性と快適性の向上を図ります。

(2) 居住の場の整備促進

施設や病院に入所・入院している障害者の地域への移行や、保護者の高齢化等による介護力の低下に対応できるよう、グループホームなどの居住の場の整備を促進します。また、住宅確保要配慮者に向けた賃貸住宅の登録制度などを活用することで、一般住宅への入居を促進します。

(3) 地域で暮らし続けるためのセーフティネットの構築

公営住宅や民間の賃貸住宅等への入居が困難にならないよう、支援する人材の確保や仕組みづくりに取り組むとともに、地域住民に対して正しい理解を促しながら、地域で暮らし続けることを可能にするため、緊急連絡先の確保や公的保証人制度などのセーフティネットを構築していきます。さらに、庁内の関係部署で構成する住まいに関する検討組織等において、今後の市における居住支援の方向性の検討を進めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	14 住まいに関する検討会議の開催	福祉部 福祉政策課		
事業概要	地域における住まいの課題への対応を目的に、庁内の関係部署が連携して協議を行います。			
指標等	開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	2 回	2 回	2 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
23 あんしん住宅推進事業	街づくり部 住環境整備課	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅（戸建て及び分譲マンション専有部）において、バリアフリー、防災性向上、省エネ、子育てに対する配慮のいずれかの分野で行う改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。
24 民間賃貸住宅家賃等助成事業	福祉部 市営住宅課	民間賃貸住宅の取り壊し等により、他の民間賃貸住宅に転居する高齢者及び心身障害者の家賃等の差額を助成します。

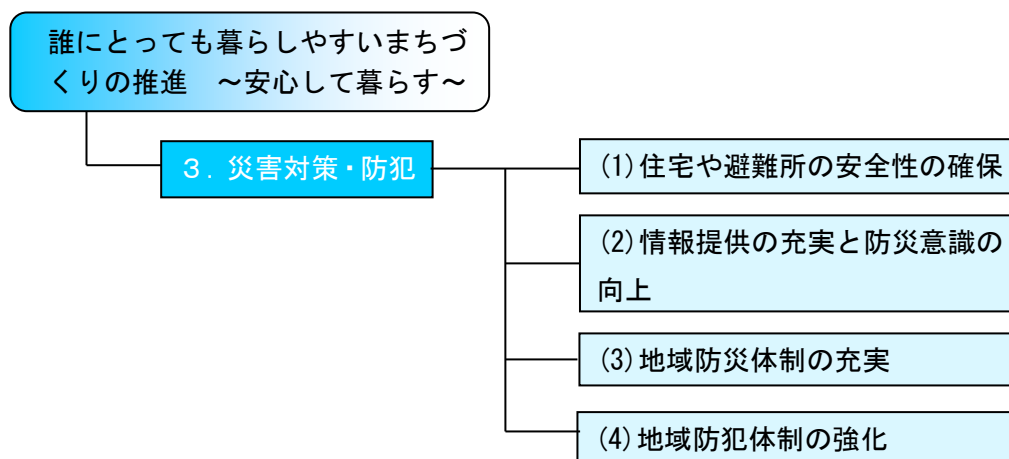
3. 災害対策・防犯

【現況と課題】

- 災害が発生した時には短時間での救助が重要となりますが、迅速に避難ができず援護が必要な障害者にとって、暮らしている身近な地域との関わりが重要になります。
- このため、地域のどこに支援を必要とする人がいるのか、災害発生時には誰が支援に向かえるのか、どこに避難すれば良いのか、といった情報を体系的に整理しておくことが重要です。しかし、その際には個人情報保護への配慮が求められることから、関係機関との情報共有が課題となっています。
- 実際の災害発生時には、自治会などの身近な地域における“共助”が重要であり、自治会の中で組・班のような単位で助け合える体制を作っておくことも課題となります。
- 避難場所などではハード面でのバリアフリー整備はもちろん、避難中の災害情報の提供方法や移動手段の確保においても、障害者へのきめ細かい配慮が必要です。
- 近年の甚大な地震災害の教訓からも明らかなように、避難生活が長期化した場合の支援策も課題となります。
- 今後は施設や病院からの地域移行が一層促進されることが想定されますが、これに伴い障害者が犯罪に巻き込まれる危険性が高まってくることから、障害者が被害に遭わないよう、地域における防犯体制の強化が求められています。

【施策の基本方針】

障害者にとっての“安全なまち”とは“安全な地域”であることから、地域単位での相互支援体制づくりや住民の自主的な活動を支援（補完）するため、必要な設備・備品等や情報システムなどの整備を計画的に進めるとともに、市役所における体制の充実を図ります。



【施策の概要】

(1) 住宅や避難所の安全性の確保

迅速な避難が難しい障害者の被災を軽減するため、障害者の暮らす住宅の耐震化に取り組むとともに、避難所における安全性を確保するため、バリアフリー化や障害に配慮された設備等の設置を促進します。

(2) 情報提供の充実と防災意識の向上

平時からの防災知識の普及啓発を図るため、障害特性に応じた情報提供に努めるとともに、障害者も参加しやすい防災・避難訓練の実施やその効果の検証を行います。また、実際の災害発生時の避難所でのコミュニケーション支援や障害者に配慮した情報提供に向けた体制づくりを進めます。

(3) 地域防災体制の充実

地域での自主防災組織づくりを積極的に促します。また、日ごろから要配慮者への支援の仕組みづくりを進めます。さらに、災害時においては、地域での安否確認・情報伝達体制の確立や、福祉避難所の設置、福祉用具等物資の供給、医療機関との連携、精神的な支援など、要配慮者に対する適切な支援体制の整備に努めます。

(4) 地域防犯体制の強化

地域生活の中で犯罪に巻き込まれないよう、まちの安全パトロールなどへの取り組みを通じて、地域の防犯力の向上に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	15 避難行動要支援者対策事業		福祉部 地域支えあい課 障害者支援課	
事業概要	<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、平成30年4月の制度改正実施により、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。また、平時における地域のつながりを促進します。</p>			
指標等	新制度施行後の名簿登録者数の増加率（対平成30年度比・障害分）			
	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度
	—	新制度施行年度 の名簿登録者数	+3%	+5%

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
25 福祉避難所	福祉部	災害発生時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。
26 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	危機管理室 地域防災課 福祉部 福祉政策課	災害発生時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等を速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を結び、平常時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。
27 総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	震災時における「自助」・「共助」・「公助」の連携強化を図ることを目的に、初期消火、応急救護、煙体験などの市民参加・体験型訓練や各学校での防災拠点・避難所運営訓練、関係機関との無線通信訓練を実施します。
13 NET119（再掲）	消防局 指令課	聴覚や言語に障害のある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」の利用登録を行います。

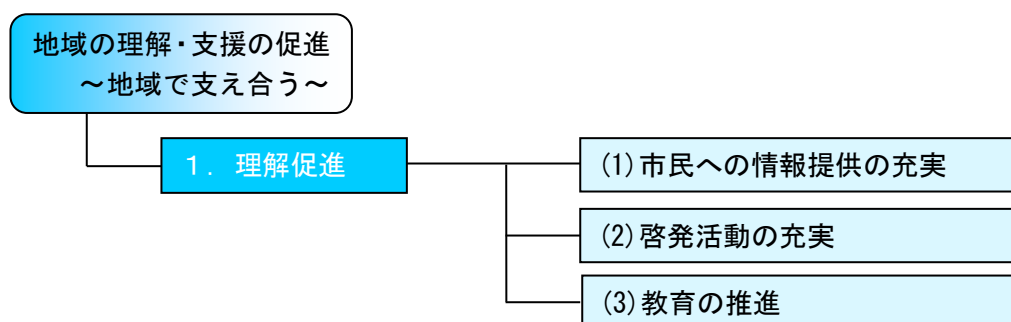
1. 理解促進

【現況と課題】

- 平成 23 年に障害者基本法が再改正され、「共生社会の実現」という目的のもとに差別禁止と権利擁護が改めて規定され、平成 28 年には障害者差別解消法が施行されましたが、障害者に対する人々の偏見や誤解は依然として存在しています。
- 障害者が地域での生活を実現するためには地域の理解が不可欠ですが、身近にいても直接の関わりのない人が障害についてよく知らないことも当然といえます。
- 少子高齢社会を迎え、価値観の多様化などが進む中、住民一人ひとりが互いを尊重し合い、その能力を活かし合いながら、地域において共に暮らしていくあり方を構築していくことが求められるようになっており、その意味でも、すべての市民が対等に主体的に社会参加する機会が確保されるノーマライゼーション社会を実現する必要性は増えています。
- 特に、多様な媒体による身近な情報の提供や、これから理解や認識を形成することもたちに対する適切な教育など、様々な機会を通じて人々の理解を深めていくことが重要です。

【施策の基本方針】

障害者の実状について、できる限り多くの機会を通じて正確な情報を伝えるとともに、こどもの頃から正しい理解を育む教育を進めます。



【施策の概要】

(1) 市民への情報提供の充実

広報いちかわや市公式 Web サイト等により、障害に関する正しい知識や理解を深めるための様々な情報を提供するとともに、地域のマスメディアの活用などを通じて、市民

への日常的な情報提供の充実に努めます。

(2) 啓発活動の充実

実際の交流の中で、市民が障害者に対する理解を深められるよう、障害者週間などの機会を通じてイベントを開催するとともに、市民による交流活動の充実に促進し、こうした機会について積極的なPRを図ります。また、障害に関するマークなどについても、市民に対し、周知をはかっていきます。

(3) 教育の推進

これからの社会を担う子どもたちが障害に対して正しい理解を身につけていくよう、学校における福祉教育や障害理解教育を積極的に推進するとともに、社会教育における人権教育や、当事者団体やボランティア、企業などによる継続的な福祉教育が進められる環境づくりに努めます。

<重点事業>

事業名(担当課)	16 障害に関する理解啓発事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害に関する理解を目的とした行事を開催し、市民に対する意識啓発をはかります。			
指標等	開催回数			
	参加人数			
	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度
	1回	1回	1回	1回
	250人	300人	300人	300人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
28 市新規採用職員に対する研修	福祉部 障害者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障害に関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
29 市職員に対する研修・啓発	福祉部 障害者支援課	市の全職員を対象とした、障害に関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
30 福祉教育の推進	学校教育部 指導課	各小中義務教育学校において、総合的な学習の時間等を中心として年間指導計画を作成し、社会福祉協議会など関係機関との協力を得ながら、高齢者や障害のある方などとの交流やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。

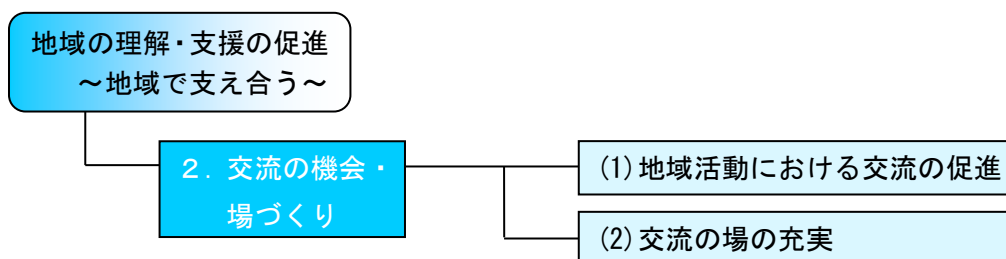
2. 交流の機会・場づくり

【現況と課題】

- 地域においても、地域の課題を克服していくため、より多くの住民の地域活動への参加が求められており、障害者も地域を支えるという視点（共助・共生）を持って、積極的に参加できるような環境整備を行うことが必要となっています。
- このためには、まず当事者と地域住民が顔の見える関係になることが必要ですが、現在は施設職員やボランティアなど、障害者を理解しようとする人との関係が中心となっています。
- 障害者に対する理解を深めるためには、障害者自らが情報を発信し、地域ケアシステムなどを通じて地域の交流などにも積極的に参加していくことが重要になっており、このためには、家族や周囲の人などの理解と後押しも重要です。
- 意識調査の結果からも、障害のない人にとって、何らかの交流体験が日常生活の中での助け合いの意識や行動に結びついていることがうかがわれ、直接交流する機会や場づくりが必要となっています。

【施策の基本方針】

支援する人と支援を受ける人という関係から一旦離れて、互いが一人の人として理解できるよう、あらゆる場面を通じて、当事者の情報発信や直接の交流の機会づくりを促進するとともに、障害者との交流の場が地域づくりの核の一つになるような環境づくりを進めます。



【施策の概要】

(1) 地域活動における交流の促進

学校での福祉教育・障害理解教育や、自治会等による防災訓練やパトロールなどの地域活動への当事者自らの参加を積極的に促進するとともに、それを支える家族や支援者の協力（パニック時の対処法カードの作成等）を促進します。また、自治会等における障害者に対する理解を促進し、地域活動のあり方の検討や支援体制の確立を促すととも

に、地域ケアシステム推進連絡会などと連動し、地域住民と事業所との交流・連携を促進します。

(2) 交流の場の充実

地域づくりの核の一つとして、障害の有無や種類に関係なく、誰もが交流できる地域の拠点機能の充実を図ります。

<重点事業>

事業名(担当課)	17 福祉の店運営支援事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障害者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。			
指標等	出店回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	215 回	270 回	270 回	270 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
31 地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域支えあい課	地域ケアシステムは市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取り組みを実践しています。重要な取り組みの一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障害者団体が参加することで、障害者と地域との交流の機会が増大し、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。
32 里見祭ハートフルツアー	福祉部 障害者支援課	障害に対する理解を深めること及び当事者が学生と交流することを目的に、和洋女子大学里見祭に、市内障害者施設に通所・入所する障害者が参加し、学生の案内により学内を散策します。

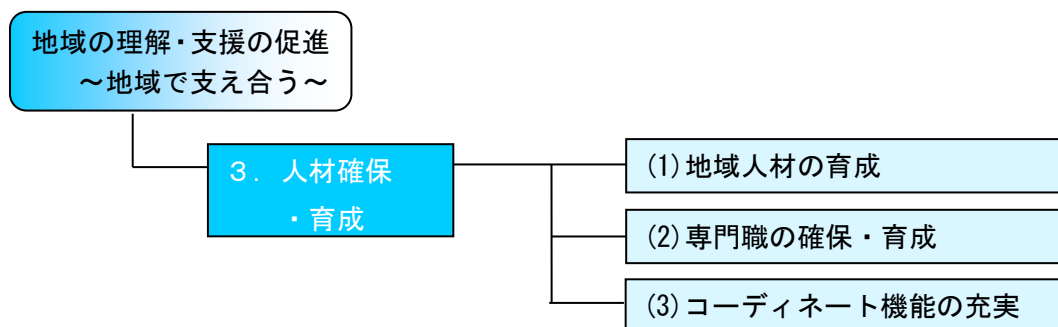
3. 人材確保・育成

【現況と課題】

- 障害者の生活を支えるには、地域住民の理解を基本として、その中から具体的に活動に関わるボランティアなどの地域人材と、関連施設や機関で業務に従事する多様な専門職の双方が必要です。
- 事業所が職員を募集しても、なかなか応募がないなど、福祉人材については、労働条件の厳しさや離職率の高さが問題となっており、報酬改定や処遇改善が望まれています。
- 職員などの現場従事者の一層の資質向上のためには、当事者や団体との交流を通じて、当事者の真のニーズを捉えることも求められています。
- 今後は、障害者自身も当事者活動のプロであるという認識を持ち、支援する側の人材としても捉えていく必要があります。
- 今後は、こうした多様な支援者を、お互いが助け合えるように有機的につなぎ、それぞれの特性を活かしていくことが必要です。

【施策の基本方針】

障害者の地域での生活を支える人材として、地域におけるボランティアの育成を進め、専門家・専門機関の充実を促進するとともに、地域の人材と専門職をつなぐコーディネート機能の充実に努めます。



【施策の概要】

(1) 地域人材の育成

支援したいという気持ちを持つ地域住民が、ボランティア活動へのきっかけをつかめるよう、既存のボランティアグループに関する情報の提供やボランティア講座の充実に努めます。

(2) 専門職の確保・育成

関係機関等と連携しながら、人材の確保に努めるとともに、当事者による研修会の実施などにより、専門職の質の向上を促進します。また、同じ障害を持つ同世代の自助グループの形成などを通じて、専門職としての当事者の養成を図るとともに、専門機関における当事者職員の雇用などを促進します。さらに専門職を確保するために、国や県の制度などを活用し、研修受講の際の費用助成などについて検討します。

(3) コーディネート機能の充実

地域人材と専門機関を効果的につなぐため、ボランティア活動に関する窓口の整理や情報の集約、人材の紹介、活動の評価など、コーディネート機能の充実を促進します。また、料理や運転など、地域住民一人ひとりが得意なことを活かして支援できる機会を提供できるよう、事業所などでの活用促進を図ります。

<重点事業>

事業名（担当課）	18 障害児者相談支援ガイドライン 研修（再掲）	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の相談支援部会を中心に、障害者（児）相談支援事業に従事する関係者の申し合わせ事項としてのガイドラインを作成・改訂し、それに沿った研修を実施することにより、相談支援の担い手の確保と育成をはかります。			
指標等	平均受講者数			
	現況		活動指標	
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	85 人	85 人	85 人	85 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
33 就労支援に関わる研修（再掲）	福祉部 障害者支援課	自立支援協議会の就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。
34 夏休み体験ボランティア実施事業	市民部 ボランティア・NPO 課	ボランティアやNPOなど市民活動への理解の促進や参加啓発を目的に、ボランティア活動体験型の啓発事業を行います。

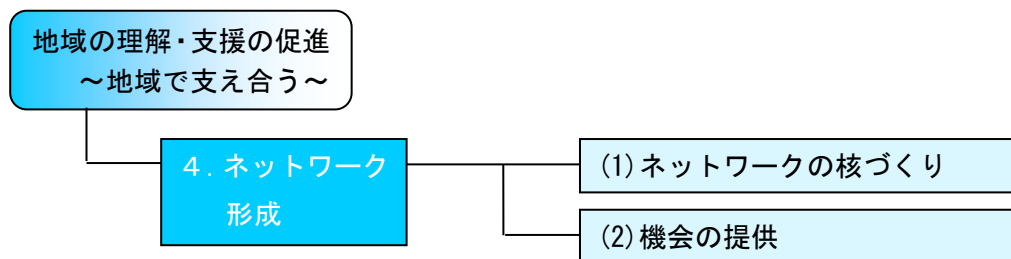
4. ネットワーク形成

【現況と課題】

- 障害者福祉に関わる法制度の改正や社会情勢の変化により、サービス提供主体が一般事業者をはじめ、当事者も含む社会福祉法人やNPO法人、株式会社など、多様化しており、障害者の生活の質を向上していくためには、それぞれの特性を活かしていくことが必要です。
- 様々な障害特性を持つ市内の障害者の当事者団体間の横のつながりを作ることを目的として、平成24年に市川市障害者団体連絡会が発足しました。今後は、それぞれの立場や多様な課題を取りまとめて、主体的な活動を推進していくことが必要となります。
- 今後は、支援者はもちろん、自治会などの地域組織も含め、当事者を中心として、要望するための団体ではなく、共に生きていくためのネットワークの確立が必要となっています。

【施策の基本方針】

障害者が日常生活の中で関わる、できるだけ多くの組織や人がつながり、地域での暮らしを支援する共生のためのネットワークづくりを促進します。



【施策の概要】

(1) ネットワークの核づくり

障害の種類などに関わらず、障害全般に関わる情報が集約・発信できるよう、当事者相互の情報のネットワーク化に努めるとともに、様々な組織・団体を越えて横断的に活動できる人材の育成や、役割分担の仕組みづくりを促進します。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、地域の関係機関との連携の強化をはかります。

(2) 機会の提供

組織や団体を越えたネットワークが実効的に機能するよう、計画策定や施策・事業検討段階における意見交換や、当事者、医療、福祉、地域等がテーマを設けて連携・交流

できる機会の提供に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	19 基幹相談支援センターによる ネットワーク構築	福祉部 障害者支援課		
事業概要	地域の関係機関との連携を強化することを目的に、基幹相談支援センター職員が関連会議等へ参加します。			
指標等	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	27 種類 128 回	34 種類 160 回	35 種類 166 回	35 種類 171 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
35 障害者団体連絡会運営支援	福祉部 障害者支援課	各障害者団体による意見交換や、共同の取り組みを通して、団体連絡会の主体的なネットワークづくりを後方支援します。
36 障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援	福祉部 障害者支援課	指定相談支援事業所や、障害者（児）の相談支援にかかわる関係者でつくる「障害児者相談支援事業所連絡協議会」の運営を側面支援し、自立支援協議会の相談支援部会との連携をはかります。
37 日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力	福祉部 介護福祉課 障害者支援課	住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、日本郵便株式会社市川・行徳郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、郵便局員が業務中に、高齢者や障害者、こどもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合に、市に情報提供をしてもらうことにより、地域における見守り活動を行います。

<事業体系> 網掛け部分は重点事業

	施策の展開	事業
第1節 子育て・教育の充実	1. 子育て支援	1 保育園巡回相談事業
		1 ライフサポートファイル活用事業
		2 地域職員への研修事業
	2. 学校教育	3 放課後保育クラブ事業
		2 特別支援教育推進事業
		4 特別支援教育連携協議会
	5 義務教育学校整備事業	
第2節 社会参加・就労の促進	1. 生涯学習	3 市主催講座・講演等における合理的配慮の推進
		6 図書館の障害者資料製作・収集事業
	2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動	4 障害者スポーツ事業
		7 障害者文化講座
	3. 就労支援・雇用促進	5 優先調達推進事業
		6 就労支援に関わる研修
		8 チャレンジドオフィスいちかわ
		9 雇用促進事業（障害者就労支援）
第3節 生活支援の充実	1. 福祉サービス	7 精神障害等に関する講演会・研修会の開催
		10 高次脳機能障害者支援会議
		11 グループホーム等入居者家賃助成事業
	2. コミュニケーション・移動サービス	8 失語症会話パートナー派遣事業
		12 福祉タクシー事業
		13 NET119
確立 第4節 権利擁護体制の	1. 相談・情報提供	9 相談支援グループスーパービジョン
		14 障害児者相談支援ガイドライン研修
	2. 権利擁護	10 成年後見制度利用支援事業
		15 障害者虐待防止センター
		障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に
		16 関する会議

ヨンの充実 第5節 保健・医療・リハビリテーション	1. 健康づくり・予防	11 ゲートキーパー養成研修
		17 健康教育事業
	2. 医療・リハビリテーション	12 身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業
		18 医療的ケアに関する研修
		19 ピアカウンセリング事業
		20 重度心身障害者医療費助成事業
まちづくりの推進 第6節 誰にとっても暮らしやすい	1. 福祉のまちづくり	13 新第1庁舎整備事業
		21 人にやさしい道づくり重点地区整備事業
		22 公園施設バリアフリー事業
	2. 居住環境の整備	14 住まいに関する検討会議の開催
		23 あんしん住宅推進事業
		24 民間賃貸住宅家賃等助成事業
	3. 災害対策・防犯	15 避難行動要支援者対策事業
		25 福祉避難所
		26 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定
		27 総合防災訓練の開催
	13 NET119（再掲）	
第7節 地域の理解・支援の促進	1. 理解促進	16 障害に関する理解啓発事業
		28 市新規採用職員に対する研修
		29 市職員に対する研修・啓発
		30 福祉教育の推進
	2. 交流の機会・場づくり	17 福祉の店運営支援事業
		31 地域ケアシステム推進事業
		32 里見祭ハートフルツアー
	3. 人材育成	18 障害児者相談支援ガイドライン研修（再掲）
		33 就労支援に関わる研修（再掲）
		34 夏休み体験ボランティア実施事業
	4. ネットワーク形成	19 基幹相談支援センターによるネットワーク構築
	35 障害者団体連絡会運営支援	
	36 障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援	
	37 日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力	

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

第5期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、市川市障害者計画の施策のうち、第3節「生活支援の充実」及び第4節「相談権利擁護の確立」に関する実施計画として位置づけられます。また、第1期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性

障害者基本法における基本的理念、並びに市川市障害者計画における基本理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、この計画においては次の3つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害にかかわる制度の一元化への対応として、障害者等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に係る取組
- ③ 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、医療的ケア児とする。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児通所支援等の専門的な支援の確保の観点から、保健、医療、教育等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（平成30～32年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

2. 成果目標

○入所施設入所者の地域生活移行を進めます。

平成 28 年度末時点における施設入所者の 9%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減することとします。

具体的には、下表において、210 人の入所者のうち 19 人の地域移行を目指しますが、19 人が退所されたあとに、新たに入所する方がいるため、結果的に入所者の数が 5 名減になります。

項目	数 値	備 考
平成 28 年度末時点の 施設入所者数 (A)	210 人	
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	205 人	平成 32 年度末時点の入所者数を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減する
【目標値】 削減見込 (A-B)	5 人 (2%)	
【目標値】 地域生活移行者数	19 人 (9%)	平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域生活へ移行することを目指す

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、千葉県においては、圏域ごとに地域移行支援協議会が設置されており、これをもって、市町村における保健、医療、福祉関係者の協議の場とします。なお、本市においては、地域移行支援協議会が自立支援協議会の関連会議のひとつとして位置づけられており、協議の内容を障害福祉計画へ反映することが可能となる体制がとられています。

項目	数 値	備 考
【目標値】 市町村における保健、医療、福祉 関係者による協議の場の設置	設置	平成 32 年度末時点において

また、国の「基本指針」においては、精神病床における 1 年以上長期入院患者数及び早期退院率について市町村における成果目標は定められていませんが、都道府県における成果目標を踏まえて、活動指標を設定することとされているため、千葉県における成果目標をここに掲げます。また、市独自の指標として「精神科病院への長期在院者数」を設定します。

千葉県における成果目標（案）

項目	数 値	備 考
平成 27 年 3 月末時点における 65 歳以上の長期（1 年以上）入院患者数	3,282 人	
【目標値】 平成 32 年度末時点における 65 歳以上の長期（1 年以上）入院患者数	3,035 人	
平成 27 年 3 月末時点における 65 歳未満の長期（1 年以上）入院患者数	3,046 人	
【目標値】 平成 32 年度末時点における 65 歳未満の長期（1 年以上）入院患者数	2,430 人	
【目標値】 入院後 3 ヶ月経過時点の退院率	72%	平成 32 年度における数値を 69%以上にする
【目標値】 入院後 6 ヶ月経過時点の退院率	88%	平成 32 年度における数値を 84%以上にする
【目標値】 入院後 1 年経過時点の退院率	93%	平成 32 年度における数値を 90%以上にする

本市における独自の成果目標

項目	数 値	備 考
精神科病院長期在院者数	239 人	本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して 1 年以上入院している人数(平成 28 年 6 月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	215 人	平成 32 年 6 月時点

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「平成 32 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、1,104 人となっています。

本市における「平成 32 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」については、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した 86 人とし、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

○地域生活支援拠点等を整備します。

「地域生活支援拠点」とは、以下のような機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

また、整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。

このような地域生活支援拠点等を、平成 32 年度末までに 1 つ整備することとします。

項目	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1 つ	平成 32 年度末までに

○一般就労への移行を促進します。

平成 32 年度中に一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業ごとの就労移行率に関する目標を下記のとおり設定します。

- ・平成 32 年度末における利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上増加
- ・全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とします。

また、市独自の指標として「一般就労移行率」を設定します。

項目	数 値	備 考
平成 28 年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	83 人	
【目標値】 平成 32 年度中の 年間一般就労移行者数	125 人 (A の 1.5 倍)	
平成 28 年度末までの就労移行 支援事業利用者数 (累計) (B)	885 人	
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	1,062 人 (B の 20% 増)	平成 32 年度末において就労移行支援事業 を利用する方の数
就労移行率 30% 以上を達成した就 労移行支援事業所の割合	66.7%	平成 28 年度実績

【目標値】 就労移行率 30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	50%以上	
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開 始した時点から1年後の職場定着率	80%以上	

本市における独自の成果目標

項目	数 値	備 考
平成 28 年度中の 一般就労移行率	36.7%	市内の就労移行支援事業所の利用者及び 障害者就労支援センターアクセスの就職 活動支援登録者のうち一般就労に移行し た人の割合
【目標値】 平成 32 年度中の 年間一般就労移行率	46.5%	市内の就労移行支援事業所の利用者及び 障害者就労支援センターアクセスの就職 活動支援登録者のうち一般就労に移行し た人の割合

○障害児支援の提供体制を整備します。

重層的な地域支援体制の構築を目指すために、以下の2点を目標として設定します。

- ・平成 32 年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上整備
- ・平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保します。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

項目	数 値	備 考
【目標値】 児童発達支援センターの整備数	4カ所	平成 32 年度末時点で
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	6人/月	平成 32 年度末までに一月に保育所等訪問 を利用する児童の数

<p>【目標値】</p> <p>主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援センター及び 放課後等デイサービス事業所の 確保数</p>	<p>4カ所</p>	<p>平成32年度末までに重症心身障害児を受け入れる事業所の数</p>
<p>【目標値】</p> <p>保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場の設置</p>	<p>設置</p>	<p>平成32年度末までに</p>

3. 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

1 障害福祉サービス	
(1)訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2)日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
(3)居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援
2 相談支援	
(1)相談支援	計画相談支援、地域移行支援・地域定着支援
3 地域生活支援事業	
(必須事業)	
(1)理解促進研修・啓発事業	教室等開催・事業所訪問・イベント開催・広報活動等
(2)自発的活動支援事業	ピアサポート(障害者同士の支え合い)、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等
(3)相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5)成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人、後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6)意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7)日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
(8)手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修

(9)移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(10)地域活動支援センター事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11)市が自主的に取り組む事業	福祉ホーム、訪問入浴、日中一時支援、社会参加促進事業等

4 障害児通所支援等

(1)障害児相談支援	
(2)障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

4. 障害福祉サービスの整備

(1) 訪問系サービス

【事業内容】

○訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障害者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障害による著しい行動障害のある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障害者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障害者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

○また、これらのサービスは、家族とともに暮らし続けたいと願う障害者の方にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

○今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれますが、障害者が地域で安心して暮らすために必要となる訪問系サービスについては、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材確保や育成とともに、サービス提供体制の整備を進めます。

○重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がありませんが、サービス等利用計画に基づき必要となる個別のサービスを提供することで、その代替とすることを想定しています。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
訪問系サービス	居宅介護	513	531	549	実人／月
		11,215	11,352	11,490	時間／月
	重度訪問介護	18	18	18	実人／月
		4,191	4,317	4,447	時間／月
	同行援護	56	56	56	実人／月
		1,639	1,671	1,705	時間／月
	行動援護	11	11	11	実人／月
		247	257	267	時間／月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	実人／月
		0	0	0	時間／月

【見込量を確保するための方策】

○増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込量を確保するために、ヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。

○介護保険制度におけるサービス提供事業者に対しては、新規の参入を働きかけていきます。

○すべての障害への対応が可能となるよう、既存の人材のレベルアップを目的に、県が開催する居宅介護従事者等養成研修事業への積極的な参加を促します。また、ヘルパー資格取得希望者に対しては情報提供を行うなど、人材確保のための環境を整えていきます。

○居宅支援連絡会などの事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

○訪問系サービスにおけるヘルパーにかかる負担が問題となっている状況を踏まえ、計画

相談支援の導入を進める中で、的確なアセスメントによる支給の適正化を図るとともに、相談支援専門員との役割分担をはかります。また、訓練的な要素を含む居宅での介護については、訪問型生活訓練の利用を促進するなど、サービス間の適切な役割分担にも配慮します。

○地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域の福祉力を活用した新たな介護力の創出を目指し、市川市自立支援協議会などの場を通じた取り組みを進めます。

(2) 日中活動系サービス

【事業内容】

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障害者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障害者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び、最低賃金が保障されるA型（雇成型）と雇用契約を結ばないB型（非雇成型）の類型があります。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護が必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障害者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。
------	--

【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちな方などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 生活介護や就労継続支援B型（非雇用型）については、概ね見込み通りの利用量の推移となっています。就労継続支援B型や、地域活動支援センターⅢ型を中心とする、企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- また、就労移行支援については、障害者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者も増えており、一般就労者の数も大きく伸びています。一方で、生活上の課題のある利用者や、就労後の定着支援の充実が求められています。
- 就労継続支援A型（雇用型）については、本市での事業所に加え、近隣市においても事業所数が増加していることから、利用者数も増えており、障害者雇用の一つのあり方として定着しています。しかしながら、近年業績の悪化に伴う事業の廃止が見受けられるなどの実態を踏まえ、市としても事業が安定的に運営されるよう、注視していく必要があります。
- 就労継続支援B型（非雇用型）については、工賃の向上をはかりつつも、生きがいや社会的役割を獲得するなど、多様な働き方の充実が求められています。
- 就労定着支援については、今後一層、一般就労への移行が増加することが見込まれるなか、就労に伴う生活面の課題に対応する必要があることから、平成30年度から新たに創設されたサービスです。
- 自立訓練（生活訓練）については、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割があります。また、長期入院から地域生

活に移行する精神障害者などに対する訪問型生活訓練による、地域定着支援としての役割も大きいものがあります。

○通所施設の利用者や家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保が課題になっています。

○短期入所は、障害者や家族の高齢化によるニーズの高まりの一方で、市内・近隣に資源が乏しいため、身近な場の整備が課題となっています。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
日中活動系サービス	生活介護	727	738	750	実人／月
		14,330	14,568	14,806	延人日／月
	自立訓練（機能訓練）	17	18	19	実人／月
		153	161	169	延人日／月
	自立訓練（生活訓練）	84	89	94	実人／月
		1,141	1,244	1,346	延人日／月
	就労移行支援	139	140	141	実人／月
		2,441	2,548	2,654	延人日／月
	就労継続支援A型（雇用型）	133	146	161	実人／月
		2,595	2,855	3,140	延人日／月
	就労継続支援B型（非雇用型）	420	436	453	実人／月
		7,459	7,829	8,199	延人日／月
	就労定着支援	103	114	125	実人／月
	療養介護	14	14	15	実人／月
		432	445	457	延人日／月
	短期入所（福祉型）	170	187	205	実人／月
		849	888	927	延人日／月
	短期入所（医療型）	1	1	1	実人／月
7		8	9	延人日／月	

【見込量を確保するための方策】

○安定した事業運営を確保するため、事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。

○福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者のネットワーク組織による共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実をはかります。

○就労定着支援事業については、自立支援協議会の就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保をはかります。また、効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業と、障害者就労支援センター「アクセス」や就労移行支援事業などの既存の事業との連携や協働を進めていきます。

○身近な場での短期入所の整備については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点」等の整備を含めて、その実現を目指します。なお、地域生活支援拠点については、自立支援協議会を活用しながら、面的な整備も視野に入れつつその実効性を検証しながら本市にふさわしいあり方を検討していきます。また、医療的ケアを要する方の短期入所の場の整備についても、併せて検討を進めます。

(3) 居住系サービス

【事業内容】

○居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか、通院しているか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
--------	--

【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 自立生活援助については、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、平成 30 年度から新たに創設されたサービスです。
- 施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、現入所者に加え、待機者も相当数あることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方の待機状態の解消を図ることが必要です。
- 施設入所者や入院中の精神障害者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活援助（グループホーム）への需要は高まっています。また、知的障害者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障害者では単身生活に向けた通過的な利用が多くなるなど、ニーズに応じたあり方が求められています。
- しかし、グループホーム等の資源には限りがあるため、特に知的障害者については緊急性の高い方から優先的に入居できるような仕組みが必要です。
- 一方、精神障害者のニーズは必ずしもグループホームのような居住形態を望んでいるわけではないことから、グループホームの整備促進と並行して、公営住宅や一般住宅も社会資源の一つとして活用するなど、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。

【実施の見込み(個別サービスの活動指標)】

		見込量			単位
		30 年度	31 年度	32 年度	
サービス 居住系	自立生活援助	9	12	16	実人／月
	共同生活援助	237	253	269	実人／月
	施設入所支援	208	207	205	実人／月

【見込量を確保するための方策】

- 適切なケアマネジメントにより、居住の場として真に施設入所が必要な方の待機状態の解消に努めます。
- 共同生活援助は、施設や病院からの地域移行や、家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、整備を推進していきます。
- グループホームの整備を促進するため、公営住宅などを活用した整備手法の検討を進めるとともに、利用者の負担軽減を図ることを目的に家賃に対する助成を実施します。
- 生活ホームを運営する事業者が、グループホームへの移行を希望する場合には、円滑な移行が可能となるよう必要な支援を行います。
- グループホーム等支援ワーカー等と連携しながら、サービスを提供する事業者の質の確保に努めていきます。
- 知的障害者について「グループホーム等入居検討会」による、緊急性の高い人から優先的に入居できる仕組みの整備を進めます。
- 重度の障害のある人も受け入れが可能となるようなグループホームのあり方について、自立支援協議会やその周辺会議などを通じて研究を進めます。
- 地域移行の課題に対応して、グループホーム等ではない一般住宅に入居する障害者に対しても、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）などを通じてスムーズな地域生活への移行を支援します。

5. 相談支援の整備

【事業内容】

○相談支援とは、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援	障害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅で単身等で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○この項で扱う「相談支援」とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」です。それぞれ「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、「計画相談支援」または「地域相談支援」を行う2階建ての事業形態となります。

指定特定相談支援

計画相談支援
基本相談支援

指定一般相談支援

地域相談支援
基本相談支援

○全ての障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者については、「サービス等利用計画」を作成することとされていますが、その担い手となるのが「指定特定相談支援」です(利用者自身や家族等がサービス等利用計画を作成する「セルフプラン」も認められています)。そのニーズに対応していくためには、現在障害福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険事業者等に対しても、積極的にこれらの相談支援事業の指定を受けるよう促すとともに、相談支援の担い手を確保する必要があります。

○本市においては、サービス等利用計画の作成にあたって、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重する考え方から「セルフプラン」の活用も重視してきましたが、今後、指定特定相談支援の整備が進むにつれて、セルフプランの点検をはかりながら利用者のニーズを精査していく中で、適宜計画相談支援につないでいくことも考えられます。

○また「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。

○なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、これらの指定相談支援事業との適切な連携や役割分担が必要となります。

○また、児童福祉法における「障害児相談支援」については、「7. 障害児支援通所支援等の整備（141 ページ）」にて詳述します。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
相談支援	計画相談支援	545	585	625	実人／月
	地域移行支援	5	5	5	実人／月
	地域定着支援	39	39	39	実人／月

【見込量を確保するための方策】

○サービス等利用計画については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業所を含むサービス事業者に対し参入を促すとともに、自立支援協議会の相談支援部会を活用して相談支援の普及啓発や質の向上をはかり、担い手の育成と確保に努めます。

○指定相談支援（特定・一般・障害児）を含む相談支援事業の申し合わせ事項として「障害児者相談支援ガイドライン」を作成し、適宜改訂を進めるとともに、ガイドラインに基づく研修を実施して相談支援の普及と質の向上をはかります。

- 自立支援協議会の相談支援部会とともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援、地域の課題の集約をはかります。
- 千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、役割と機能の分担を進めます。
- 発達障害や高次脳機能障害、難病の方、さらには手帳を取得していない方や重度障害者、路上生活障害者、触法障害者への相談支援のあり方などの研究を進めるとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
- 精神科病院に長期入院している人の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県において実施されている「地域移行・定着協力病院」の指定制度や、地域移行支援協議会などを活用しながら、病院が地域移行への動機づけを高められるよう、働きかけていきます。また、長期入院している人が退院への意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している人との交流が効果的なことから、長期入院経験者の力を活用した取り組みを検討します。
- 地域定着支援については、自立支援協議会などの場を活用して、市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

6. 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、この計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

【事業内容】

- 理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【事業の実施に関する考え方】

- 「社会的障壁」とは、物理的なバリア（段差など）にとどまらず、心理的なバリア（差別感情など）や視覚・聴覚障害者などに対する情報のバリア、制度や慣習などをも含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取り組みといえます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○障害者週間等の機会を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベントを企画・運営します。

（２）自発的活動支援事業（必須事業）

【事業内容】

○自発的活動支援事業は、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業の実施に関する考え方】

○本市では、障害者団体（当事者会・家族会）が20団体以上活動していますが、団体横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が平成24年度から活動を始めています。自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

○市としては、この連絡会の事務局機能を担う形で活動支援を行っていましたが、現在は事務局も含め自主運営に移行しており、役員会や連絡会に参加することで、運営にあたって支援をしていきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○年に4回の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

(3) 相談支援事業（必須事業）

【事業内容】

○相談支援事業は、障害者・児に対応した一般的な相談支援を行うものです。障害者自立支援法施行前は市域、県域、障害保健福祉圏域と3つの区域の中で、関係機関が個々の事業ごとにそれぞれ多様な支援を行ってきましたが、現在は市と県の適切な役割分担のもとで、一般的な相談支援は、市が一体的に実施しています。

○相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3か所（市役所障害者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談支援センター「えくる」行徳ステーション）整備されています。

○この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、人材の確保と育成、質の担保が重要です。また、指定相談支援事業との適切な役割分担や、関係機関とのスムーズな連携がはかれるような仕組みづくりが必要です。

○権利擁護については、いわゆる「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業の高齢者部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。

○障害者総合支援法に定められた「基幹相談支援センター」については、平成29年度より、基幹相談支援センターえくる大洲ステーション及び行徳ステーションの2箇所を開設し、地域における相談支援の中核的な役割を果たすことが期待されます。

○「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行など、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援などを引き続き本事業の枠組みで実施していきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
障害者相談支援事業	3	3	3	箇所
基幹相談支援センター	2	2	2	箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○基幹相談支援センター「えくる」の業務について、自立支援協議会内に運営協議会を設置し、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえ、今後の事業内容及び人員配置等について検討します。

○市民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及啓発をはかります。

- 指定相談支援（特定・一般・障害児）を含む相談支援事業の申し合わせ事項として「障害児者相談支援ガイドライン」を作成し、適宜改訂を進めるとともに、ガイドラインに基づく研修を実施して相談支援の普及と質の向上をはかります。
- 自立支援協議会の相談支援部会とともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約をはかります。
- 引きこもりの人などサービスや医療につながりにくい人については、実態把握に努めるとともに、積極的な訪問を中心とした支援を進めていきます。また、専門的な知識や技能を有する人材の育成についても取り組んでいきます。
- 定型的なサービスにつながりにくい人や就労している人などを対象とした、プログラム参加をきっかけにした相談支援へのつなぎや、ピアサポート（障害者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障害児に対する相談支援については、法改正による枠組みの見直しを踏まえ、庁内におけるこども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、発達障害者支援センター（CAS）などの専門的な機関と連携していきます。特に、義務教育終了後の児童や軽度の知的障害、発達障害などの相談については、窓口を限定せず、相談を受けた部署がたらい回しにせずしっかりと対応していきます。
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行も増えることが見込まれていることから、高齢者サポートセンターなどの介護保険分野との連携を強化していきます。
- 今後は、国が示している、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者なども含めた地域包括ケアシステムの構築を視野に入れて、こども分野や介護保険分野等との緊密な連携を見据えていきます。

（４）成年後見制度利用支援事業（必須事業）

【事業内容】

- 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後

見人等の報酬を一定の要件のもとで助成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

【事業の実施に関する考え方】

○成年後見制度については、後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また障害者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障害者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的と考えられます。このため、平成25年9月から、委託により市川市社会福祉協議会に「後見相談担当室」が設置され、成年後見に関する相談や周知啓発を行っています。

○また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
成年後見制度利用支援事業	15	16	18	実利用 見込み者数

【見込量を確保するための方策】

○制度の更なる周知とともに、相談支援や障害者虐待防止センター、後見相談担当室等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

（5）成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

【事業内容】

○成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及び法人後見の活動が円滑に行われるような支援を行います。

【事業の実施に関する考え方】

○法人後見の実施にあたっては、平成 28 年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成及び法人後見の受任に向けた体制の整備を進めていくことが見込まれています。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30 年度	31 年度	32 年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施します。

○法人後見については、後見相談担当室の受託法人である市川市社会福祉協議会において、受任が可能となる体制を整備していきます。

（6）意思疎通支援事業（必須事業）

【事業内容】

○意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、並びに手話通訳者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障害者等が参加・出席する集会など、当面広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。

○手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、都道府県や市町村により取扱いに差異が生じないよう国においてモデル要綱が示されており、これを踏まえて市としての事業のあり方を検討する必要があります。

○点訳、音声訳については、従来よりボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
手話通訳者派遣事業	947	994	1,044	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	109	115	120	実利用人／年
手話通訳者設置事業	4	4	4	設置人数

【見込量を確保するための方策】

○手話通訳者を市役所に設置します。

○手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、派遣等のあり方について検討します。

（7）日常生活用具給付等事業（必須事業）

【事業内容】

○日常生活用具給付等事業とは、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障害者等の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障害者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○今後は、障害者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
介護訓練支援用具	44	50	56	延給付件/年
自立生活支援用具	59	58	57	延給付件/年
在宅療養等支援用具	47	48	49	延給付件/年
情報・意思疎通支援用具	62	65	68	延給付件/年
排泄管理支援用具	6,934	7,019	6,979	延給付件/年
住宅改修費	9	9	8	延給付件/年

【見込量を確保するための方策】

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

○用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

【事業内容】

- 手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

【事業の実施に関する考え方】

- 手話を習得するには長期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。
- また、本研修と県で実施している手話通訳者養成研修を受講することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られることから、県研修の受講を促していきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
手話奉仕員養成研修事業	13	13	13	実養成講習 修了見込み 者数

【見込量を確保するための方策】

- 手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

(9) 移動支援事業（必須事業）

【事業内容】

- 移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出するのが困難な障害者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障害者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。また、入所・入院中の障害者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための橋渡しとしての役割も期待できます。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
移動支援事業	80	81	83	箇所
	582	586	590	実人／年
	55,361	55,883	56,406	延利用時間／年

【見込量を確保するための方策】

○見込量の確保を図ることはもとより、将来的な需要増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。

○支給のあり方について、多様なニーズの高まりを踏まえて再検討を進めます。

（10）地域活動支援センター（必須事業）

【事業内容】

○地域活動支援センターは、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

○地域活動支援センターでは、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センター Ⅰ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センター Ⅱ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型	基礎的事業を行います。これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○地域活動支援センターは、Ⅰ型・Ⅱ型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等が移行することが想定され、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については障害福祉サービス事業への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を果たすことが期待されています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障害者同士の支え合い）の場」としての役割や、利用者のニーズを見極めるための期間や場としての位置づけなどがあります。

○地域活動支援センターⅠ型については、「南八幡メンタルサポートセンター」が該当していましたが、平成 29 年度より市内の相談支援体制の再構築に伴い、相談支援事業、連携強化や普及啓発事業については障害者支援課と基幹相談支援センター「えくる」に引き継ぐこととし、基礎的事業については、柔軟かつ持続可能なサービスを提供するために、地域活動支援センターⅢ型に変更した上で民営化となりました。

○市としては、今後も地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行います。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
地域活動支援センターⅠ型	0	0	0	箇所
	0	0	0	平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所
	8	9	10	平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅢ型	8	8	8	箇所
	60	60	60	平均実利用 人／日

【見込量を確保するための方策】

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

○新たなニーズを踏まえて、日中活動系サービスと地域活動支援センターの役割について検討していきます。

（ 1 1 ）市が自主的に取り組む事業（任意事業）

事業名	実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ります。

生活支援事業（視覚障害者自立支援事業）	視覚障害者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

○上記の事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

7. 障害児通所支援等の整備

【事業内容】

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この項では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	身近な地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学齢期の障害児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	障害児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障害児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障害児相談支援は、障害のあるこどもたちが通所支援を利用するために、客観的かつ専門的な視点から最適な生活を提案する重要な事業です。このことから質、量ともに充実させる必要があります。

○障害児通所支援を利用するために、受給者証を取得しているこどもの数は年々増加しており、今後もこの傾向は続くと思われます。

○児童発達支援は早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであることから、保健医療担当部局や、子育て支援担当部局との連携体制を確保する必要があります。

○保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を緊密に図っていく必要があります。

○児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たすために通所支援等を行う事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備をしていくことが必要とされます。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
	障害児相談支援	124	162	200	実人／月
障害児通所支援	児童発達支援	289	308	326	実人／月
		3,276	3,717	4,157	延人日／月
	医療型児童発達支援	27	27	27	実人／月
		248	260	271	延人日／月
	放課後等デイサービス	660	733	806	実人／月
		5,817	6,657	7,497	延人日／月
	保育所等訪問支援	11	16	20	実人／月
		22	32	40	延人日／月
	居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	実人／月
		4	8	12	延人日／月

【見込量を確保するための方策】

- 障害はあっても、こどもたちの身近な地域での支援が保障されるように他の分野（保健、医療、教育等）と緊密に連携を図りながら体制整備を進めていきます。
- 障害の特性を踏まえて、こどもたちに質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障害理解のための研修等を行い、質の向上を目指します。

第7章 計画推進のために

1. 計画の推進体制

市川市自立支援協議会を核として、関連計画所管部門、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

2. 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

3. 地域での障害者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障害に関する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

4. サービスの質の確保と経営基盤の安定化


市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。また、県の指定を受けた事業者についても、千葉県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についてさらに検討を進めます。

5. 計画達成状況の点検及び評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については、障害者基本法第36条第1項及び第4項に定める「合議制の機関」としての位置づけを持つ市川市社会福祉審議会に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。また、計画の効果的な評価方法についても検討を進めます。

6. 計画量・見込量に応じた財源の確保

計画自体の実効性を担保する観点から、計画量・見込量に応じた財源の確保に努めます。

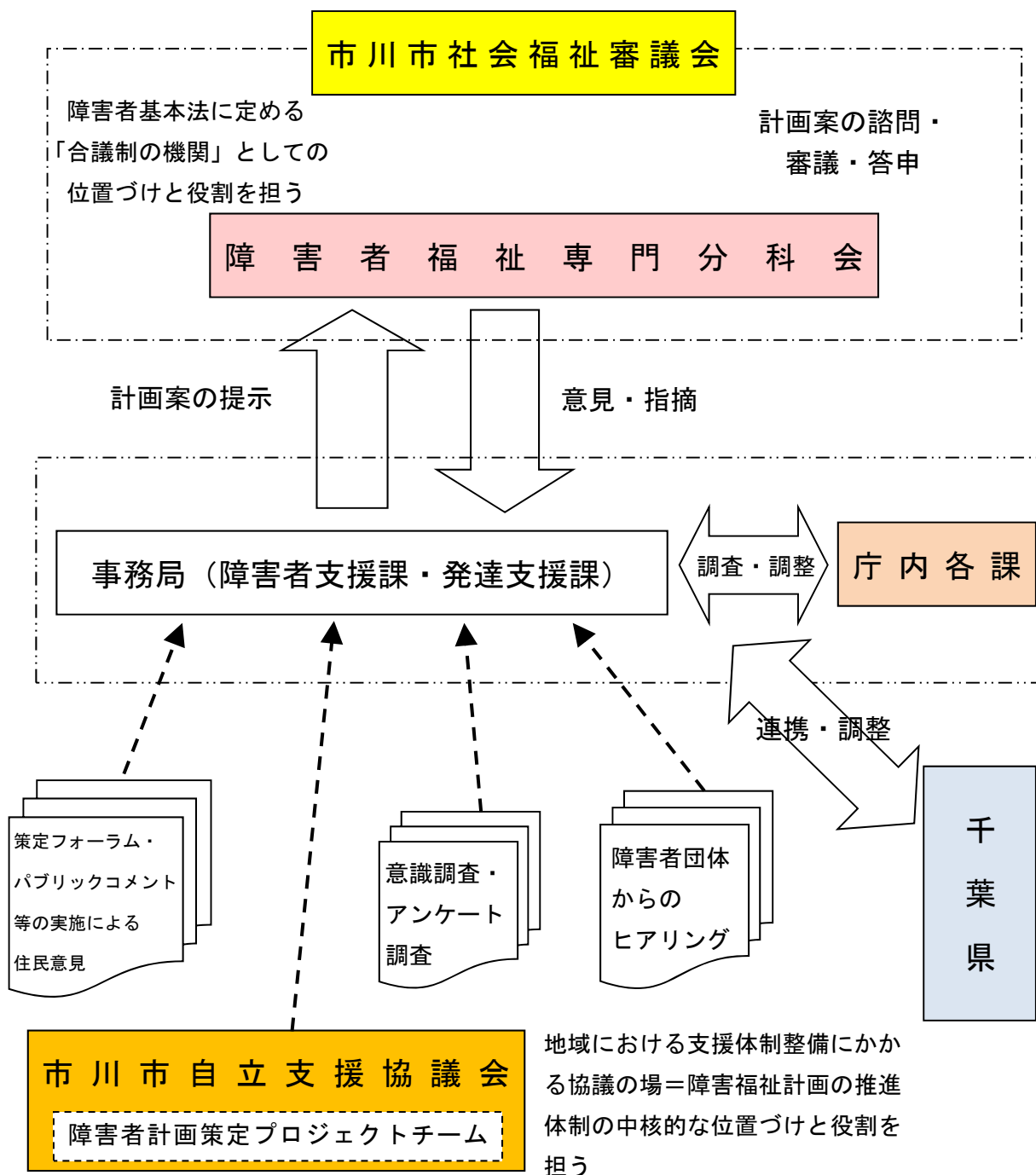


第3部
資料編

I 資料

1. 策定体制と策定の経過

(1) 策定体制



(2) 策定の経過

審議会：社会福祉審議会

分科会：障害者福祉専門分科会

年月日	検討内容等
平成 28 年 8 月～9 月	障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査の実施
平成 28 年 12 月～5 月	障害者計画策定プロジェクトチームの開催
平成 29 年 4 月～5 月	障害者団体へのヒアリングの実施
平成 29 年 7 月	障害児通所支援サービス利用のアンケートの実施
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回審議会（次期障害者計画の策定について）
平成 29 年 7 月 26 日	第 1 回分科会（第 2 次いちかわハートフルプランの進捗状況について報告及び第 3 次いちかわハートフルプラン骨子案について審議）
平成 29 年 8 月 23 日	第 2 回審議会（次期障害者計画の策定について諮問及び第 2 次いちかわハートフルプランの進捗状況について報告） 第 2 回分科会（第 3 次いちかわハートフルプラン素案について審議）
平成 29 年 9 月 20 日	第 3 回分科会（第 3 次いちかわハートフルプラン素案について審議及び市川市自立支援協議会との意見交換）
平成 29 年 10 月 7 日	策定フォーラム（第 3 次いちかわハートフルプランおよび素案に対するパブリックコメントについて PR）
平成 29 年 10 月 7 日～11 月 6 日	第 3 次いちかわハートフルプラン素案に対するパブリックコメントの実施
平成 29 年 10 月 18 日	第 4 回分科会（第 3 次いちかわハートフルプラン原案について審議）
平成 29 年 11 月 29 日	第 5 回分科会（第 3 次いちかわハートフルプラン答申案の審議と決定）
平成 29 年 12 月 27 日	第六次千葉県障害者計画策定フォーラムを本市で開催

2. 市川市社会福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項(市川市介護保険条例(平成 12 年条例第 10 号)第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。)に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

3. 市川市社会福祉審議会委員名簿

(1) 市川市社会福祉審議会（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

条例上の区分	区分	所属等	氏名
学識経験者	学識経験者	淑徳大学	○藤野 達也
	学識経験者	和洋女子大学	庄司 妃佐
	学識経験者	和洋女子大学	◎岸田 宏司
	医療関係者	一般社団法人 市川市医師会	福澤 健次
	社会福祉施設経営者	社会福祉法人 慶美会	高田 俊彦
	経済界	市川商工会議所	戸坂 幸二
関係団体の推薦を受けた者	公益社団法人関係者	公益社団法人 市川市シルバー人材センター	安井 誠一
	障害者団体	特定非営利活動法人 ほっとハート	松浦 竜介
	障害者団体	市川市身体障がい者福祉会	柴田 剛直
	障害者団体	市川手をつなぐ親の会	村山 園
	地域の代表者	市川市民生委員児童委員協議会	堀江 弘孝
	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	加藤 良雄
	社会福祉法人関係者	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	萩原 洋
	NPO 法人・ボランティア団体	特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	石原 徳子
市民	市民		小野 恒
	市民		古瀬 敏幸
	市民		和田 四郎
臨時委員		基幹相談支援センター えくる	長坂 昌宗

(2) 障害者福祉専門分科会 (敬称略)

◎ : 会長 ○ : 副会長

所属等	氏名
和洋女子大学	◎庄司 妃佐
市川商工会議所	戸坂 幸二
特定非営利活動法人 ほっとハート	松浦 竜介
市川市身体障がい者福祉会	柴田 剛直
市川手をつなぐ親の会	○村山 園
特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
千葉県市川健康福祉センター	石原 徳子
	小野 恒
基幹相談支援センター「えくる」	長坂 昌宗

Ⅱ 参考資料

1. 「障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査」について

(1) 調査の目的

市川市に居住する障害者の生活、教育、就労、社会参加活動等の実態や現状、あるいは国、県、市による障害者施策やサービスに対する具体的な意向を把握し、調査結果を次期計画の基礎資料とする。

(2) 調査の方法

対象：障害にかかる各種手帳を所持する市民（当事者）、手帳を所持しない市民
方法：郵送による配布・回収

(3) 調査期間

平成 28 年 8 月上旬～9 月下旬

(4) 回収結果

障害の種別	身体障害	知的障害	精神障害	合計	手帳を所持しない市民
調査対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者		
対象者	1,500	500	500	2,500	500
抽出方法	手帳所持者から無作為抽出				住民基本台帳から16歳以上を無作為抽出
有効回収数 (有効回収率)	868 (57.9%)	269 (53.8%)	240 (48.0%)	1,377 (55.1%)	189 (37.8%)

(5) 調査項目

手帳所持者	手帳非所持者
<ul style="list-style-type: none"> ・健康について ・暮らしを取り巻く環境について ・暮らしの場や家計について ・介助について ・外出について ・サービス利用の現況と今後の展望について ・日中活動について ・余暇活動、地域活動について ・これからの障害福祉について 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・福祉に対する関心について ・日常生活における障害者との関わりについて ・余暇活動や障害者を支援する活動について ・障害者福祉の情報について ・これからの障害者福祉について

2. 「障害児通所支援サービス利用のアンケート調査」について

(1) 調査の目的

第1期障害児福祉計画を策定するための資料とする。

(2) 調査方法

- ①調査対象 障害児通所支援事業所を利用している障害児の保護者
- ②調査方法 (i)調査用紙を配布したアンケート形式
(ii)インターネット回線を利用したアンケート形式
- ③回答方法 (i)市内の障害児通所支援事業所を通じて、調査用紙を各家庭に配布・回収
(ii)インターネット回線を通じて、回答用紙専用ページから回答
- ④調査期間 平成29年7月上旬～8月上旬

(3) 回収結果

配付数：982

回答数：321（調査用紙による回答数：239、インターネットによる回答数：82）

回答率：32.68%

(4) 調査項目

【サービスの利用状況と満足度】

- ・利用中のサービスと今後利用したいサービス
- ・サービスの満足度
- ・事業所選択の目安

【障害児支援利用計画書の作成について】

- ・利用計画の作成方法
- ・セルフプランの理由
- ・今後の利用計画作成について

3. 障害者計画策定プロジェクトチームについて

(1) 開催目的

平成 30 年 3 月に終期を迎える市川市障害者計画基本計画に代わる新たな障害者計画基本計画の基本的な考え方及び施策体系に関する叩き台の作成を目的とする。

(2) 協議の経過

年月日	協議内容等
平成 28 年 12 月 13 日	第 1 回障害者計画プロジェクトチーム (障害者施策に関する動向について、現行の障害者計画・障害福祉計画について)
平成 29 年 1 月 24 日	第 2 回障害者計画プロジェクトチーム (本市における現状と課題について①)
平成 29 年 2 月 21 日	第 3 回障害者計画プロジェクトチーム (アンケート調査の結果報告、本市における現状と課題について②)
平成 29 年 3 月 21 日	第 4 回障害者計画プロジェクトチーム (本市における現状と課題について③、施策推進の方向及び分野別の施策名について)
平成 29 年 4 月 18 日	第 5 回障害者計画プロジェクトチーム (障害者計画プロジェクトチーム提案書(案)について)
平成 29 年 5 月 16 日	第 6 回障害者計画プロジェクトチーム (障害者計画プロジェクトチーム提案書について)

(3) 参加メンバー（敬称略）

	役職等	所属等	氏名
市川市自立支援協議会	会長	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	山崎 泰介
	副会長	中核地域生活支援センターがじゅまる	朝比奈 ミカ
	副会長	和洋女子大学	高木 憲司
	委員（相談支援部会）	一般財団法人市川市福祉公社	内野 智美
	委員（相談支援部会）	基幹型支援センター えくる	長坂 昌宗
	委員（生活支援部会）	特定非営利活動法人ほっとハート ほっとハート相談支援事業所リンク	松尾 明子
	委員（生活支援部会）	社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan	磯部 利江
	委員（就労支援部会）	障害者就業・生活支援センター いちされん	西村 拓士
	委員（就労支援部会）	福祉的就労担当者会議	廣田 聖
	委員	市川市障害者団体連絡会	大井 好美
	委員	市川市障害者団体連絡会	田上 昌宏
	委員	市川市障害者団体連絡会	西口 美恵子
	委員	こども発達支援センターやわた	保戸塚 陽一

Ⅲ 用語解説

あ行

アクセシビリティ

近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、利用しやすさ、交通の便などの意味を含む。 → 情報アクセシビリティ

アジア太平洋障害者の十年

障害者施策の恩恵に浴せない障害者が多い、アジア各国の政府や NGO などに対して啓発を推進するため、国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) が「国連・障害者の十年」(1983～1992年)の後に「アジア太平洋障害者の十年」(1993～2002年)を採択した。その後二度にわたって延長され、現在は 2022 年までとなっている。 → 国連・障害者の十年

移送サービス

福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が困難な高齢者や障害者（児）などに対して行う輸送・運搬サービスのこと。

一般就労

雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労すること。 → 福祉的就労

e-モニター（イーモニター）

市川市 e-モニター制度（市川市が運営する登録制のアンケート制度）に、モニターとして登録した人。パソコンや携帯電話へ市から電子メールでアンケートや情報を発信して、その回答を市政に反映していく。

インクルーシブ教育

インクルーシブとは、「包括的な」や「包み込む」を意味する。インクルーシブ教育とは、子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

仁川（インチョン）戦略

第3次にあたる「アジア太平洋障害者の十年」(2013～2022年)を推進するための行動計画として、韓国の仁川で開催された国連アジア太平洋経済社会委員会の呼びかけによるハイレベル政府間会合において採択された。

NPO 法人

NPO は Non-Profit Organization の略で、非営利組織を意味し、そのうち、特定非営利活動促進法に基づいて都道府県または内閣府の認証を受けて設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

エンパワメント

ここでいうエンパワメント (empowerment) とは、一般的には「障害のある人自身が自らの生活の調整や改善をはかる力を獲得していくこと」を意味するが、この概念の意図するところは、人間の潜在能力を信じて、その発揮を可能にするような社会を実現しようとすることに価値を見出す点にある。したがって単に個人の自立を

促す概念ではなく、個人の属する集団や、あらゆる人の人権をきちんと認めるための社会づくりが包括された概念である。

OHC（オーエイチシー）

オーバーヘッドカメラ（overhead camera）の略で、書画カメラ（しょがカメラ）とも言う。資料など主に平面の被写体をビデオカメラで撮影して映像信号に変換する装置である。主にオーバーヘッドプロジェクター（OHP）など教育やプレゼンテーションの場で利用されてきた機器を置換する目的で利用される。 → 要約筆記

オストメイト

ストーマが造設されている人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。オストメイトをストーマの種類別に、コロストメイト（結腸ストーマ保有者）、イレオストメイト（回腸ストーマ保有者）、ウロストメイト（尿路ストーマ保有者）というが、各々コロ、イレオ、ウロと簡略化した表現もある。 → ストーマ用装具

か行

ガイドヘルパー

移動が困難な障害者に対して、外出支援（外出時の介助や付き添い）をする資格者のこと。

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す状態。 → 発達障害、発達障害者支援法

基幹相談支援センター「えくる」

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害）及び成年後見制度利用支援

事業等を実施する機関。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。本市では平成29年より委託により設置。

強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言う。適切で専門的な支援を行う必要があり、医療を含めた総合的な支援体制を構築するとともに、障害者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることが求められている。

グループ就労

指導・監督者の支援の下、障害のある人のグループを企業内で訓練させることで常用雇用への移行を図る取り組みのこと。障害のある人にとってはすぐに一般企業への就職が難しくてもグループ就労を通過点として一般就労を目指すことができ、また企業にとっては実習などの形態よりも自社で採用する人を確保できるといったメリットがある。

グループホーム

障害者総合支援法によって定められた「共同生活援助（障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行うもの）」、またはそのサービスを提供する共同住居のこと。

グループホーム等支援ワーカー

「中核地域生活支援センター」等に委託して実施している千葉県独自の事業。支援ワーカー

は、各地域内のグループホーム・ケアホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。 → **グループホーム、中核地域生活支援センター**

ケアマネジメント

ケアマネジメントとは、ケアの必要性（ニーズ）をもつ障害者に対して、本人の生活全般にわたるニーズと、公私にわたるさまざまな社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図りつつ、総合的かつ継続的なサービス供給を確保するための機能および手法をいう。ここでいう「ケア」とは、医療・保健・福祉等を含む、社会参加を支援するすべての公私にわたるサービスを意味する。このケアマネジメントの理念は、生活の主体者であるサービス利用者が「望んでいる健全な暮らし、生活」を実現するための「ケア」をマネジメントするものであって、援助者が「利用者の暮らし」をマネジメントするものではない。また、利用者の主体性、自立性、選択性を尊重し、決して専門職だけで決定するのではなく、ケアマネジメントのすべてのプロセスにおいて、利用者の意向を十分に生かした上で支援することが重要となる。

後期高齢者

現在わが国においては 65 歳以上を高齢者と呼び、高齢者のうち 75 歳以上を「後期高齢者」、65～74 歳を「前期高齢者」と呼ぶ。

高次脳機能障害

記憶に照らして認識したり、認識に基づいて判断し、行動したり、計画したりする高度な脳の働きを高次脳機能という。事故や疾病（脳卒中など）により脳に損傷を受けたことで、こうした働きに障害が生じ、記憶障害や欲求・感情のコントロール障害、注意障害等により生活に

支障を来たすことを高次脳機能障害という。外見上は障害が分かりにくい、当事者も障害を十分に認識できていないことがあるといった特性がみられる。

合理的配慮

障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。 → **社会的障壁**

高齢者サポートセンター

本市における地域包括支援センターの名称。地域包括支援センターとは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

国際障害者デー

1983 年から 10 年間にわたり世界的に進められた障害者に関する行動計画「国連障害者の十年」の終結に当たり、1992 年の国連総会で毎年 12 月 3 日を国際障害者デーとすることが宣言され、加盟国に対し、障害を持つ人々の社会参加を一層促進するため、この国際障害者デーに重点を置くよう呼び掛けがなされた。 → **国連障害者の十年**

国際障害者年

1981年、国連決議により、身体障害、知的障害、精神障害の全ての障害者を対象に「完全参加と平等」をテーマとして実施され、その理念と主な原則、各国のとるべき措置、国連の事業等についての指針が示された。

国際障害分類 (ICIDH)

International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps の訳。「障害」という概念について WHO が 1980 年に公表した試案のことで、「機能障害」、「能力低下」、「社会的不利」という次元で障害の構造を明らかにしたが、「障害をマイナスの側面からしか捉えていない」「環境などの背景因子が考慮されていない」などの問題点も指摘された。

国際生活機能分類 (ICF)

International Classification of Functioning, Disability and Health の訳。国際障害分類の改訂版として WHO が 2001 年に採択したもので、ICIDH の分類の視野を拡大し、マイナス面だけでなくプラス面も記述できるようにした分類。

国連障害者の十年

1981年の国際障害者年を引き継いで、1982年、国連が「障害者に関する世界行動計画」を採択し、その実施の枠組みとして 1983～1992年の10年を「国連障害者の十年」と宣言した。 → 国際障害者年、障害者に関する世界行動計画

雇用促進奨励金

市内に居住する障害者、母子家庭の母等を雇用した事業主に対し、一定の期間奨励金を交付するもの。 → 職場実習奨励金

さ行

サービス等利用計画

障害福祉サービスや、地域相談支援を利用する障害者等が、障害福祉サービス等を適切に受けることができるよう、相談支援専門員によりケアマネジメントの手法に基づいて作成される計画。 → 相談支援専門員、ケアマネジメント

差別的取扱い

障害者差別解消法においては、「不当な差別的取扱い」として、例えば、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止している。 → 障害者差別解消法

支援費制度

行政が障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、平成 15 年 4 月から導入された障害者福祉の制度で、「障害者自立支援法（障害者総合支援法）」に基づく仕組みが導入される以前のもの。支援費制度においては、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用することとし、利用にあたっては、障害者等が市町村に申請してサービス種類ごとの支給決定を受けた後に指定事業者・施設の中から利用したい施設・事業者を選択し、契約のもとにサービス提供を受け、自己負担分を支払うとともに、施設・事業者は市町村に対して、支援費の請求を行う仕組みになっていた。 → 障害者自立支援法、障害者総合支援法

磁気ループ

磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚障害のある人を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪(ループ)にしたコードに流して磁気

を発生させ、そのループコードの範囲内であれば、磁気ループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。

失語症会話パートナー

脳梗塞や脳出血などの脳血管障害や交通事故等による脳損傷の後遺症として話す、書く、聞いて理解する、読んで理解するなど、言葉に関することが以前のようにできなくなった人に対して、不自由なコミュニケーションを補いながら一緒に会話をする人、周囲の人や地域社会との仲立ちをして会話の手助けをする人のことをいう。

指定相談支援事業者

障害者総合支援法に基づく「特定相談支援事業」（障害者や家族等の相談や関係機関との連絡調整に加え、障害福祉サービスの利用に関する調整が難しい方に代わって、サービス利用のための計画を作成し、継続的な支援を行う事業）および「一般相談支援事業」（入所施設や病院からの地域移行支援や、単身者等の常時の連絡体制確保や緊急対応などを行う地域定着支援を行う事業）の指定を、市町村または都道府県から受けた事業者。指定特定相談支援事業者はケアマネジメントに従事する者として位置づけられている。 → ケアマネジメント

児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。平成 24 年 4 月 1 日の一部改正により、障害児支援の強化が打ち出され、これまで障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）について一元化が図られた。また「放課後等デイサービス」や「保育所等訪問支援」が創設された。平成 30 年 4 月 1 日の一部改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務化された。

自閉症スペクトラム障害

現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障害とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害を含む「連続体（スペクトラム）」として、本質的には同じ一つの障害単位と考えられている。典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の 3 つの特徴が現れる。 → 学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、発達障害、発達障害者支援法

市民後見人

親族がいない認知症の高齢者や知的障害などで判断能力が不十分な人の成年後見人になる一般市民のこと。 → 成年後見制度・第三者後見人、法人後見

社会的障壁

障害のある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものの中で、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

社会福祉基礎構造改革

増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について見直した改革。具体的な改革の方向として「個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立」「質の高い福祉サービスの拡充」「地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」を大きな柱としている。

社会福祉協議会

昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づいて設置

された社会福祉活動を目的とした非営利民間組織。都道府県、市区町村で、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力により活動している。

社会モデル

障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという障害の捉え方や考え方のこと。「社会モデル」では、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があると考えられる。一方で、従来の障害の捉え方として、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという「医学モデル」がある。 → 社会的障壁

重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にあるこどもを重症心身障害児という。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）と呼ぶ。

住宅確保要配慮者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）では、住宅確保要配慮者として「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者等」が挙げられている。しかし、地域によって、ここで列記した者以外にも、住宅を自力で確保することが難しい者が存在すると考えられる。

手話通訳（者）

手話を主なコミュニケーション手段とする聴

覚障害者等と、その他の人々との間に立って、コミュニケーションの仲介を行うこと、する者。

→ 要約筆記

障害者基本法

昭和 45 年に定められた心身障害者対策基本法を大幅に改正して制定された法律で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関するの基本となる法律。平成 23 年に改正され、これまで恩恵的な福祉施策の対象とされてきた障害者を「基本的人権を享有する個人」であるという観点から施策の主体としたこと、障害者の定義に「社会的障壁」を明記して障害の社会モデルの導入が行われたこと、さらに基本原則（差別の禁止）に「社会的障壁の除去」を掲げるなど、障害者権利条約の批准に向けて大きな転換がなされた。 → 社会的障壁、障害者権利条約

障害者基本法に定める「合議制の機関」

障害者基本法において、障害者計画や障害福祉計画の策定に係る審議、計画推進に係る調査審議等を行う諮問機関として条例で定めるよう位置づけられている組織。市川市においては、市川市社会福祉審議会がその位置づけと役割を担っている。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成 24 年 10 月 1 日に施行。 → 障害者権利条約

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

2006年（平成18年）12月、国連総会において採択され、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し推進するための措置を締約国がとること等を定めている。日本は2007年（平成19年）に署名し、2014年（平成26年）に批准している。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

昭和35年公布。障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて、その職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害者の職業の安定を図ることを目的としている。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定。施行は一部の附則を除き平成28年4月1日。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等と民間事業者に差別的取扱いの禁止を義務付け、さらに、国・地方公共団体等に合理的配慮の不提供の禁止を義務付ける内容となっている。 → 合理的配慮、差別的取扱い、障害者権利条約

障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

障害者就業・生活支援センター

障害のある方の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う。公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携しながら、障害のある方の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行う。県が障害保健福祉圏域ごとに指定し、市川・浦安圏域ではNPO法人いちされんが受託。

障害者就労支援センター「アクセス」

一般企業に就労可能な障害者に対し、就労に関する支援を実施するとともに、障害者の家族及びその関係者、企業等に対し、支援及び相談・調整を行う。市川市の委託により平成12年6月より設置。

障害者自立支援法

平成15年に開始された「支援費制度」は、従来の措置制度から利用者によるサービス選択／利用者と事業者との契約によるサービス提供へ、障害者施策を大きく転換するものだったが、障害種別の縦割りのサービス提供でわかりにくい、各自治体の財政格差などから地域間格差がある、増え続けるニーズに対応できる財源が確保できない、などの問題があった。これらを解決するとともに、より総合的で効果的な障害者施策を

進めるため、平成 17 年 10 月末に成立し、平成 18 年 10 月から完全施行された法律。大きな柱は、障害者施策の一元化、利用者の利便性向上、就労支援の強化、支給決定プロセスの明確化、安定的な財源の確保などである。平成 25 年 4 月に、障害者総合支援法の施行に伴い廃止となった。 → 支援費制度、障害者総合支援法

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、障害者自立支援法をもとに平成 25 年 4 月 1 日（一部は平成 26 年 4 月 1 日）より施行。大きな変更点としては、難病等が障害者の範囲に含まれるようになったことや、「障害支援区分」の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが挙げられる。 → 障害者自立支援法

障害者手帳（制度）

心身に障害のある人が、一定の障害の状態にあることを証明することにより、各種の相談や福祉サービスなどの援護を受けやすくすることを目的として交付されるもの。障害の内容により身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があり、それぞれに障害の程度に応じた等級がある。 → 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

障害者に関する世界行動計画

1981 年の国際障害者年の成果をもとに検討されたガイドラインで、1982 年 12 月 3 日第 37 回国連総会で採択された。ここでは、「障害の予防」

「リハビリテーション」「機会均等化」の 3 つの概念が整理され、世界各国の今後なすべき課題についての具体的な提案が、201 の項目にまとめられている。

障害者の機会均等化に関する標準規則

1993 年 12 月、第 48 回国連総会で採択された。医療やリハビリテーション、教育、就労、社会保障など障害者にかかわる重要な課題について、各国が取り組むべき具体的な指針が示されている。ここでは、平等な参加への前提条件に理解の促進、医療、リハビリテーション、支援サービスをあげ、その目標分野にアクセス、教育、就労、所得・社会保障、家庭生活と個人の尊厳、文化、レクリエーション・スポーツ、宗教をあげている。

障害者の権利に関する宣言

国連総会決議において、障害者の基本的人権と障害者問題に関する指針を示したもので、1975 年 12 月 9 日に採用された。障害者の権利として、①年齢相応の生活を送る権利、②他の人々と同等の市民権及び政治的権利、③可能な限り自立できるための各種施策を受ける権利、④医療、教育、職業訓練、リハビリテーション等のサービスを受ける権利、⑤経済的・社会的保障、一定の生活水準の保持及び報酬を得られる職業従事の権利、⑥特別のニーズが考慮される権利、⑦家族と共に生活する権利、⑧搾取や虐待から保護される権利、⑨人格・財産保護についての法的な援助を受ける権利などがあげられている。

障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

国、地方公共団体、独立行政法人が障害者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するよ

うに義務づけた法律。2013年（平成25）4月に施行された。障害者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。省庁や地方公共団体などの長は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、各年度の終了後には、その実績を公表することが義務づけられた。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障害のある人が住みなれた地域で偏見や誤解から生ずる差別を受けることなく、自分らしく暮らしていけるよう、何が差別であるかを明らかにし、第三者を交えた話し合いによる解決を基本とした仕組みを定めた国内初の条例。個別の差別事案の相談業務に当たる「地域相談員」の設置、地域で解決が困難な場合の「調整委員会」による助言、悪質な場合の知事による差別解消の勧告などが定められている。

障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位を障害保健福祉圏域という。千葉県では、健康福祉センター（保健所）の区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の圏域を設定しており、市川市は浦安市とともに「市川・浦安圏域」に属する。

（小規模）作業所

一般就労が困難な障害者の働く場や活動の場として、当事者、家族、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として、地域の中で生まれ運営されてきた。これらは共同作業所、小規模授産施設、福祉作業所などの名称でも呼

ばれ、法律に根拠をもたず、都道府県や市町村の補助を受けて様々な形態で運営されていたが、障害者自立支援法（障害者総合支援法）の施行により、障害福祉サービス（日中活動系サービス）や、地域活動支援センター等へと移行した。

情報アクセシビリティ

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

職場実習奨励金

市内に居住する障害者を、ハローワークのあっせんにより職場実習（職場における作業手順、知識及び技術を習得させ、作業手順に適応させる訓練）に5日以上受け入れた事業主に対し、奨励金を交付するもの。 → 雇用促進奨励金

触法障害者

障害者で犯罪を起こした者。

ジョブコーチ

障害者の適性把握、作業能率の向上、コミュニケーションの支援、家族との連絡・連携、仕事内容・指導方法についての助言や提案等、障害者が安心して働けるように、また、事業所が安心して障害者を雇用できるように様々な支援を行う支援者。我が国では、平成14年に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」において「職場適応援助者（ジョブコーチ）事業」が制度化され、地域障害者職業センターがジョブコーチを派遣して支援を行う「配置型ジョブコーチ」に加え、平成17年の同法の改正により、福祉施設等の職員や、事業所が自ら配置するジョブコーチが助成金を受けて職場適応援助を行うことが可能となった。

自立支援協議会

市町村が実施する相談支援事業について、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」であり、相談支援体制の構築を図るとともに、事業の効果的な運営のために設置される会議である。市川市においては「市川市地域自立支援協議会」として平成20年3月に設置され、その後、平成25年4月に「市川市自立支援協議会」と名称変更。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議を行い、障害者の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としている。

自立支援医療

従来の「更生医療」「育成医療」「精神通院医療費公費負担」を障害者自立支援法（障害者総合支援法）の下で新たに位置づけたもの。実施主体は、更生医療と育成医療は市町村、精神通院医療費公費負担は都道府県。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長から交付される手帳。障害の種類として、①肢体不自由②心臓、じん臓又は呼吸器の機能障害③ぼうこう又は直腸の機能の障害④小腸の機能の障害⑤ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害⑥肝臓の機能の障害があり、いずれも一定以上で永続することが要件とされる。また、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。なお、7級の障害は、単独では交付対象とならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となる。 → 障害者手帳(制度)

ストーマ用装具

腸や膀胱の病気の治療の結果、手術により腹壁に排泄口（ストーマ）を設けて排泄できるようにした際、便や尿を貯めておく使い捨ての袋。

→ オストメイト

スマイルプラン

本市で作成する「個別の教育支援計画」のこと。「個別の教育支援計画」とは、発達に課題があるなど、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、保護者をはじめ、学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、必要な支援を行うためのツールとなるもの。小学校就学に当たり、こどものことで心配がある場合など、スマイルプランを使って就学前の支援の情報を小学校につなぐことができ、また、小学校から中学校、中学校から高等学校等への情報の引き継ぎにも使うことができる。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを示した法律。平成27年4月1日施行。

生活ホーム

千葉県が要綱で定めたもので、独立した生活を希望し、あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に、居室を提供し、日常生活や社会適応に必要な各種の援助を行うもの。満15歳以上で、①就労している者、②施設、作業所等へ通所している者、③家庭では十分な養護、監護が受けられない者のいずれかに該当する知的障害者を対象とする。また、設置・経営主体は法人でなくても実施可能で、定員は原則4名以内とされている。 → ふれあいホーム

精神障害者保健福祉手帳

平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正で同法第45条に規定された手帳で、精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。身体障害者手帳・療育手帳と異なり、手帳には2年の有効期限があり、2年ごとに医師の診断書とともに申請をし、手帳を更新する。診断書に基づき、診断書が書かれた時点での申請した当事者の能力障害、機能障害（精神疾患）の状態を精神保健福祉センターが判断し、手帳の支給・不支給ならびに、支給の場合は等級が決定される。等級は、障害の程度により、重い順に1級・2級・3級となっている。

→ 障害者手帳(制度)

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

→ 第三者後見人、法人後見

成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

平成28年4月15日公布、同年5月13日施行。この法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされている。

→ 成年後見制度

セルフプラン

障害福祉サービスを利用する際に、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等に代わり、サービスを利用する本人や家族、支援者が作成する計画のこと。

→ サービス等利用計画

相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う者として、指定相談支援事業（特定・一般・障害児）への配置が定められている。相談支援専門員となるには、一定の実務経験と研修修了の要件を満たす必要がある。

→ サービス等利用計画

た行

第三者後見人

成年後見制度により選任される後見人のうち、親族以外を指し、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職が多い。

→ 成年後見制度、法人後見

地域移行支援協議会

千葉県により、保健所圏域毎に設置されている医療・福祉・当事者・行政等の構成員による精神障害者地域移行支援協議会を指す。関係者同士、連携を図り、地域の資源に関する協議や研修、事例検討等を行っている。運営は指定一般相談支援事業者等に委託。なお、圏域内の総合調整役として、平成24年度までは地域体制整備コーディネーターを、平成25年度からは圏域連携コーディネーターを配置している。

地域ケアシステム

地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供されるよう、地域を再生し、

誰もが住みなれた家庭や地域で安心して生活を続けられる市川市独自の仕組みとして平成 13 年度にスタート。地域住民を中心とした地区社会福祉協議会を推進母体に、行政や関係機関が連携・協働しながらさまざまな取組みに挑戦している。

地域ケアシステム推進連絡会

市川市における地域ケアシステムの確立に向け、地区社会福祉協議会ごとに設置されている。地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う場であり、地域の担い手と市や市社会福祉協議会、多様な団体を巻き込みながら活動を展開している。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、2025 年（平成 37 年）を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

千葉県手話言語等普及の促進に関する条例

平成 28 年 6 月 28 日施行。聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる、手話等（手話、筆談等）を普及することを目的としている。県の責務として、聴覚障害者の社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及促進に努めるとともに、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民理解の促進に努めなければならないと規定している。また、市町村は、聴覚障害者が日常又は社会生活を営むために必要かつ合理的配慮を行い、手話等の普及、環境の整備に努め、県民は手話等や聴覚

障害者に関する理解を深めるよう努め、事業者は、聴覚障害者にサービスを提供するときや雇用するときは、手話等の使用に関して配慮するよう努めるとされている。 → 手話通訳、合理的配慮

千葉県福祉のまちづくり条例

平成 8 年 3 月に制定され、すべての県民が福祉のまちづくりに取り組むよう意識高揚を図ること、高齢者や障害者が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を進めることを定めている。また、公益的施設等の整備基準を定め、適合した施設からの申請により適合証を交付している。

チャレンジオフィスいちかわ

平成 22 年度より始まった市川市の事業で、働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障害者を、一定期間、市の非常勤職員として採用し、その実務経験を活かして、障害者就労支援センター「アクセス」との連携のもと、一般企業への就労につなげるもの。

注意欠陥・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

→ 発達障害、発達障害者支援法

中核地域生活支援センター

こども、障害のある人、高齢者など一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を 24 時間 365 日体制で行う。千葉県の単独制度。

特別支援学校

「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 19 年 4 月 1 日施行）に基づき、複数の障害種別

に対応した「特別支援教育」を実施することができる「特別支援学校」制度が創設された。これにより、従来の盲・ろう・養護学校は「特別支援学校」に移行し、児童生徒の重度・重複化に対応した教育の充実がはかられることとなった。なお、特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象とされる障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援教育

特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人一人のニーズに応じた教育。 → 学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、特別支援学校

特例子会社

障害者の雇用に特別の配慮をした子会社のこと、雇用される障害者が5人以上で、かつ、子会社の全従業員に占める割合が20%以上であるととともに、雇用される障害者に占める重度身体障害者及び知的障害者の割合が30%以上であることなどの要件が定められている。特例子会社を有する親会社は、特例子会社と通算して雇用率制度を適用することができる。

な行

難病

社会通念上は、治療の難しい病をいう。難病法では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治

療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものと定義されている。

日常生活用具

障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具で、次の3項目（①障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの②障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの③用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの）を全て満たすもの。種目としては、①介護・訓練支援用具②自立生活支援用具③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具⑤排泄管理支援用具⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）が挙げられる。

ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきノーマル（正常）な姿であるとする考え方。またその実現に向けた運動や施策なども含まれる。

は行

ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

病院、劇場、集会場、展示場、デパートなど不特定かつ多数の人が利用する政令が定める公共施設において、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレなどを高齢者や身体障害者が支障なく利用できるよう対策を促すもの。平成18

年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されたことに伴い、廃止された。 → **バリアフリー新法**

発達障害

人間の発達過程において、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得に、偏りや遅れがある状態を発達障害という。自閉症、アスペルガー症候群や学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)のほか、これに類する脳機能障害が含まれる。 → **学習障害(LD)、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、発達障害者支援法**

発達障害者支援センター（CAS）

自閉症等の特有の発達障害を有する障害のある人及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。千葉県では相談窓口を千葉市及び我孫子市の2か所に設置している。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害や、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能障害で、その症状が低年齢に発現する発達障害に対して、早期発見と早期療育や学校教育・就労・地域生活に必要な支援と家族への助言、発達障害の啓発、都道府県での発達障害者支援センター設置など、その自立と社会参加の援助について国・自治体の責務を規定した法律(平成17年4月1日施行)。 → **学習障害(LD)、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、発達障害**

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

バリアフリー

障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。 → **ユニバーサル(化)**

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が統合され、施行された。高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

→ **ハートビル法**

ピアカウンセリング

同じ悩みや障害を持つ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助すること。 → **ピアサポート**

ピアサポート

ピア（peer）とは「仲間」という意味で、同じような障害、同じような体験をもつ仲間同士の支え合いのことを「ピアサポート」という。障害者団体・家族会等の活動や、当事者同士の

カウンセリング（ピアカウンセリング）、クラブハウス（当事者主体の運営による相互支援の場）等のさまざまな形態がある。専門家による支援とは別に、同じような経験のある立場からの共感性の高い支援が期待できる。 → **ピアカウンセリング**

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいう。 → **要配慮者**

びわこミレニアム・フレームワーク

「アジア太平洋障害者の十年」の最終年にあたる2002年に滋賀県大津市で政府間会合が開催され、次期10年（2003～2012年）の行動計画となる「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択された。正式には、「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」。 → **アジア太平洋障害者の十年**

福祉サービス利用援助事業

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的として、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行う事業。国庫補助事業名である「日常生活自立支援事業」（旧名「地域福祉権利擁護事業」）とも呼ばれる。

福祉施設

各種の法律にのっとり、社会福祉のためにつくられた施設のこと。

福祉タクシー

市川市の場合、重度障害者が、通院または会合等において、タクシーを円滑に利用できるよう個人タクシー・法人タクシーの協力を得て、タクシー料金の2分の1を助成している。

福祉的就労

一般就労が困難な障害者のために配慮された福祉施設等での就労のことで、従来の体系の下では授産施設や小規模作業所など、障害者総合支援法体系の下では「就労継続支援（A型・B型）」「生活介護」「地域活動支援センター」の一部などがある。

従来の体系の下では、利用者の収入（工賃）が月額1万円にも満たない場合がほとんどであったが、新体系においては一般就労への移行促進とともに、福祉的就労においても雇用型を目指したり、目標工賃を定めるなど、水準の向上が図られている。 → **一般就労**

福祉避難室

専門性の高い支援は必要ないが、体育館等での集団生活に何らかの配慮が必要な方を対象とし、市川市小学校区防災拠点内に設置されるスペース。 → **福祉避難所**

福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。市川市においては、福祉避難室での生活が困難な方を対象とし、開設する。 → **要配慮者、福祉避難室**

ふれあいホーム

千葉県が要綱で定めたもので、精神科病院に社会的理由で長期入院している精神障害者や独立した生活を希望する精神障害者に対し、地域の中で住宅を提供し、日常生活や社会適応に必

要な援助を行うもの。県内に居住し、①日常生活上の援助を受けながら、地域で生活することが適当であること、②日常生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていること、③日常生活を維持するに足りる収入があること、の3つの要件のいずれにも該当する精神障害者を対象とする。また、設置・経営主体は法人でなくても実施可能で、定員は原則2～3名とされている。 → 生活ホーム

放課後保育クラブ

就労等により、保護者が日中家庭にいない児童を預かり、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設・機能。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」とする。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行うため、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。 → 成年後見制度

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められた、企業の常用労働者に占める、雇用している障害者の割合のこと。常用労働者45.5人以上の企業にあっては、2.2%の法定雇用率を達成するよう努力しなければならないと定められている。この法定雇用率に達しない場合、雇用納付金を納めなければならない一方、法定雇用率を超えて障害者を雇用している企業には雇用調整金や報奨金が

支給される。 → 障害者雇用促進法

（ホーム）ヘルパー

日常生活に支障のある高齢者や障害者の家庭を訪問し、食事や掃除、排泄、入浴など、生活全般の介助を行う資格者のこと。

補装具

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の総称で、具体的には、義肢・装具・座位保持装置・盲人安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）・重度障害者用意思伝達装置などがこれにあたる。

ボッチャ

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。障害によりボールを投げることができなくても、勾配具（ランプ）を使い、自分の意思を介助者に伝えることができれば参加できる。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方法公務員（非常勤）であり、ボランティアで地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は

児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

や行

ユニバーサル（化）

ユニバーサルとは、「一般的であるさま」「すべてに共通であるさま」「普遍的」といった意味で、ユニバーサル化とは、社会、制度、事物、概念などを文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用できるようにすることをいう。 → バリアフリー

要約筆記（者）

会議の席上での発言などを、同時に要約しながら文字にして示し、聴覚障害者への情報伝達を可能にすること、する者。 → 手話通訳・OHC

要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。
→ 避難行動要支援者

ら行

ライフサポートファイル

障害のあるこどもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童及びその家族、障害に関し、心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うことをいう。

療育手帳

知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの方に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する。身体障害者手帳については身体障害者福祉法に、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に、それぞれ手帳発行に関する記述があるが、療育手帳に関しては知的障害者福祉法にその記述はなく、昭和48年9月27日に当時の厚生省が出した通知「療育手帳制度について」（厚生省発児第156号厚生事務次官通知。のち、平成3年9月24日の厚生省発児第133号厚生事務次官通知として知的障害者に対する旅客運賃の割引制度の適用の関係で一部が改正されている）、同日の発児第725号「療育手帳制度の実施について」に基づき各都道府県知事（政令指定都市の長）が知的障害と判定した者に発行している。このため、障害の程度の区分は各自治体により異なる。18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所が判定を行なう。 → 障害者手帳（制度）

レスパイトサービス

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスのこと。

路上生活障害者

様々な理由により定まった住居を持たず、公園や路上などを生活の場とする、いわゆるホームレスのうち、障害のある人。

第3次いちかわハートフルプラン

【市川市障害者計画

- ・ 第5期市川市障害福祉計画
- ・ 第1期市川市障害児福祉計画】

平成30年4月発行

市川市 福祉部 障害者支援課

〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号
TEL : 047-712-8512 FAX : 047-712-8727

市川市 こども政策部 発達支援課

〒272-0032 市川市大洲4丁目18番3号
TEL : 047-370-3561 FAX : 047-370-8666



市川市